



310.8

So634

G





6299

孫全文集

第四卷



310.
S0634
G

ロンドン遭難記
其他

第一公論社版



外務省調査部譯編

孫文全集

(第四卷)

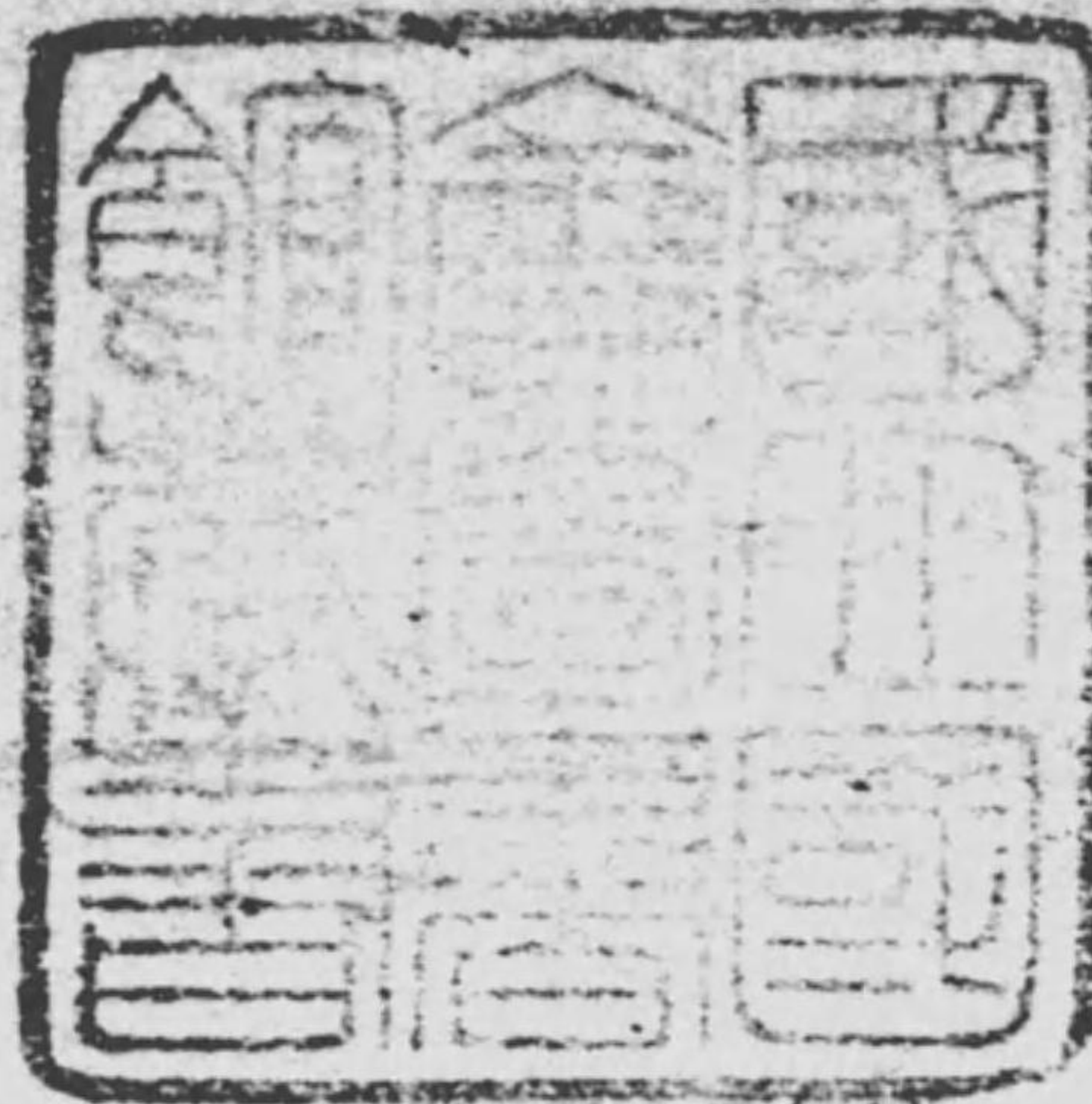
東京都千代田区丸の内一丁目十二番館六号四二室

芳澤中國記念事業財團

電話(28)四一〇八番

宣 倫 中 中 雜
敦 國 國 中
遭 存 國 中
難 亡 革 中
言 問 命 中
記 題 史 著

310.8
S0634A
G



533039

孫全文集目次

第一卷	三民主義	刊 既	第五卷	講演及び談話(下)	刊 既
第二卷	建國方略	刊 既	第六卷	五權憲法 國民黨政綱 國民建國大綱 政府自 地方自治 始行法	
第三卷	大亞細亞主義 革命方略 講演及び談話(上)	本配回次	第七卷	電文 書翰 遺言 孫文主要著作年表 並索引	
第四卷	雜言 著言				

目次

第一編 宣言

- 一、興中會宣言……………一三
- 二、同盟會宣言……………一四
- 三、臨時大總統就任宣言……………一九
- 四、臨時大總統の全國同胞に布告する書……………二三
- 五、臨時大總統より各友邦に布告する書……………三五
- 六、臨時大總統の陸海軍將士に通告する文……………三一
- 七、袁氏の叛國に對し國民に宣言す……………三三
- 八、討袁宣言……………三四
- 九、第二革命後國民に對する宣言……………三六

一〇、大元帥受任宣言	四三
一一、陸海軍大元帥就任宣言	四四
一二、第一次護法宣言	四五
一三、大總統就任宣言	四七
一四、大總統就任後の對外宣言	四九
一五、工兵計畫宣言	五一
一六、徐世昌退職後の對外宣言	五五
一七、第二次護法宣言	五七
一八、裁兵實行の宣言	六三
一九、中國國民黨改組宣言	六五
二〇、海關問題に關する宣言	六七
二一、國民黨第一次全國代表大會宣言	七三
二二、商團事件に關する對外宣言	九一

二三、北伐宣言	九四
二四、建國大綱制定の宣言	一〇五
二五、北上宣言	一〇八

第二編 雜著

一、倫敦遭難記	一一五
序文	一二五
第一章 遭難の原因	一二六
第二章 監禁される迄	一二五
第三章 監禁の實狀	一三三
第四章 求援	一四〇
第五章 師友救出を謀る	一四八
第六章 探偵を求む	一五七
第七章 英政府の干涉	一六三

第八章釋 放……………一七〇

二、中國問題の眞の解決……………一七八

三、中國存亡問題……………一九二

第一章 中國は何故に協商國に加入するか……………一九二

第二章 加入の利害……………二〇七

第三章 中國の加入は米國の宣戰の比に非ず……………二二七

第四章 中國の各國との關係……………二三五

第五章 大英帝國の基礎……………二四八

第六章 英國百年來の外交政策……………二五九

第七章 協商國戰勝後の英國外交……………二七四

第八章 協商國戰敗又は無勝敗媾和後の英國外交……………二八三

第九章 中國の存亡(其の一)……………二九三

第十章 中國の存亡(其の二)……………三〇八

四、中國革命史……………三二七

序 文……………三二七

第一章 革命の主義……………三二七

第二章 革命の方略……………三三二

第三章 革命運動……………三三四

第四章 辛亥の役……………三三九

第五章 討袁の役……………三三四

第六章 護法の役……………三三六

第七章 結論……………三三九

五、革命が分割を招來することを懼るる者は時務を識らざる者なり……………三四〇

六、貨幣革命……………三四六

七、如何にして中國實業を發展させるか……………三五四

八、國民月刊發刊の辭……………三五九

- 九、保皇報を駁す……………三六四
- 一〇、中華民國建設の基礎……………三七五
- 一一、濠洲國民黨懇親大會紀念の辭……………三八四
- 一二、八年十月十日……………三九六
- 一三、山田良政君建碑紀念の辭……………三九九
- 一四、中國革命藍皮書序……………三九一
- 一五、同盟會演義序……………三九二
- 一六、民報發刊の辭……………三九三
- 一七、建設雜誌發刊の辭……………三九五
- 一八、三十三年落花の夢序……………三九六
- 一九、太平天國戰史序……………三九七
- 二〇、戰後太平洋問題序……………三九九
- 二一、支那革命實見記序……………四〇〇

- 二二、孫大總統廣州蒙難記序……………四〇二
- 二三、中華民國憲法史前編序……………四〇二
- 二四、黃花岡烈士事略序……………四〇三
- 二五、余健光傳序……………四〇五
- 二六、明の太祖を祭る文……………四〇六
- 二七、黃花岡七十二烈士を祭る文(一)……………四〇七
- 二八、黃花岡七十二烈士を祭る文(二)……………四〇八
- 二九、義に死せる四川の諸烈士を祭る文……………四〇九
- 三〇、陳英士を祭る文……………四一〇
- 三一、伍秩庸博士を祭る文……………四一一
- 三二、十二年の國慶日に祭を先烈に致す文……………四一一
- 三三、居母胡太夫人を祭る文……………四一二
- 三四、夏重民を祭る文……………四一三

三五、劉道一烈士追悼の詩	四四
三六、大光年刊題詞	四四
三七、中國國民黨米洲同志懇親大會祝詞	四六
三八、「メルボルン」支部黨所落成懇親大會訓辭(其一)	四七
三九、「メルボルン」支部黨所落成懇親大會訓辭(其二)	四〇
四〇、安慶烈士墓所修築の祭文	四一
四一、蔣母王太夫人を祭る文	四三
四二、鐵路雜誌題辭	四三
四三、致公堂改訂規則	四五

第一編 宣言

一、興中會宣言

——一八九二年——

中國の積弱は今や極度に至る。上は則ち因循姑息、粉飾虚張。下は則ち蒙昧無知、鮮能遠慮にして、堂々たる華國を以てして列強に齒せず、濟々たる衣冠を以てして而も異族に輕んぜらる。有志の士、痛心せざらんや。

夫れ四百兆人民の衆と數萬里の土地の豊饒とを以て本と發奮せば天下に無敵の雄たるべし。乃ち政治を修めず、綱紀廢頽し、朝廷は爵を鬻ぎ官を賣り賄賂公然たり。官府は民を剥ぎ地を括す。虎狼の狂暴、盜賊の横行、饑饉の頻襲に哀嗷の聲野に遍く、民生に聊んぜず。嗚呼慘なる哉。今方に隣環の列強は虎視鷹瞵して吾が中華の五金の富と物産の巨とに垂涎する久しく、蠶食鯨吞

せんと踵を接するを見る。分割の憂目實に目前に在り。嗚呼危い哉。心ある人は大聲叱呼して斯民を水火に拯ひ、大厦の將に傾かんとするを扶くるの情を禁ぜず。庶くば我が子々孫々を他族の奴隸より免がれしむべく、特に志士を集め以て興中の用とし、賢豪と共濟を協らん。切に仰ぐ、諸同志これ勉めよ。

二、同盟會宣言

——辛亥紀元前一年九月——

本會は異族の僭亂により、天地慘蹟して民、生に聊んぜざるを以て、天下澄清の任を負ひ、朱明の緒をして絶えざらしめ、太平の師をして潛まざらしめんとするものなり。即ち天下を漢家のものたらしめ、政は自ら之をなし、張弛亦自ら易へ、衆治を進め、常に民品の汚隆を視て、其の衡度たらしめんとするものなり。

故に本會の主義は、民族の後に民權と民生とを加ふ。三者或は時勢に應じて、自ら緩急の差あるも、その繕美羣治の道たるや、素より輕重大小の別なし。故に其の一を遺せば俱に敝れ、其の偏を擧ぐれば兩ながら乖る。従つて我黨の責任は民族主義に卒るものに非ず、實に民權主義と民

生主義とに卒るものにして、前者は其の始端、後者は其の窮極をなすものなり。

八年以來義聲に感ずる所、智能の輻輳する所、分會の成るもの數十、我黨の足跡は天下に遍く、武漢に兵を興すや、全國響應し、匝月の間に兩都を恢復し、東は海に至り、南は閩粵に至り風雲搖動して、天下を昭蘇せり。此の千載一遇の時に當つて、其間に馳驟し、主義の爲に忠を效して社會の爲に盡瘁す。之れ我黨窮歎極樂の時に非ずして何ぞや。

推ふに我黨の衆は各地に散處し、或は僻地に邊在し、或は海隅に遠居し、山川修阻して、聲氣未だ通ぜず、爲に意見統一されずして、議論萬途に岐る。此故に貪夫敗類は、間隙に乗じて流言を作りて人を惑はし、漢奸滿奴は虚聲に冒託して樞要を亂す。臨時政府組織の時に於て、其禍ひ殊に大なり。之れ皆我黨の氣息通ぜずして、聯合し能はざる爲、良惡を辨するに由なく、薰蕕其の器を同じうするが故なり。一點の小火も燎原の火となるべし。其の本會を害ふは猶小なるが如きも、民國を害ふや即ち大なり。本會はその靈敏なる機關を以て、敗類を剔棄し、軍政府と切實なる聯絡を圖ること、今日の急務なり。今や漢陽復失はれて、虜軍尙在り。勝敗の數未だ逆賭すべからず。一旦軍心瓦解せんか、民氣亦銷沈するに至らん。此の千鈞一髮の時に當つて、鋒鏑を冒し、肝腦を捐て、前驅と爲りて以て其最後を争ふ者は、我黨を舍きて夫れ誰にか屬せん。好ん

此の不詳の言を爲して、驚恐せしむるに非ず。書に言はずや「兩軍對峙すれば、心の哀しき者
膝つ」と。黯弱の民は、理を見て眞ならず、故に威信未だ固からざれば、恃むに足る無き耳。之
れ亟かに我黨が、必死の決心を以て一致の行動をとり、鐵血中に在つて秣馬厲兵、其の潛勢力を
養つて以つて之が後盾となさざる可からざる所以なり。基礎を鞏固ならしむるの道は、之を舍き
て他無し。虎嘯けば谷應じ、風起れば波湧く。物類の感召に善なる、皆斯の如し。人亦然り。軍
興りて以來、智勇の士と、駿雄の倫とは、時と共に起る。廟廊の上、戰陣の中、需むるところ正
に急なり。吾黨は宜しく廣益を目的とし、碩人を羅致して其力を大ならしめざる可からず。只必
ず先づ自ら結合し、以て不破の羣を堅固ならしむるを要す。勢已に厚集せば、來附する者自ら多
かるべし。密陰の樹には衆鳥之に歸し、大風の會は羣音之を奏す。蓋し必然の勢なり。此のこと
たるや其理至淺にして、深思せずとも、遠識の士は皆能く之を知る。之れ則ち本會の改造と我黨
の聯合との急務にして、舍く能はざるものたる所以なり。而して我黨の偏怯者流は、革命軍起り
て革命黨消ゆなる説を唱へ、公然と新聞紙に登載しつゝあり。至怪の事と言ふべし。之れ利害
の勢に明かならざるのみならず、又本會の主義に惜きものにして、一顧の値なき儒生園葺の言の
み。

近世我黨の各省に起るもの屢々なり。何ぞ又今日を待つて成功を言ふ哉。元兇未だ滅びず、虎
の隅を負ふが如く、成敗未だ豫賭す可からざるなり。且つ我黨の責任は此事に終るものに非ず。
中心未だ遂げずして、盟誓已に寒るが如きは、義士の爲すに忍びざる所なり。我黨は民族主義を
固操するものなり。衆人の以て羣をなすや、羣の盛衰は常に、其羣の人によつて定まる。國の羣
たるや、部落よりも大なり。然れども其の羣たるや一なり。故に國の興衰治亂は其民を視て知る
を得るなり。即ち國の藉りて以て膠固するや、其力は常に民に在り、主政者は其の末なり。脆弱
の羣にして賢明の元首を得るも、以て其の態度を一時に維持するに足らず、必ず敝れて其の力を
失ふに至るべし。西方人の所謂天國は莊嚴華妙にして、之に居る者は皆天人なりと言ふ。若し神
聖莊嚴の國を造らんと欲せば、必ず優美高尚の民なかるべからず。良民無ければ良政無く、良政
無ければ良國無し。吾人の見るところに據れば、民權の頽廢せるものは、其民多く萎弱にして禍
害亦絶ゆること無し。國と民とは元と相環の關係にあるも、此點常智の往々忽にする所たり。其
端は至微なりと雖も、鹵莽躁急の譏りを免れず。我黨は三大主義を標榜し、民族より民權民生に
至る。其の進行に時として先後あるも、圓滿純固の國家を造成し、以て初志に副はんとせば、完
全に此の三大主義を貫徹して遺すなからんことを要す。即ち我黨の責任は民族主義に卒るものに

あらずして、民權民生の兩主義に卒るものたるや、何等の疑を容れざる所なり。

巷間或は我黨を以て天下を私するものなりとなす者あるも、之れ嫉媚の言に過ぎず。仍て宣言して其の謬を匡し、竝に邦人諸友をして我黨の眞意を知らしめ、其の疑惑を去つて輿論を一途に歸せしめんとす。之れ我黨の進行上、已むを得ざる事なり。

今總理歸來せるを以て、本會は地の便に因り、各省職員を上海に集めて、臨時會議を開き、總理に請ふて上記の方針によつて互に討論し、舊制を根據として變更を加へ、暫行章程を定めて時勢に順ぜんことを求め、民國成立し全局大定するを俟つて、重ねて全體會議を開催し、改めて最大の政黨となし、主義に遵つて別に新制を草し、以て天下に公布せんとす。惟ふに黄河の水源は崑崙山に發し、渾々萬里流れて東海に入る。中に偉大なる民族有り、代々英傑を産んで、其邦國を維ぐ。我黨義烈の士にして、若し斯の山河に對して雄心鬱勃、力めて大難に任んじ、祖國を光復して、其の種性を發揮せしめんか、銅像巍々として、高く雲際に出で、令德聲聞亦無窮に流れん。我黨の士それ之を勉めよ。

三、臨時大總統就任宣言

— 民國元年一月 —

中華民國元年一月一日、臨時大總統孫文、上海より南京に洩み、午後十時就職の禮を行ふ。各省代表及び陸海軍代表齊集し軍樂を奏し大總統の宣誓をなせり。詞に曰ふ「滿洲專制政府を傾覆し、中華民國を鞏固にし、民生の幸福を圖るの國民の公意は、文實に之に遵ひ、以て忠を國に致し、衆のために服務せん。專制政府を倒壊して、國內の變亂熄み、民國の世界に卓立して列邦の公認を得るに至らば、文は當に臨時大總統の職を解かるべし。謹みて之を以て民に誓ふ」と。大總統の宣誓畢り、各省代表は大總統の印璽を授く。祝詞に曰ふ「惟ふに漢の曾孫政を失し、東胡内侵して淫虐中華をさはがし、帝制を布きてより三百年に垂んとす。我皇漢の慈孫深熱に呻吟し佛蘭西、米國國民の自由平等の制を慕ひ、ここに群謀衆策に訴へ、虐政を覆して人權を恢復せんことを思ふ。乃ち群起號召し流血建議して佛米人の共和戰史に續く。今三分の天下を克服して其の二を有し、ここに民國を建設して政府を期成し、民主を揀選して總統を推置せん。衆意能く共和を尊重し、民意を宣揚するに公の賢を惟ひ、專制を廓清し、自由を鞏衛するに公の賢を惟ふ

禹城を光復し河朔（黄河の北）を克定し、漢滿蒙回藏諸族の群倫を擧げ共に平等の政に復するに亦公の賢を惟ふ。ここに投票を用ひて情を度り、衆意の屬する所に徴し歡欣擁戴す。要は我國民の久しく壓制に苦しみて疾首蹙額せるを知るに在り。望むらくば民主若歲、今まさに公の軒車に禮任するに當り、蒼白を扶杖し子女を加額せんことを。焚香擁替して感激涕零するは何ぞ。自由の伴舞、民權の敦重なり。ここに四百兆國民の心靈を付し二億里山河の大命を寄するに吝かならず。國民の公に委託せる亦重い哉。今より公翼々として憲法に違ふ勿れ、輿論を拂ふ勿れ、威福をほしいままになす勿れ、專斷を崇ぶこと勿れ、非徳になぢむ勿れ、非才を任ずる勿れ、凡そ我が共和の國民にして忠を誓ひ信を誓ひ誠を至して愛戴せざるあらんや。黃帝の天命を享けてより列祖列宗七十二代の君、實に斯の言に聞け。代表等國民委託の重を受く、敢て意を盡くさず。謹んで大總統の璽綬を致し、公をして發號施令せしむ。崇めて符信となす。欽念せん哉」と。大總統、印を啓き宣言書を發布せり。其詞に曰ふ。

中華締造の始、不才を以て臨時大總統の任を膺く。夙夜戒懼、以て國民の望に副ふ無きを慮る。夫れ中國專制政治の毒は二百餘年に亘りて甚だ滋し。一日國民の力を以て足蹴して之を去る。事を起して數句を過ぎずして已に十餘行省を光復す。歴史有りて以來成功の未だこの如く速かなる

はあらざる也。國民は以て内に統一の機關無く、外に對待の主體無く、而して建設の事たる一刻も緩にするを容さず。ここに於て臨時政府を組織し、以て之が責を相ひ屬さしむ。推功讓能の觀念を以て言へば文の敢て任ぜざる所也。服務盡職の觀念を以て言へば文の敢て辭せざる所也。是れ黽勉して國民の後に従ひ、能く專制の流毒を盡掃し、共和を確定し、普く民生を利し、以て革命の宗旨を達し、國民の志願を全ふせんことを今日に端在して敢て披肝瀝膽以て國民に告げんとする所以なり。國家の本は人民に在り、漢滿蒙回藏の諸地を合して一國となし、漢滿蒙回藏の諸族を合して一人の如からんとす。是を曰ふ民族の統一と。武漢の義を首に十數行省光復して獨立せり。所謂獨立とは滿清に對する離脱にして、各省に對しては聯合を以てすべきなり。蒙古西藏の意も亦これを同じふす。行動既に一、斷じて岐趨するところなし。樞機中央に成り經緯四至に周る。是を曰ふ、領土の統一と。血鐘一鳴して義旗四起し、擁甲帶戈の士、十餘行省に徧と雖も編制或は一ならず、號令或は齊しからず、然れども目的の在る所は同じからざるは無し。共同の目的に由り以て共同の目的を爲すの整齊劃一は夫れ豈に甚だ難しとせんや。是を曰ふ、軍政の統一と。國家の幅員遼闊にして各省自ら其風氣の宜しき所あり。清廷は強て中央集權の法を之行ひ以て偽立憲の術をすすむ。今や各省聯合し互に自治を謀る。此後の行政は中央政府と各省と

の關係に就て大綱をはかり條目を擧げ調劑宜しきを得んことを期すべし。是を曰ふ、内治の統一と。滿清時代は立憲の名を藉りて斂財の實を行ひ、雜捐苛細にして民生聊んぜず。此後國家の經費は民より取るも必ず理財の學理に合するを期せん。而して社會組織を改良し、人民をして有生の樂みを知らしむ。是を曰ふ財政の統一と。以上數項を行政の方針と爲す。この進行を持せば大過無からん。若し夫れ革命主義たるや吾儕の唱言する所萬國の同職する所たるなり。前次屢々躓きたりと雖も、外人其心を用ひて鑒みざるなし。八月以來義旗騰發するや諸友邦國は之に對し平和の望を抱き、中立の態度を持せるも新聞及び輿論は尤も其同情を我々に表す。鄰誼の篤き寔に深謝に足る。臨時政府の成立以後は文明國として盡すべきの義務を盡し、以て文明國として享くべきの權利を享くることを期せん。滿清時代の辱國の擧措及び排外の心理は務めて一洗して之を去り、平和主義を持し我が友邦との親睦を増進して、中國をして國際社會に重からしめ、且つ世界をして大同に漸趨せしめ順序を以て進み、倖利を獲ることをなさざるべし。對外の方針は實にここに在り。夫れ中國新に建つ。外交に内政に百緒繁生するとき、文顧みて何ぞ人に克く勝らん。然り而して臨時政府は革命時代の政府なり。十餘年來、今日に至るまで革命に従事せる者は皆誠摯純潔の精神を以て其遭遇せる所の艱難に戰勝し、今後の艱難をして遠く前日に逾えしむ。

而して吾人はただこの革命の精神を賣とし一往阻むところ無くんば、必ずや中華民國の基礎をして大地に確立せしむるを得ん。かくて臨時政府の職務は始めて盡くされ、而して吾人は始めて罪無きを國民に告ぐるを得べし。今我が國民と初めて相見ゆるの日、腹心を披布す。我が四億の同胞よ、之に鑒みよ。

四、臨時大總統の全國同胞に布告する書

——民國元年——

中華民國軍政府大總統孫、大漢同胞に布告す。往年大總統は中華全國に民族主義を提唱し、家人を捐棄して異域に沈淪し、難に役じ、險を蹈み、之が爲に死に瀕すること屢々なりしも、大聲叱呼の氣は少しも衰へざりき。然れども當時來り應ずる者は只、會黨の一部分に過ぎず、餘は猶酣睡沈醉して醒めず。幾許もなくして民族主義の進歩は日一日と速かとなり、方今全中國民皆之に共鳴するに至れり。此時に當つて我が湖北軍代表は竟に先づ義旗を擧げ、各省の同胞亦同聲響應し、殆んど革命の必要なる所以を認めざる者無き状態となれり。同胞の斯くも文明となれることは大なる幸と言はざる可からず。之れ必ず我が黃帝列聖の在天の靈が、我同胞を佑助せるによ

るものなるべく、爲に能く此の興漢の奇功を奏し、滿廷の醜類を掃蕩し得たるなり。然りと雖、茲に本總統の言はざる能はざることあり。夫れ人は遠き慮り無ければ、必ず近き憂ひあり。事の終りを圖らざれば、曷んぞ克く其の事を成し得んや。事を行ふに當つて虎頭鼠尾、而も心に狼顧狐疑の念を存し、或は猜忌し、或は敵視し、従つて退縮の志を生じて、坐して事機を失するに至らんか、後禍の來ること何ぞ設想に堪へんや。大事を企圖し成るに垂んとして往々敗るる者あるは皆此の類なり。今特に我大漢の同胞に布告し、共に前車に鑒み、牢持して相誡め、再接再厲、以て有終の美あらしめんとす。畏るることなく、偷安することなく、事に當つて徘徊せず、責任を轉嫁せず、百戰百勝して而も驕らず、小敗小傷するも卑怯なること勿れ。凡そ我が各省民軍の代表たる者は、同心戮力、衆に率先して前驅し、諸葛の一生ただ謹慎せる行ひに倣ひ、呂端の大事は之を糊塗せざる主旨を守り、運籌は宜しく決して密なるべく、用兵は神速を貴び、手に唾して直隸を攻略し、直ちに黃龍の府に抵つて復仇報國の實を擧げ、同胞と痛飲して、勳位を給授し共和國を建立して、異族を攝伏せしめん。之れ固と本總統の心中切々たる所、羣策と羣力とは實に之を同胞に望む所のものなり。

五、臨書大總統より各友邦に布告する書

— 民國元年 —

溯つて惟ふに、滿洲入りて主となりてより、無上の權威を恣にし、非理の抑壓を施して、民權を剝奪し、公意に抗違し、我が中華民國の知識、道德、生計等の各般の進歩は、皆之が爲に緩々として遅く、茲に於て識者は革命を實行するに非ざれば、以て舊汚を蕩滌して新機を振作するに足らざるを言ふに至れり。今幸に義旗翻つて大局定り、滿清の專制政府を傾覆して、中華の地に共和國を建設するを得たり。仍て茲に我等の諸友邦に布告す。

君主政體を易えて共和を以てしたるは、徒に吾人の一朝の憤りを逞うせるものに非ず。夙に天賦の自由に想を榮らし、悠久の幸福を祈つて前途の障礙を除去せんとし、此の微忱を抱くこと久しうして、未だ達する莫し。今日の事たるや、蓋し自然の歸趨にして、亦國民公意の由りて正式に發表せられしものなり。

惟ふに中華民族の和平守法は、其の天性に出づるものにして、自衛上已むを得ざる場合の外は決して輕々しく戰爭を啓くを肯んぜざるものなり。故に滿清の中國を盜竊してより今に至る二百

六十有八年、其間の虐政は眞に筆紙につくし難きものありたるも、我民族は只管隱忍して、之を受け、倒に懸けられて解かるるを待ち、自由を求め進歩を企て、常に改革の要求を爲しつつありたるも、終始勉めて平和的解決の道を求めんとし、當時流血の惨事を見ることを欲せざりしなり。然るに屢々驟起して、卒に吾人の目的を達し得ず。近來已に忍ばんとして能はざるもの有るに至る。茲に於て吾人は天賦の人権の萬放棄し難く、神聖なる義務の盡さざる可からざるものなるに鑒み、武力に訴へて、吾人と子々孫々とを共に此の萬重の羈轡より脱せしめんと決意せり。蓋し吾人の此の羈轡の下に匍匐呻吟するや一朝一夕の事に非ざりしなり。然るに今や中國國史上未曾有の時に際會し、光明燦爛たる一日に遭遇するを得て、自由と幸福とは寰宇に照耀するに至れり。之れ千載に得難き好機會と謂はざる可からず。

滿清政府の政策は、要言すれば、専ら異族を嫉視し、自利自便を本位とする、百折不變の虐政のみ。吾人の之を受くるや既に久しく、迫られて革命の擧に出でたりと雖、所謂舊制を摧陷して新國を建立せる所以は、誠に然らざるを得ざる所ありしが故なり。謹んで世界の諸自由民族の爲に之を詳述せん。

滿清の未だ神器を竊まざるの先きに於ては、諸夏文明の邦は世界各國に許すに交通來往の自由

と宣教の自由とを以つてせり。「マルコポーロ」の著述と大案景教碑の記載とは、其の一斑を考證するに足る。然るに明、政を失ひ、滿夷入りて主となるや、其の狹隘の心胸と自私の僻見とにより、種々なる政令を設けて、閉關主義を固執し、外土の文明をして、世界各國と接觸せしめず遂に神明の裔をして日に野蠻ならしめ、天賦の智能亦發展するに難く、愚民政策をとつて自らを保全せんとせり。斯の如きは獨り人道の魔障たるのみならず、文明各國の公敵と言ふべきもの、其の罪たるや實に極惡にして萬死亦贖ふ莫きものたり。然のみならず、滿洲政府は多數の漢人を永遠に其の專制下に屈伏せしめ、以て自己の財富の擁有を可能ならしめんとし、其間に八旗を封じ、賊の我が民を害するを恤まずして、只管自利を圖り、一族近系は、時に特權を擁し、多數の平民は其支配に聽き、且つ民の風習に即して滿漢の間には嚴峻なる障防を設け、區別を定め、逆施行して以つて今日に至る。又規定以外に苛酷零細なる種々の不法賦税を徴し、任意に搾取して、劫奪もただならざるものあり。又商埠地外に於ける隣國との通商を禁じ、常税不足すれば更に釐金税を徴收して、國內商務の發展と殖産工業の繁興とを妨碍せり。嗚呼、此の天然富源を有する中土繁庶の邦を以てして、而も其の發達の遅々として進まざるは何が故ぞや。之れ滿洲政府の實業を獎護するを知らざるの致す所なり。

用人と行政とに至つては、更に大公不易の常規無く、嚴刑峻制、慘として人理無し。法吏の妄動を默認し、寸毫も制限を加へず。人命と呼吸とは、懸つて法官の意思に在り、其人の有罪と無罪とは擱いて之を問はず。不法行爲を敢てして、吾人の神聖なる權利を侵犯し、官を賣り、爵を擲ぎ、政治は賄賂によつて成る。此種、稅政は擧げて數ふ可らず。任官授職に當つても、才能の如何は之を問はずして、權勢の有無を問ふ。斯の如き徒輩にして政治の大任を負ふ、國を誤るは蓋し當然の事なり。

近時人民は專制の苦に耐へずして、時に政治改革の要求を爲せるも、滿清政府は常に鋼執して之を許さず。萬已むを得ざれば暫く其の請ひを允すも、元とより不本意の事にして必行の意思有るに非ず。朝に詔旨を頒布して、夕べには之に背き、斯くて民を玩弄すること一再ならず。其の本國の光榮に於けるや、秦越を同視し、未だ曾て寸毫も國の爲に盡力するの意なく、屢々争つて種々なる失敗を繰返し乍ら、而も其の羞恥の心を激せしむるに足らず、坐して我が國と我が民とを世界の蔑視に遭はしめ、而も此の間に在つて全く爲すところ無かりしなり。

吾人は今上述の如き種々なる罪惡を除去し、我が中華民國をして世界の各國と平等の睦誼を教うるを得せしめんとし、爲に生命を捐棄するを恤まず、以て此の惡政府と戦つて別に一の良好

なる政府を建てて之に代らしめんとせるものなり。而も猶世界各邦の吾が民の有する睦隣の眞旨に味からんことを恐るるを以つて、以下各條に於て之を友邦の前に披瀝せん。我が各友邦、尙之を垂鑒せよ。

(一) 革命以前に滿清政府と各國との間に締結されたる總ての條約は、民國は均しく認めて有効となし、條約期間の滿了に至つて止む。革命の起りし後に締結されたるものは其の效力を認めず。

(二) 滿清政府が革命前に借りたる外債及承認したる賠償金に對しても民國は之が償還の責を負ひ、其條件をも變更せず。革命軍興起以後のものは然らず。又其の以前に借款契約を結び、革命軍興起後に交付したるものも、亦之を否認す。

(三) 革命以前に滿清政府が、各國國家又は各國の個人に讓與したる種々の權利は、民國政府も亦舊に照して之を尊重す。但し革命軍興起以後のものは然らず。

(四) 各國人民の生命財産は、共和政府の法權の及ぶ範圍内に於ては、民國は當然一律に之を尊重し保護するものとす。

(五) 吾人は當に心を竭し力を盡して、一定不易の宗旨を定め、我中國を永久に堅定なる基礎の

上に建設し、務めて國力の發展に適合せしめんことを求む。

(六) 吾人は國民の程度を進め、其の秩序を保持せんことを求むるものにして、立法の際は、一
つに多數國民の幸福を以て標準となすものなり。

(七) 民國の法權内に安居樂業する滿人に對しては、民國は一視同仁、之に與ふるに保護を以て
すべし。

(八) 吾人は常に法律を更張し、民、刑、商法と採礦規則とを改訂し、財政を改良し、商工其他
の各業に對する種々なる制限を除き、國人に許すに信教の自由を以てすべし。

吾人は今後愈々進まんことを求むるものにして、民國と世界各國政府人民との交際に於ても、將
來益々親睦ならんことを求むるものなり。深く各國に望むらくは、先づ同意を表し、然る後友誼
を篤うし、前に倍する提携親愛の情を以てし、民國改建の爲、一切未だ備らざる時に當つて、務
めて鎮靜の態度を守り、其の成るを俟つて、吾人を協助して、種々なる大計をして終に確定する
に至らしめよ。蓋し此の改建の大業は、固と諸友邦の我が民に勸告せしものにして、滿政府
の未だ用ふる能はざりしものなり。

我が中華民國全體は、今此の和平善意の宣言書を世界に布告し、更に我國が公法所認の國際國

體中の一國家たることを得て、種々なる利益と特權とを享受し、且つは各國と相互提携して、世
界文明を無窮に進ましむべく努力し得るに至らんことを深く望むものなり。蓋し當世最大最高の
任務は實に之に過ぐるもの無きなり。中華民國臨時大總統孫文署名捺印。

六、臨時大總統の陸海軍將士に通告する文

——民國元年——

中華民國臨時大總統孫文、敬んで我全國の陸海軍將士に告ぐ。族を捍り民を衛るは軍人の天
職、朝に乾して夕に惕ふるは君子の用心と聞く。逆胡、夏を亂し、神州に盜據してより、我民を
奴使し、天下の俊傑勇健の士を驅つて卒伍に入らしめ、以て其の專制自恣の謀を固め、我が軍人
の唯々として、其の鞭策に聽くもの、亦既に二百六十有餘年に及べり。然れども彼等は決して喜
んで異族の爲に生命を奉げしものに非ず。勢、積威に怯ちて、本心の良能の發見さるるに由な
りしが爲なり。此の故に義師武漢に起るや、旬月の間に天下響應し、北寇囂強にして、困獸猶ほ
鬪ふの念あり、潰孽固ふして狂犬反響の心を存せるも、諸將士の靈により、力征經營して卒に舊
都を復し、天塹に保據して民國の新基始めて奠まるを得たり。之れ風霜に勵み、生命を國境に致

せる士の毅魄の尙ぶ可きものありしによるのみならず、十里の地、一族の兵を以て、滿清の羈絆を離脱して、光復の旗下に趨りたる者の漢族の爲に貢獻せる所も亦、我が四億同胞の均しく忘る能はざるものなり。廣く世界の歴史を觀るに、能く改革の大業を成さんとせば、必ず甲冑の士の戈を反して内向し來る者有るを要すること、土耳其の如き、葡萄牙の如き皆其の先例なり。

我國の軍人は異族の專制治下に伏處すること最も久しく、慷慨激烈の氣は之を蓄ふること深く其の之を發するや速かなり。此の故に同一の軍人にして漢の爲に戦へば則ち奮ひ、滿の爲に戦へば則ち潰え、同一艦にして、漢の爲に用ふれば則ち勇、滿の爲に用ふれば則ち怯なり。凡そ此等の攻城克敵の象功は皆我將士の勇敢にして正義を知るの證左たり。内外國を覘ふ者は、徒らに、我が民の我功の迅速なること、從來未だ有らざる所なるに驚嘆す。予は我が陸海軍將士の皆深く民族民權の大義に明るく、故に一致進行することを得て萬死避けず、以て此の偉烈を成すものなるを知る。

文の海外に奔走するや、二十年に垂んとし、心懷萬端、百未だ其の一を償はず。國人の力によつて故土を恢復し、重ねて漢儀を睹るを得たるも、諸君子は北虜未だ滅びざるを以て、志、同仇に切なるものあり。而も文を不肖と爲さずして、責むるに臨時大總統の任を以てす。文、内に顧

みて非才、以て當る無きを愧づ。而も我が陸海軍將士の同心戮力、功成つて誇らざるを觀て、共和民國の必ず將に成る有るべきを知る。故に敢て驚鈍に勉策して、國人の後に従ふ。願くば我が陸海軍將士、上下軍人共に初心に勵み、之を守り失ふこと勿く、心を小忿に加へて閔牆の譏を醸さず、口を共和に藉りて服從の義を昧くせず、怠弛して遠寇を遺さず、驕矜して事機を誤らず、民國を擁樹して泰山盤石の安をに立たしめよ。之れ獨り軍人の天職を盡す所以なるのみならず、又克く我が黃漢民族の精神を無極に發揚流行するものにして、又文の深く望むところなり。敢て腹心を布く。冀くば共に鑒みよ。

七、袁氏の叛國に對し國民に宣言す

——民國四年——

南北統一當時、余は袁世凱を參議除に推薦し、彼が誠意公平なる政治を布き、民國に忠を盡して、四億人の望みを慰めんことを望めり。爾來余は公職を退き、危疑の際は彼が爲に襄助を惜まず。激昂の士の時に袁氏を責むることあるも、余の初衷は未だ嘗つて少しも易らず、然るに意はざりき、宋案發生して、袁氏の陰謀盡く曝露されんとは。當時余は已に反袁の主旨を天下に宣布

し、袁氏をして公義自ら存し、輿論の誣ひ難きを知らしめ、即時辭職して國民に謝せしめんとせり。何ぞ圖らん、袁氏は専ら私の爲に謀り、倒行して已まず、戈を荷つて東南人を逐ひ、斯の如きもの旬日の内に相連並發し、大勢斯の如くして國家の安危と、人民の生死とは皆袁氏一人の去留に繋るに至る。公僕の身を以てして、國利民福を念とせず、却つて國家と人民とを犠牲にして自己の地位を争ふ。中華民國、豈此の先例を開くを恕さんや。願くば全體國民一致主張し、袁氏を辭職せしめて戰禍を息めしめよ。庶くば國危を挽救して、民望を慰むるを得ん。翹企の至りに任へず。

八、討袁宣言

—民國四年—

壬子の二月、國民構兵の慘を憫み、清室の舊臣の自ら新まるを許し、誠志を竭して臨時總統の職を袁世凱に與へ、海内遍く兵を息め、民を安んじ、建設を事とすることの大仁大義なる所以を告げ、我が民亦既に誠を竭して袁に望めり。然るに今袁の民に報じたるものは何ぞや。辛亥の役たるや、流血萬里なりき。人の生を好むや一なり。果して然らば、苟も袁の暴戾の清よりも甚し

きを知らば、何を苦んでか萬戸の膏血を以て、一人の皇帝の雄を博くせんや。此の故に寧ろ死すとも悔ひざらんとするものは、誓つて共和と終始すべきのみ。今袁は前盟を背棄し、帝制を暴行し、自治會を解散し、郷村の民は其の生に安んぜず。國會を解散して國家に正論なく、公金を濫用し、人才を謀殺して、國家は危険の地位に陥り、民黨の名を藉りて多くの良情を無辜の罪に服せしむ。此の四者有りて國の亡びずと言ふこと無し。國亡ぶれば民奴となり、獨り袁と二三附從の奸とのみ、尙其の勢を恣にし、富貴を保たんのみ。之れ我國民の大なる不幸なり。而も此の國家の生命を袁氏に委ねんとするか。袁、總統となりてより、野に餓屍あれども都下の笙歌止まず、國に憂患多けれども祭天の禮を忘れず。萬戸涕淚して一人寇冕を着く。其心に共和の二字を存せざるや明なり。既に共和を忘れたる者なれば、之れ民の賊なり。吾人既に大仁大義を以て此の大誤を犯す。又焉んぞ敢て難を冒し死を誓ひ、此の賊を戮して我民を救はざる。今や長江大河の萬里以内、武漢と京津とに要を扼する諸軍は、皆已に旗幟を受け、劍を磨して以て待つ。一旦義旗起つて呼べば、天地義に動かんとす。當に秦隴の一軍を以て出でて北を指し、川楚の一軍は中原を規畫し、閩粵の旌旗は海を横つて齊魯に合して京左を攻め、三軍既に興れば我が將と諸君子とは揚子江口を扼し、蘇浙を定めて以て東南の威を樹て、斯くて徹底的に攻撃せば、國賊を戮する

の日も期して待ち得べし。書に曰く、民は國本なり、本固ければ國寧しと。又曰く、村に億萬の臣あり、唯だ億萬の心のみ、と。余に三千の臣あり、皆一心なり。正義の至る所、何の堅か破れざらんや。願くば愛國の豪俊、共に之を圖れ。孫文。

九、第二革命後國民に對する宣言

—民國五年—

文、癸丑（民國二年）討逆の師に失敗して以來、親ら我が父老昆弟の教誨を承け得ざること既に三年。奸人柄を竊み、國論混淆す。文、此の時に於て、空言を以て國人と相見ゆるを樂まず。今海内に喁々として治を望む聲有り。文、不敏なりと雖、嘗つて父老昆弟の屬役たり。其後顛沛せるも、未だ曾つて祖國を忘れず。則ち請ふ、茲に國人の爲に談せん。

文の三民主義を持すること二十有餘年。先後國人と呼號奔走し、以て厥の志を達せんことを期す。辛亥、武昌に首めて義兵起るや、舉國之に應じ、五族共和は遂に深く四億同胞の心目に入る。文、偶々擧げられて一時の公僕となるや、終日文武の事務に執筆し、萬端の事を草創せり。文の國民に貢獻せる所は、固より其の誠心を述ぶる能はざるを恨む。然れども國號を改建し、紀元を

新め、民の眞意に本づきて我が民國の約法を頒布せるを以て、基礎已に大定せりと謂はざる可からず。故に清帝退位し、南北統一さるるや、文乃ち職を辭し袁氏を參議院に推舉せり。蓋し其の大多數の民心に服従するを得て、義師の要求に聽き、共和に賛成して、民國に忠を致し、約法を踐履して、其の信誓を昭守すべきを信じたるが故なり、南北抗爭當時、文、嘗つて之が調和に任じ、躬ら北京に至り、袁氏に十年總統たるを願ふの宣言をなす。期せざりき、袁氏に逆謀あり。終に自ら遮らず、善良を殘害し、法律を無視し、社會の道德を破壊して人民の生計を奪はんとは。此の故に文の討賊の師を興せしは、國法を維持し、正義を伸べんが爲にして、成敗利鈍は計る所に非ざりしなり。而して袁氏は既に金錢の勢力を挾んで、肆に詐術を用ひしも、逆跡未だ彰かならざりし爲、國人悟る者鮮く、以て五省の撓敗を致し、袁氏は益益其の惡を逞しうするに至る。文、海外に蟄居すと雖、憂國の志は未だ嘗て少しも衰へず。袁氏をして存せしめば國將に保ち難かるべきを惟ふ。仍つて既に討賊を主張せしも、一蹶して振はず。然れ共之を以て暴棄するは、國を謀りて不忠なるもの。故に亟かに積極進行の計を圖り、重ねて同志各位と共に之を謀らんとするなり。

顧みるに敗衷の餘、羣思、緩進自重の説を持し、十中の五は國中を還視し、猶袁氏に信頼して

後效を策せんとし、或は其の銳鋒犯す可からざるを以つて、只だ勢に順じて徐ろに補救を圖らんとし、又或者は眼前の平和を冀つて決裂の舉有るを欲せず、比比此の類なり。惟ふに之れ皆執持する所あるなり。然れども其の心理上の弱點こそ袁の得て利用し、以つて其の慾を逞しうする所のものにして、文の認めて適當と爲す能はざるものなり。袁氏にして此の時若し國會を解散し、公然と我が神聖莊嚴なる約法を破毀し去らば、諸民權制度も亦隨つて俱に盡くるに至るべし。文、豫てより袁氏に民國を推覆し、自ら帝たらんとするの野望あるを謂へども、敢て之を信する者莫く、節を虧き行ひを墮し、佞鬼と爲り、密偵となる者、愈々出でて愈多し。文、茲に於て痛心疾首、一身を以て奮闘して國家に報んとし、遂に中華革命黨を組織し、最も嚴格なる規約を結んで、將に政治上社會上の惡毒瑕穢を盡掃せんことを期し、兩三年來既に多數の同志を集む。彼等の内地に入りて經營進行する者に至つては、皆屢々仆れて屢々起ち、個人の自由と權利と生命財産とは擧げて之を犠牲にして憚らず。以て我が華夏を安んぜんことを冀ひ、其の信念を孤行して、敢て人に知らるるを求めず。猶之れ辛亥以前の中國同盟會の如し。然るに歐戰既に起るや、袁氏以つて乗す可しとなし、其の逆謀を擅にし、初め籌安會に名を藉りて民意を偽造し、強迫勸進して一人帝と稱す。茲に於てか天下騷然たり。即ち志士仁人は汗喘相告げ、我が同志は益々奮勵し、

死を冒して進み、遂に雲貴兩省の獨立を見るに至れり。斯くて往昔知らざりし所に對し、今皆義を競ふて進むを見て文が意豁然たり。徳孤ならず必ず隣有るの藥みを知る。爾今詎んぞ復已む可けんや。頻年主持して益々非謬を審にし、獨居深念、袁氏不改の惡の帝制宣布のみに非ざるを思ひ、民國の保持には討袁を以て事畢れりと爲す可らざるを惟ふ。然らば討賊の美舉は其の窮極の目的とするところ奈邊に在るか。諸方より來つて建設を策する根本の原因は果して何ぞや。如何にせば犠牲の代價を贏ち得て民國の前途を安定せしめ得るか。今や獨立せる各省は通電を發して民國約法を其の省政の前提と爲す可きを述べ、海内の有志にして國是研究を後援する者も、皆約法に準據せんとしつつあり。文、此種約法尊重の表示を見て殊に慶幸に耐へず。之れ實に義軍の舉が民國保衛の誠に出でたるを證するに足るものなり。袁氏の民國を破壊するや、先づ約法の破壊よりせり。

然るに義軍は民國を維持せんとして、先づ約法の維持より始む。是非順逆の別、自ら明かなるものあり、夫れ約法は民國創建當時の民意の表現にして、幾多優秀の士が無量の代價を以て購得せるものなり。文と袁氏と素と何等の私怨無し。國民と共に約法違反を棄てんことを願ふも、之れ余と獨立各省及反袁諸君子にとつて何等の惠澤無し、而も吾人は國民と共に之が尊重を願ふ。

我が國民亦既に一致して其の責を愛する以上、民賊の左右する所とならず、務めて禍根を除きて、姑息なる態度を以て袁氏に對すること勿れ。袁氏の絶人の詐力を以てして而も帝政と共に盡きざる能はずんば、天下當に再び其故智を襲用する者無かるべし、袁氏の今日たるや、勢ひ已に窮蹙す。而も猶徘徊觀望して、自ら失敗に歸するを肯んぜざるは、固より其の性の利を貪り、權を怙んで、死に至る迄、悟らざるに由ると雖、義を唱ふる者に派別の乘すべきものあり、黨争未だ弭まず、猜忌自紛して、全力を以て賊を討たざるを以てなり。然れども皆に闖ぐとも、外侮を禦ぐの理は淺人も皆審かにする所なり、況んや昔日の政争は已に陳迹となり、今や主義既に合して目的亦異ならず。故に愛國の精神に基づきて、相互に提携せば、仇敵志を伸べんとするも、僥倖を求め難かるべし。惟ふに今日は相共に救國を謀るの日なり。斷じて羣雄逐鹿の時に非ず。故に武力を以て凶賊を除くの外、凡百の事皆約法に準據して之を解決せざるべからず。共和の原理は野心妄人の假藉し得る所に非ず。文、始め意へらく、既に完全なる破壊の責を負ふ以上、當に同時に完全なる建設の責を負ふべしと。方今事情を異にすと雖も、同じく此の理を擴充補足し、以て時局を收拾せざる可らず。當世賢人多し。苟も約法に依つて其の人を擧げ、暴力と詐術とによつて之を攫取せざれば、其の惠澤は國民の共に承くる所なり。

民國の元首には只だ服務負責の言ふ可きものありて、安富尊榮の慕ふ可きもの無し。國民當に共に此の理を知らざる可からず。文の持する所は、皆真正の平和に嚮はんことを祈るもの、故に嘗つて身を以て天下の衝に當りたるも、敢て自惜せざりしなり。文、長じて國家を憂ふことを知り、民族、民權、民生の三大主義を抱持して終始替らず。交遊する所亦死を以て善道を守るの士なり。民國成立し、幸に五族共和の目的を達するに當り、袁氏國民を推翻し、一姓の尊さを以つて五族を奴視す。之れ認めて公敵とする所以なり。然れども今や是非、已に天下の人心に明かなり。自ら猛厲進行し、宜しく一日も仇敵の患ひ無からしむべし。國賊既に去れば民國は始めて其の安きを圖り得べし。今後の建設の方法に至つては其の事に當る者に於て、一切を正確なる民意に準據して行ふべきものにして、斯くて始めて成功を望み得べし。文、自ら立身と行事とを審かにす。之れ夙に天下の共に知るところとなり。而して末俗に見る權利爭奪の念も、今や殆んど戒めを待たずして已に除かれたり。惟ふに信する所の主義に忠なれば、始めて克く生死禍福に屈撓すること無きを致し得べし。袁氏未だ去らざれば國民と共に當に討賊の事に任すべく、袁氏既に去れば當に國民と共に監督の責を荷つて、民國を危からしむる者を再び國內に生ぜざらしむべし。唯、父老昆弟之を察せよ。

一〇、大元帥受任宣言

— 民國六年 —

曩に胡清道を失するや人心漢を思ふ。茲に於て文、海内の志士と合して征討を謀る。而して武昌に義を唱ふるや黃陂（黎元洪）實に之が主師たり。江南既に定り、共和初めて成るに及び、南都武昌を中區と爲し、次で胡運終りを告げたるを以て、之を袁氏に授く。文、自ら甘んじて退讓せりと雖、非人を推して、反噬に終らしめ、之が爲に南方は塗炭の苦しみを受け、元勳を殺戮し、國會を解散し、更に勢を擅にして帝號を僭稱するに至る。仍て西南の豪傑によつて討賊の師を出せしも、兵未だ長江を渡らざるに先だつて、元凶殂殞し、黃陂代つて法に依つて任を繼ぐ。之れ神器の力争すべからず、民意の誣ふるべからざるを知るものなり。然れども惡を除きて未だ盡くさず、權奸道に當つて、帝制の餘孽は跳梁跋扈し、元勳は抑へて之を用ひず、怏怏の威、上元首を犯し、詐取の謀、南吳蜀に及ぶ。剩へ約法の宣戰媾和の權を侵し、國會の神聖立法の地を辱かしむ。既に黜けらるるや、賊を使喚して兵を起し、國會解散の禍ひを肇めて、小主之に乗じ、機に應じて復辟運動を起し、民國の根底地を拂つて餘す無し。幸に共和の大義は人心に過ぐ、舉國

同聲、以つて元惡の殲滅を誓ふ。張紹曾、丁槐等は素と黃陂の密命を受け、義を唱へて逆賊を討たんとせるも、軍機漏洩して遂に凶人に遮られ、間隙に乗じて、功を飾り、威を取り、弱賊を倒して遂に黃陂の命を黜け、數々刺客を出して寢所に逼り、無賴を糾合して印璽を劫奪し、斯くて自ら偽政府を成す。失榮、高歡の輩は互に首尾と爲りて國柄を盜取せるもの、其の罪や均し。文、此時海隅に在り、身に兵權なし、海軍總長璧光の命を奉じて南來するに會ひ、共に大計を商議す。既に兵船を秦皇島に遣して黃陂を迎へんとせしも、遂に其の目的を果さず。猶人心の順を思ひて、袂を運ねて起たんことを豫期し、遷延すること旬月、而も寂然として聞く所無し。茲に於て奔走して躬ら廣州に赴く。之れ海軍は正を守り、南人は義を扶けて、民權の泯没す可からず、元首の遺棄す可からず、奸回篡竊の對抗せざる可からず、國際交渉の代表無かる可からざるを知れるを以てなり。次で國會を此の地に招集するや、開會に當つて、文を陸海軍大元帥と爲し、責むるに内亂戡定、約法恢復、元首奉迎の事を以てす。文、首建の人に替つて澄清の責めを負ふ。神州の廣きを以てして、豪傑の我に先んじて起つ者なからんや。身を以て共和と生死相係はらしむるもの、黃陂も同じく建國の人にして、義に於て吾人と一體なり。生命傷つきて手足折る、何の痛苦か之に如かん。艱難に際し、敢て謙讓を以つて自ら潔しとせず、即ち六年九月十日職に就

く。冀くば二三君子、同徳協力、共に大義に赴かんことを、文、衰老せりと雖、猶ほ拳裳濡足して士卒に先んじ、以つて天下と共に總統を撃廢せんとするものなり。

一一、陸海軍大元帥就任宣言

——民國六年九月十日——

文、不徳を以て忝なくも共和の先導と爲り、民國成立して、既に茲に六年なり。然れども梟雄交々篡竊して已まず。文、能く救ふ能はず。自ら以て我が邦人兄弟に對する無きを念ふ。今、叛督、亂を唱へて權奸、柄を竊み、國會を解散し、元首を遷廢す。之れ誠に勇夫志士と義を唱ふべき時なり。而も數月を遷移して、大兵未だ擧らず、政府未だ立たず、内以て寇亂を攘ふ無く、外友邦に示すに足らず。文、國會諸君の不釋の故を以て、軍政を統攝せざるを得ず。就任後は唯當に股肱の力を竭して、奸凶を攘除し、約法を恢復し、以て、元年に未だ盡さざりしの責を盡し、數歲無功の恥を雪がん。責任は躬に在り、敢て轉嫁せず。諸々の舉措は唯國會諸君之を匡救せん。孫文曰。

一二、第一次護法宣言

——民國八年——

南北交戦已に二年を過ぐ。將士の勞苦、人民の塗炭に今や双方の將領は已に各々救國を以て先となすの表示あり。必ずしも戦争を以て主張を貫徹するの意無し。而して人民は猶ほ戦争の犠牲に因る生命財産の苦を受く。夫れ戦争を以て目的の達成を求めんがためには民を殃ハライするも已を得ざるなり。戦を以て目的を達するの意無くんば従らに講和せずして民を殃するは大ひに不可とす。今日救國を求むるの人民にして速かに合法永久の和平を得ることを希望せざるはなし。而して今に至るも和議成らざるの罪は之を國家組織の根本に求めずして之を個人の權利の關係に求めたるに在り。國內の紛争は皆大法の不立に由るものと知るべし。法律に國會は、本と解散する能はずと在るも、國會に完全なる自由を與へず、其職權を行使せしめざるが如き法律は已に其力を失へるものなり。根本先づ動搖す。枝葉何に由つてか救正せん。内亂何に由つてか永絶せん。況や國家の外患に危難を致せるをや。一切の主權は損はれ、國脈に危險を及ぼすの條約を存す。而も其訂立は本未だ國會の同意を経ず。故に亦國會の完全なる自由を恢復し、之が職權を行使せし

むるに於て始めて能く之を解除し得べし。蓋し訂約、解約の權は本來國會に在り。擅に訂結するは固より違法に屬す。未だ國會の同意を経ざるの基礎に立つて解約を言ふも亦之を解くの理由無きなり。故に和議の初めて開かるるや文は即ち國會の完全なる自由を恢復し、職權を行使せしむることを以て唯一の條件となせり。かくて以後南北双方をして合法的なる國會の行動を蔑視するの一切を退絶せしめんとせり。凡そ合法なる國會と相容れざる機關組織を悉く鎖滅に歸せしむれば、則ち和平は即座に到るべく、外患内憂皆慮るに足らざるなり。國民我が主張に對し多數賛成せるも不幸議和數ヶ月にして竟に結果無かりしなり。今議を續くるも理固より成るべきの由なし。抑も法律を外にして以て和平を言ふ、其和平たる豈に能く永久たり得んや。外患又何に由て息むべけんや。今日和平救國の法はただ國會を恢復し完全自由なる職權を行使せしむるの一途あるのみ。諸君は處するの境を同ふせずと雖も、籍を中華民國に置くは一なり。棟桷^{クワ}棟^{クワ}崩^{クワ}る。豈能く懼れ無しとせん。希くば中華民國公民の資格を以てこの忠言を受け、一致の主張を通電し共に救國の策を謀らんことを。苟くも國會をして完全なる自由を恢復し職權の行使を得せしめば永久なる合法の平和はここに於て得べし。則ち文の至願せる所なり。若し此議を沮格し之を以て私を便せんとする者あらば、則ち和平破壊の責は自ら辭する所無からん。望むらくば諸公救國を以て本

懐とし、猜疑と好惡の感情を棄て文と共にこの中華民國の重新改造の目的を達せんことを。國歩方に艱たるの際に方り、時、人を待たず。しばしも遷延せば、禍甚大となす。諸公愛國、速に之を圖らば幸なり。孫文。

一三、大總統就任宣言

——民國十年五月五日——

文、國會付託の重きを受けて、中華民國大總統の選に膺る。茲に職に就くに當り、謹んで所懐を述べて國人に告ぐ。

前清の末季、文、既に異族の專政によつて國權の日に落つるを憤り、民族民權民生の三主義を以つて革命を提倡し、國人の力によつて滿清を覆亡せしむるを得たり。文、共和の告成により戰爭の終熄すべきを喜び、慨然總統の職を辭して、政權を袁世凱に譲り、自らは力を鐵道事業に盡せり。然るに知人の不明を思はざりし爲め、民國遂に之より多事となり、帝制の議起りて輿論譁然たり。次で洪憲は旋覆せりと雖も、餘孽尙存じ、軍閥專擅を極めて道德地に墜ち、政治日に腐^{クワ}み、四分五裂して收拾す可からず、以つて今日に至る。文、既に力を民國の創造せ致す者、今又

國會は民意を代表し、文を責むるに戡亂圖治の事を以つてす。大義の在る所、夫れ何ぞ敢て辭せんや。竊に惟ふに、破壊と建設とは其の事に先後有るに非ず。只だ政制不良なれば治を致すに其の術無し。集權專制は滿清以來の秕政なり。今後中央と地方との永久の紛糾を解決せんとせば、唯各省人民をして完全なる自治を施行し、省憲法を自定し、省長を自選せしむるの法あるのみ。斯くて中央は其の權を各省に分ち、各省は其の權を各縣に分くれれば、庶くば既に分離せる民國を、再び自治主義を以つて相結合せしめ、以つて統一に歸せしめ、兵を窮め武を躡し、徒に人民を苦しむるを要せざるべし。重要經濟事業に至つては、中央より積極的に之を擔任し、實業を發展せしめ、人民を保護し、凡そ我が中華民國の人民には、生計の壓迫と苦痛とを受けざらしむべし。外交に對しても、中央が其の責を負ひ、民意に基づき、信を講じ睦を修め、國際平等の地位を維持して、遠東永久の和平を保障せん。茲に撥亂返治の始め事業萬端なるに際し、全國の人才に望むらくば、各々其の能くする所を盡し、協力合作、共に國家文化の進歩を謀らんことを。文、誓つて志を竭し誠を盡して民國を救ひ、障礙を破除して統一を促成し、以て共和の基礎を鞏固ならしめん。凡そ我が國人たるもの幸に共に鑒みよ。孫文。

一四、大總統就任後の對外宣言

——民國十年——

四年以來、愛國の士が軍閥と賣國賊とを討伐せるは、皆護法主義と國家生存の計との爲にせるものにして、固と南北の争ひと稱すべきものに非ず。實に共和主義と軍閥主義との戦、愛國者と禍國者との戦なり。北方人民は南方の宗旨に對して素と同情を表するものにして、歴次の運動及び抵抗が、南方と同一宗旨のものなるを見ても、明かに其の然るを知るなり。且つ北京政府は名義上其の管轄に屬する數省を有するも、事實に於て之が統治の權力を失ひ、一つに軍閥の人民を剝奪し、地方を荼毒するに任せ、却つて軍閥の命令に聽くが如き状態にして、而も彼等軍閥は互に權力を争つて鬭争しつあり。近時又彼等の中の或者には、露國の帝黨と結んで庫倫を攻略せる如き大逆不道を敢てする者あり。北京政府は内部空虚にして、傾覆の勢と、外人佔據の状を呈し、外人勢力は駸々として北より南しつあり。中國の國たるや、正に最も危険なる地位に居る。而も一千九百十七年六月不法にも國會を解散してより、北京には已に合法政府の存在するもの無く、新選舉法による新國會は成立せるも、均しく法律的根據なし。此種行爲の不合法性は、竟に

徐世昌によつて承認さるるに至れり。即ち昨年十月、彼は命令して新選舉を行ひたるが、其の合法たるや新選舉法によらずして舊選舉法によれり。然れども、新選舉法は徐世昌が依つて以つて自己の地位を獲得せるものなるを以つて、當然舊選舉法と徐氏の地位とは相容れざるものなり。之れ自ら總統と稱する者が、自ら其の名分の不正なるを認めたるものに非ずして何ぞや。國家の生命の斯くも危険にして北京に其の職權を合法的に行使し得る政府無きに際し、全國各省各區の唯一の合法的代表機關たる國會は遂に政府を組織して、文を擧げて中華民國の大總統と爲す。文は民國建設の人たり。民國の危急を坐視し、自ら其の力を惜んで援手を加へざるに忍びず。一千九百十一年文會つて選ばれて大總統と爲りしも、執政未だ久しからずして職を辭せり。當時の用意は南北統一の促成に在りしなり。今意を決し力を竭して忠誠職を奉じ、我が國民をして威其の意を獲せしめんとす。文を大總統に擧げし國會は、固より完全に國家を代表するものにして、南北を分つものに非ず。文が第一の職務は民國の各省各區を統一し、之を進歩的修明的政府の管理下に置くにあり。更に列強と其の人民とが條約、契約及成例によつて、正當に取得せる合法的權利は當然之を尊重し、最大の利源を圖らしむると共に、天然たると工藝たるとを問はず、必ず共に其の悉くを開發せん。則ち數年の大戦による全世界の疲弊も、亦之によつて裨益する所有るを

得べし。更に各般に互つて門戸を開放し外國資本と其の技術とを歡迎すべし。南方各省は既に良好なる政府の治下にあり、正當なる施政と建設とを享受し、政治は益々發達しつつあり。深く信ず、其の他の各省も、久しからずして軍閥の羈勒と腐敗せる政治の管轄とを脱して、本政府の主權を奉承し、斯くて渴望の統一も遂に事實とならんことを。文が責任は固とより輕からずと雖も、北京政府の不合法的なると無能力なるとの故を以て、自ら尙ほ能く其の目的を達し得べきを信ず。一千九百十三年、國會が組織せる民國政府は、曾つて友邦の承認を経たり。本政府も亦同じく國會の組織せるものなるを以つて、各友邦政府は應に此の先例を援用し、本政府の中華民國唯一の政府たるを承認せられよ。本政府當局は絶対に私念を挾んで利を圖るが如きものに非ず。咸邦家の爲に力を竭すの心を懷く。其の代表する主義は、依つて民國を生存せしめ、國際上當然有すべき地位を恢復せしむるものにして、終に必ず優勝すべきものたり。主義とは何ぞや、曰く自由、法治、公益即ち之れなり。孫文。

一五、工兵計畫宣言

——民國十一年六月六日——

民國六年以來、武人兵を稱し、國會は不法解散を受け、大亂を構成するに至る。本大統領、國民付托の重きを受け、陸海軍將士を統率し、護法戡亂の旗幟を掲げて所在に力を致し、務めて不法の武力を掃蕩し、國會をして自由に其の職權を行使するを得しめんとせり。次で此の主旨に基きて、七八年遂に正式國會及び憲法會議を招集し、十年正式政府の成立を見るに至れり。然れども依然として武人跋扈し、惡を怙んで悛めず、衆を糾合して頑強に抵抗し、以て干戈相尋ぬるを致し、爲に生民塗炭の苦しみを受く。而も倒行逆施の徒は遂に名器を竊盜するに至り、敢て國を賣つて以つて一逞を求む。

茲に於てか分崩離析して、今日に及び、國力凋殘し、民生頽敝し、岌然として日を終る可からず。言念是に及べば痛心に耐へず。比年以來、北方握兵秉政の人に、國難を痛悻し、權法戡亂の主張に賛同する者あれば、本大統領は共に誠を開きて相見え、以て共濟を圖るを樂まざるなし。只だ徐世昌と其の一黨とは、依然兵を弄び、民を害ふこと一層激しきものあり。仍つて本大統領は毅然として師を興して賊を討ち、以て護法戡亂の職志を貫徹せんことを期せり。此の頃徐世昌既に潛逃し、直軍の諸將亦國會に服従するの意を表示せりと聞く。之れ誠に護法戡亂の主張に悖る無きものにして、喜慰すべきものなり。六年以來、戰事延長し、是非定まる莫く、直ちに今日

に至つて始めて法の毀つ可からざることを天下に明かにするを得たり。兵を用ふること數載、此の效果を得て、國內問題の平和的解決を望み得べきに似たるも、現在北方に在つて重兵を擁して能く北京政權を操縦し得るものに直軍あり。若し直軍にして誠意法を護らば、之によつて戰はずして國是定まる可きも、然らずして直軍に誠意無ければ、徐世昌已に潛逃すと雖、禍變の來らんこと火を見るよりも明かなり。懲前戒後は洵に忽にす可からず。誠意を披瀝して國人に告ぐ。若し夫れ約法の效力を墜さざらんと欲せば、國會をして自由に其の職權を行使するを得せしめ、一切の不法武力を掃除すべし。然らざれば國會の職權行使は、徒らに空言に託することとなり、他人の利用に供せられ、亂を已めんことを求めて亂を長くするの結果となるべし。故に今日以後、國會に其の職權を行使するの自由あらしめ、非法の蹂躪を受けざらしめんとせば、第一に當に禍國の賊魁を懲辨し、第二には當に國會の安全を保障せざる可からず。

蓋し數年以來、壯丁肝腦を塗り、老弱溝壑に死するもの、均しく此の輩の爲すところなり。之にして懲さずんば、人何を憚つてか惡を爲さざらん。之れ當に國人の首として戒むべきものなり。禍首既に懲さるれば、法を亂るの武力は自ら發生する無し。故に軍隊の安置は、宜しく要圖となさざる可からず。爭端發して以來、兵數は従前に較べて倍加するに至れり。而して此等の兵士は

民間より來りたる者にして、不法武力の爲に驅使さるるは其の本意に非ず。而も一旦裁撤されんか、驟に業とする所を失ひて安んずる能はざるものなり。故に次を追ふて悉く之を改めて兵工（註、原書には工兵とあり、兵士をして勞働者たらしむるの意）となし、統率編制等は一切舊の如くし、其の武器を回收して與ふるに工具を以つてし、毎日六時間乃至八時間の作業に服せしめ、先づ道路の開築より始めて次第に他の工事に及ぼし、月給は現時に倍加し、月俸百元以上の者には五割を加給し、百元以下の者には倍額を給與することとし、此の外作業によつて生じたる純利は、一半は國家の有とし、一半は兵工に歸せしめ、人數に按んじて均分して差等無からしむるものとせば、一轉移の間に戰事を工事に易へ、兵は業を失はず、身を挺んでて險に走るの慮り無きを得べし。而して工事日に繁く生産發達の象有るに至れば、善く外資を收めて之を實業に投じ、以て積年の疲弊を起して社會の繁榮を謀らば、危を轉んじて安と爲すことを得べし。更に現存の兵を悉く改めて工となしたる上は、新に愛國の志士を徵集して國軍を編制し、定めて義務制となし、二年毎に交替し、其の兵員は二十萬乃至三十萬となすべきなり。此の法にして、既に行はるれば、若し不逞の徒あるとも、武力を行使せずして毀法の禍を除くことを得べく、國家機關は法令に依つて職權を行施して能く之を妨阻する者無く、政治は新軌道に入り、國家は長治久安の望みに

を有し得べし、今や直軍の諸將も既に能く毀法の非たるを知る。猶當に護法の是たるを知つて之に服従すべし。數年以來の國內戰爭は、護法と毀法との戰爭にして、斷じて南北の戰に非ず。苟も北方武人にして護法に賛同し、之によつて共同提携せば、以つて時艱を救ふを得べし。故に直軍の諸將は當に服従護法の誠意を示す左證として、須く先づ所屬部隊の半數を、政府の手によつて停戰條件の決定と共に改めて兵工となし、他の半數は全國の軍隊と共に漸次改編すべきなり。直軍の諸將にして能く此の條件を履行せば、本大統領は直ちに全國の兵を罷め、平和を恢復して共に建設を謀るべし。若し進退豫るところを失し、只だ名義を假藉して耳目を塗飾せんが、之れ悔禍の誠無きのみならず、益々誑欺の習を助長するものなり。本大統領は深く民國以前の禍亂の由る所が姑息奸を養ひしに在るを念ひ、國民の爲に兇殘を一掃し、護法戡亂の主張を完全に貫徹して全責任を盡くさんことを決意せり。我が公忠體國の人民、深く斯の旨を體すべし。之を布告して各人に聞知せしむ。

一六、徐世昌退職後の對外宣言

徐世昌職を退きてより、全國統一の機關たる國會恢復の前途の最初の障礙は、已に之を除去し得たり。一千九百十七年、黎元洪が非合法的に國會を解散してより、全國の政治は分裂の象を呈し、一千九百十八年徐世昌が不法に總統の位に就いてより、分離は益々甚しきを加へ、更に徐が繼續して位に在りし結果、政府は遂に解體し、國家の威信は往日未有の程度に墮落せり。政象の斯の如きに至りたるは、締約各邦も亦全く其の咎を辭すること能はず。即ち政府は各邦に對し、會つて屢々警告と抗議とを提出し、徐が中國の總統たることを承認せざらんことを請ひたるも、各邦は遂に之を顧みざりき。此種情勢下の承認は、中國の内政に干渉するに異ならず。即ち徐は之によつて外人箱理下の諸收支と其他の國稅餘額とを管理するの權利と、外債を借り得る地位とを取得するに至れるなり。彼にして此等の稅收と外債とを有せずば、辛うじて四週間を保ち得んのみ。而も竟に四年の久しきに及びたるは何が故ぞ。余は今、事實上よりするも、法律上よりするも中國唯一の政府の首領たる資格に居る者なり。謹んで條約國に宣言して、現在中國内争の時に當り、中國内政不干渉の宣言を發し、其の精神と字義とを尊重せられんことを請ふ。現在中國の内政は全國改造の一事實にして、吾人は今日正に中國の舊生活を改造し、之をして政治及經濟的環境に適合せしめんとしつゝあり。此の種の改造をして真正なる改造たらしめんとせば、只だ中

國人民自らをして之を求めしめ、列強は之に干渉せざるを要す。若し列強にして北京の偽新總統を承認せんか。其の行動たるや中國の内政に干渉するものにして、結果は徐世昌の承認よりも、更に劣悪になるものあるべし。孫逸仙印。

一七、第二次護法宣言

——民國十一年八月十五日——

六年以來の國內の戰爭に護法と非法の争と爲す。文、艱苦創造せる民國の非法の者の手に破毀さるるを見るに忍びず。同志と倡率して奪鬪を息めず。中國變故迭々起り、爲に護法の事業の蹉跎するもの數載、未だ成就を見ず、而して民國政府は遂に以て虚懸となれり。次で國會の權を行ふに非ずんば以て變を濟ふこと無きを知り、爲に非常會議を開きて政府の大任を建立し、之を屬するに文に於てせり。文護法の貫徹を計となし受けて辭せず。就職以來將士を激勵し、出師北に向ひ以て非法者と戦へり。最近數ヶ月、贛中（江西省内の意）にては捷を告げ、軍勢遠く振ふ。而して北軍の將士また此時に於て護法尊重の表示を爲せり。文北軍の將士にこの表示あり則ち分崩離拆の局をして統一に歸せしむべきを思ひ、仍つて六月六日の宣言を發せり。而して北軍將士

との提携を願ひ以て統一の進行を謀れり。圖らずも六月十六日護法の首都、突然兵變に遭ひ、政府は砲火に燬かれ、國會は遂に以て流離し、而も出征の諸軍は遠く贛中に在り。文僅かに軍艦を率ひ倉卒として變に應ず。而して陸地は變兵の據る所と爲し、四面よりの環攻は砲壘水雷を以てし、いよいよ進襲を已めず。文は國會付託の重を受くるもの、護法の責任は一身に繋がる。故に斷じて暴力に屈せず。以て失へる所を守り、冒險犯難、孤力堅持、斯くて二ヶ月の久しきに至る。爲に變兵遂に退ふするを得ず。然れども軍艦も亦力竭き、省河を株守するも事を濟ふ無し。故に靖亂の任は之を各處の援師に付して自らは上海に來り、國人と共に統一の進行を謀る。回想するに二ヶ月以來、文武の將佐は患難に相従ひ、傷亡枕藉し、故外交總長伍廷芳は國の元老と爲り、憂勞の餘り竟に身を以て殉ず。愴惻もつとも深し。文の不徳は統馭の方無く、以て肘腋に變を生ずるに至る。咎辭すべくも無し。兵變より以後已に職權を行使する能ず、當に國會に向つて辭職すべきなるも、國會は流離顛沛の餘り未だ集會する能ず、辭表提出に由なし。

此次の兵變に至つては文實に其の由起する所を知らず。兵變の主謀たる陳炯明及び諸從亂者の稱する所の説に據るも其辭皆支離、究詰すべからず。謂ふ護法告成す、文當に下野すべしと。六月六日文統一計畫に對し已に宣言有り、天下の共に見る所となす。文、國會付託の重を受く。北

軍の將士護法尊重の表示ありと雖も、猶ほ必ずや其の是非と誠偽を審察し國家の長治久安の道を謀るべきなり。豈に率爾職を棄て去るの理あらんや。陳炯明は政府内に於る内務總長、陸軍總長となす。兵變の時に至りては猶ほ陸軍總長と爲す。果して文に下野を請ふの意あらば何ぞ建議を妨げん。建議效無く文を脱離するも猶ほ將に之を諒とすべし。然るに兵變以前に在りては黙して言ふ所無く、事後始めて此説を爲す。其の飾辭なるは肺肝を見るが如し。當日の事實に按ずるに陳炯明は六月十五日已に石龍に出で第二師を使喚し昏夜に難を發し銃聲已ます。繼いで大砲を放ち、繼いで又放火し、政府を灰燼に歸せしめ文を死地に置かんとせり。蓋し第二師の士卒は皆湘籍（湖南兵）となす。其深疾なる所は殺事を謀らしむれば殺事成るも、罪を歸すべく自ら其の謀り事を掩ひて其の患を去ることなり。然るに文能く險を脱し期する所の如くならざるや、始めて文に下野を請ふの言を造る。文の軍艦に在る時致せる所の書を觀る。稱するに大總統とあり。其の言舊の如くなるも其の欲する所の蓋し彌々彰なるを證するに足るものあり。陳炯明は職を免ぜられたるの事を以て怨を修め、葉舉等に防地に歸還すべきを命じて兵變を謀れるなり。怨を以て望むに不軌を謀る。法の容れざる所なるは論無し。即ち事實を以て之を言へば、文は昨年十月師を率ゐて桂林に赴き、陳炯明に囑するに後方の聯絡援助の任を以てせり。陳炯明はただに聯絡援

助を斷絶せるのみならず且つ阻撓に従ふ。文待つて四月の杪に至り始めて已を得ず改道出師せるなり。陳炯明の辭職を呈請せるの時に於ては猶ほ其前勞を念ひ、其の罪狀の暴なる忍びざる所なるも、仍ほ陸軍總長の任に留め慰勉を加ふる有り。以て之を待す。豈に過苛と云ふべけんや。葉舉等の部隊は已に陽羅、高雷、欽廉、梧州、鬱林一帶を指定して其の防地となす。乃ち部隊を率ゐて省境に進駐せしめたるに、騷亂萬狀、前線の軍心を動搖するを以て歸還を命じたるに、云ふ變を激せりと。凡そこの種々のことも亦本懐に非ず、徒らに平日の處心積慮を以てせるを知るべし。即ち割據し以て私圖に便す。國事は其恤ふる所に非ざるを知る。故に始め出師を阻撓し、終に盤據を陰謀し、倒行逆施を惜まず、以て一つに逞しからんことを求む。誠に所謂、苟患之を失して至らざる所なしといふ者なり。且つ陳炯明の文に對する心算平かならず、倒戈するに至れるも、その得んと欲する所の甘心は文一人の生命のみ、人民何ぞ之に與らんや。然るに六月十六日より以後、兵は淫掠を縱にし廣州省會の人民の生命財産をして悉く蹂躪を受けしむ。今に至るも戢らず。且つ其凶鋒を縱にして北江各處に及び省城に近き各縣は至る所、洗劫一空となれり。人民何の辜かありて此荼毒に遭ふ。之を言ふも心痛し。從來不法の軍隊は城を攻め地を得たる後暴を爲す一時なれば、即ち以つて天下を犯すの大不韙となせり。今則ち肆虐二ヶ月に亘る。護法

以來各省不幸にして兵燹に遭ふありと雖も未だ廣東の今日處する所の如く酷なるはあらず。北軍の兵を西南に加ふ。軍紀弛なりと雖も時に猶ほ忌憚を識る有り。龍濟光、陸榮廷は廣東に駐軍し嘗つて騷擾以て民心を失したりと雖も、猶ほ未だ公然掠奪を縱にするを敢てせず。而も今回の變兵は則ち悍然之を爲す。其のここに到れる由を聞くに、主謀者は兵を誘ひて以て事變を爲さんとせるに兵は亂賊の名を怖れ、憚りて敢て應ぜず。主謀者は窘迫、術無く乃ち事成らば掠奪を縱にすることを以て條件とせり。兵始めて之に従ひ亂を爲せるなりと。これ凶徳を煽揚し人道を汨没するに似たり。文偶々野蠻部落に之を爲す者有るを聞き、猶ほ深く惡みて之を痛絶せんことを憶ふ。圖らざりき之を爲す者の同國の人より出でんとは。且つ統率する所の軍隊より出づ。憤慨に堪えづ。文夙に陳炯明を以て久附の同志とし、國事に馳驅せんことを願ふ。故に以て軍事の全權を付託す。今や甘心亂を作り兵を縱にして民を殃し一つに此に至る。文の非人を任用せる誠に國人の叱責を辭する能はざるものなり。此次の兵變の主謀及び諸從亂者の所爲は之を同國に絶つのみならず、人類より之を絶つを以て國法の計と爲す。この罪人を誅すべきは固より人道の計なり。宜しく蠱賊を去るべきなり。凡そ血氣ある者は當に群起して以て攻め其根本を絶し、滋蔓せしむる勿れ。然らざれば流毒の播かるる所、咎に效ふて踵起し、國事愈々爲すべからざらん。

以上述ぶる所は廣州事變の始末なり。國事に至りては則ち護法問題は合法國會、自由集會、職權行使の目的を到達することを以てす。この如くんば非常の局は自ら收束すべく、當に民國の長治久安の道を謀り得べし。文、六月六日の宣言中に陳べたる所の工兵計畫（兵を化して工となすの策）は救時の良藥なりと自信す。其他國民經濟問題の如きは、則ち實業を發展し以て民生を厚くし、務めて家給人足せしめ競争の世に休養生息を得せしむべく、政治問題の如きは、自治を尊重し以て民力を發舒すべし。この自治とは全國人民の共有、共治、共享を謂ふものにして軍閥の自治の名に託して陰に割據を行はんとする如きものに非ず。凡そこの公明なる諸端は皆建國の最大方略にして、文は當に其能力を悉して以て貫徹を求むべし。革命に奔走してここに三十餘年民國の創立は實に躬親せるの所、今當にこの資格に基き以て民國に盡力すべし。凡そ民國に忠なる者は引いて友と爲し、民國に不忠なる者は引いて敵となさん。義の在る所、力を併せて以て赴き、危難は顧る所に非ず。威力は畏る所に非らじ。務めて中華民國の建成を完成し國民をして皆福利を蒙らしめ、斯くて責任始めて盡く。吹々たるこの誠、國人共に之に鑒みよ。孫文。民國十一年八月十五日。

一八、裁兵實行の宣言

——民國十二年——

文曩に上海に在り、一月二十六日の宣言に於て和平統一及び裁兵綱要を示し、國內實力諸派に互に提携し誠を推して相ひ與に國人の毀々たる望治の盛心に酬ひんことを冀へり。其後芝泉（段祺瑞）雨亭（張作霖）子嘉（盧永祥）宋鄉（黎元洪）敬輿（張紹曾）諸公の覆電を先後して奉じ均しく賛同を荷ふ。又亦叛陳（陳炯明）既に討たれたるを以て統一を期すべしとなし、雲南、廣西、廣東の諸將及び人民代表より屢々廣東に歸還し政務を主持せよとの電請ありたるも文仍ほ歸還を選延せり。思ふにこの時を以て統一を謀る絶好の機會とし、又上海は交通便利なるを以て各方面との接洽に最も適宜となせるを以つてなり。故に陳去つて已に月を過ごせるも文の廣東歸還は未だ期を有せず。圖らざりき統一準備の全國に殷々たるの時、撫寧一方の雅を失するに致らんとは。江防司令部會議の變に鬨動一時、狡猾者の妄思に従ひてその利用する所となり、文の心腹を諷るの蜚語を放ちて以て國の耳目を惑蔽し、以て黎張代表の南下を中止せしむ。全く淺薄なる慨嘆すべきなり。文の國を謀る豈一隅の勝負を以て其の得失を生ぜんや。而して直隸系の諸將は

國內武力の一を有するに據り、獨り文の裁兵主張を久しく暗黙懷疑に付して表示無かりしなり。新聞の傳ふる所に據れば洛陽の吳(佩孚)は諸省の自治に對し均しく武力を以て削平せんことを欲し、平昔使者を往還せしめ、之を推して當世の賢に求め、獨り容れざるに迷夢を抱けり。賢者固より測るべからず。文今日に於て猶ほ未だ不肖の心を以て之を待つが如きは忍びざる所にして、其最終の一悟あるべきを深く冀ふものなり。抑も文の誠心たる尙ほ未だ國人を僞らず、この唯一救國の謀を致すや或は反つて疑ひて能くし難きことを責め望むの舉となせり。而して國を擧げて人心の亂を厭ふの時、また一二軍閥有りてこの潮流に乗じ一切を顧みざるなり。文と西南護法諸將の討賊代暴の初志固より大槩あり、何ぞ義師を重整すること難からんや。相ひ周旋せんと欲するは國人の兵に苦しむことの久しきを顧みればなり。頻年の犠牲已に甚大。而も之を償はんとするもまた渺然として得べからず。文誠思の心悸くも萬已を得ず。ただ先に裁兵を行ふにあり、以て國倡となす。古人言有り請ふ隗より始めよと。之が故を以て斷然廣東に歸還し廣東軍の半を裁兵して以て天下に昭示せん。文茲に今月二十一日廣州に重粒せんとす。將士を撫輯し地方を綏靖するの外、首めに文は裁兵の言を踐まんことを期すべし。同時にまた建設に従事し以て吾が民に更始を與へん。文の十餘年來苦心經營の建國方略は一々之を實行に徴せん。以て吾が地廣く人

衆なる中華民國を列強と共に平等大同の域に躋らしめ、共和の幸福をして虚語に非ざらしむべし。中國(廣東を指す)能く進まば之を西南諸省に推し以て全國に及ばしむることを願望とす。一隅に勝れば之を全國に與ふべし。漸進すると之を頓に改むると、其功を圖りの利鈍、效を收むるの速緩、昭然未だ同日に語るを得ず。曰く、積れば塵も山とならんと。故に文の愚、純一を以て能と爲し、國民に供するに福利を以てすべく、遂に當世を礙する所の武力を惜まず、權利を攘竊するの具を躬ら減削し、以て國人を導き、亦諸公の節を擁し翻然憬悟あらしめんことを冀ふ。今日にして治を圖るの法を言へば裁兵は實に無二の法なるを知る。文先づ倡ふ、諸公之に繼がん。吾が民の香馨の禱り豈涯涘あらんや。若し暴力を恃みて國人を壓さば横決の來る、殊に危懼すべく、諸公の明、當にここに出でざるべし。披瀝陳言して裁教を俟つ。孫文。

一九、中國國民黨改組宣言

— 民國十二年十一月 —

我黨の組織は革命同盟會より中國國民黨に至り、秘密團體より公開的政黨となり、其の經過せる歴史は二十年に垂んとし、其の奮闘的生涯は犖々として大なり。辛亥三月廣州の役、同年十月

武漢の役、癸丑以往の倒袁諸役、丙辰以往の護法諸役等に於て、黨の精銳なる個人及團體にして主義の爲に生命を擲てる者、數ふるに勝ふ可からず。之に當る者は摧け、之に觸るる者は折れ、其の志行の堅き、犠牲の大なる、眞に國中無二なりき。然れども十數年來の成績を綜合し、效果を計るに、自ら認めて失敗と爲さざるを得ず。滿清覆滅して袁氏興り、洪憲失敗して無數の專制的小朝廷を生じ、軍閥横行し、政客毒を流し、黨人は逆に付き、議員は身を賣り、深山に草の蔓る如く、燒いて益々生じ、黄河の濁波の如く激して益々溷然たり。爲に國人は遂に疑つて、革命は以て治を致すに足らず、我が民族は以つて爲す有るに足らずと爲すに至れり。惟ふに今日、政治紊亂し、經濟破産し、瓦解士崩の兆あり。既に貧困剝削の病深き中國の現状を挽救せんとせば、必ず主義有り組織あり訓練ある政治團體をして、其の歴史的使命に本づき、民衆の熱望により、之を指導して奮闘し、其の抱持する政治上の目的を達せしめざるべからず。然らざれば民衆は蠕蠕として向ふ所を知らず、徒に軍閥の牛馬となり、列國の經濟的帝國主義の犠牲とならんのみ。國中の政黨は當に之を言ふて羞づべし。暮楚朝秦、宗旨定まるなく、權利を獲つては臣妾となるも辭せざる類の者に至つては、固より齒數するに足らず。我黨は歷年三民主義に本づきて奮闘し、中間迭々稱號を變更せるも、未だ曾つて離れず。而も久しく成功する能はざる所以は、組織未だ

備はらず、訓練未だ周密ならざるによる。蓋し意志明かならざれば、運用靈敏ならず。大軍有りと雖、以て勝を取る無し。我黨は此處に鑑みる所ありて、其の自知の明と、自決の勇とに本づき、發して改組の宣言を爲し、以て其の必要を示し、先づ總理より九人に委任して、臨時中央執行委員會を組織して、其の事を始め、海外全黨代表會議を召集して、討論に資せんとす。黨綱章程の草定に關しては、務めて主義の詳細と政策の切實とを求めて民衆の渴望する所に符合せしめ、組織と訓練とに至つては、務めて上下を溝通せしめて指臂の用有らしめ、分子を淘汰し、惡を去り良を留めんことを期す。吾黨奮闘の成功は繫つて此處にあり。願くば同志と共に之に勉めん。

二〇、海關問題に關する宣言

——民國十二年十二月——

一、中國海關は實に中國の一國家機關にして、其の全収入は國稅の一部分たり。光緒二十七年の條約によれば、海關の稅收は拳匪事件の賠償金及び其他の外債の低當となり居り、此種外債の元利を償還したる其餘の剩餘金は之れ所謂關餘なり。

二、此の關餘は平時北京の中央政府に納付したるものなるが、民國六年に至り北京政府は不法に

も國會を解散し、其他種々の叛國行爲をなしたる爲、遂に護法政府の成立となり、民國八年に及んで護法政府は關餘の一部分即ち其の百分の十三、七を得たり。

三、此の分の關餘は月々護法政府に交付され、斯くすること計六回に及びたるが、民國九年三月に至り政府の内部分裂したる爲、暫く交付を停止するに至れり。其後政府は迭々舊に照して之を交付せんことを催促し、本年九月五日には又北京公使團に照會し、關餘の處分は全く中國の内政問題に屬し、列強の權限の及ぶ能はざるところにて、各國の關稅に對する關係は、僅に關稅を抵當とする各外債を還付する點に存するのみなるを以て、特に公使團に交渉して銀行委員會に命じ、直ちに關餘を總稅務司に交付し、總稅司より本政府に分與し、民國九年三月以降の西南に交付すべかりし擱置き關餘をも共に付與すべきことを通達せり。

四、九月二十八日外交團より簡單なる復電あり。本政府よりの照會に對しては目下考慮中なりとのことなりしも、爾來三ヶ月の久しきに亙つて切實なる返答なく、漸く本月三日に至り外交團より突如來電あり、電文に曰く「此頃聞く所によれば、貴政府は九月五日の照會に對する外交團の返答を俟たず、強制的に廣州の關稅を接收管理せんとしつつある由なるも、關稅に對する此種の干渉行動は公使團の斷じて承認し難きものなり。若し果して此事あらば當に相當の強硬

手段を以て之に對處すべし」と。

五、本月五日、本政府は中國海關は終始中國の國家機關なるを以て、本政府統轄地域内に在る各海關は本政府の命令を守るべき旨を、此等の各海關に通告し、且つ關稅收入を北京に送附することは、彼等に戰費を貢いで、其の侵略政策を一層肆にせしむる結果となるべきにより、今後之を北京に送附せず、本政府の資金たらしむべき旨を海關吏に命じ、更に聲明を發して、海關に干渉し、又は海關行政を管理脅迫すること無きを告げたり。惟ふに之れ完全なる中國内政問題にして、列強の聞知することに非ず。本政府は徐ろに三ヶ月を待機したるも、未だ答覆を得ざりしなり。而も公使團は竟に本政府の俄かに此の舉に出づるを責む。之れ情理を失するものと言ふべし。然れども本政府は使團の意志を尊重し、本政府の謙讓の精神を明かならしめんが爲に、再び二週間延期して何等の舉措にも出でず、以て使團の解決を待ちたり。

六、本月十四日北京公使團より詳細考慮の覆電に接したるが、之により彼等列強は關稅に對しては、只辛丑（一九〇一年）の條約により關稅收入を擔保とする外債の元利及該條約第六條所訂の賠償金元利償還に關する限りの優先權を有するに過ぎずして、關餘を處分する權利を有するものに非ざる旨を聲明せり。

七、前記公使團よりの回答文は、本政府の主張の甚だ正當なることを證明するものにして、従つて従前本政府の舉動に對して抱きたる懷疑も、當然氷釋したるものなり。今や關餘の處分の内政問題たることは、本政府も列強も共に認むる所なるを以て、吾人が關餘を本政府の收入たらしめんとするに當つては、之を總稅務司と交渉すれば不可なきなり。之に對し北京政府が武力を以て阻止せんとするは可なるも、列強が未確定權利の保護に名を藉りて、省内の河川に軍艦を集むるは、事實に於て北京政府を幫助して、本政府を壓迫するに異ならず。寔に不合理なりと言ふべし。

八、以上の情勢に鑑みて、本政府が之に對して採るべき措置は明瞭なり。北京政府は非合法政府にして全國の棄つる所なるを以て、當然本政府管轄區域内の關餘を處分するの權利なし。故に本政府は今日既に左記の二項を總稅務司に飭令せり。

(1) 本政府管轄區域内の各關稅收入は、國稅擔保の各外債及賠償金に對する償還額を按分扣除せる剩餘の額は本政府より納付すべき旨の命令ある迄は、適宜保管し置かるべし。

(2) 民國九年三月以降本政府の受取るべき關餘額も全額納付すべし。

九、總稅務司にして若も命令を遵奉せざる時は、本政府は別に職務に忠實なる者を選んで海關吏

たらしめ、以て稅務行政の廢弛中斷を免がれしむべく、苟も之に因つて秩序の紊亂することあらば、之れ總稅務司の本政府管轄各海關との協助を許さざるの致す所なり。

十、此の問題に關しては更に道德上及び法律上の二要點あるを以て、次に略述すべし。先ず法律的要點に就きて述べれば、海關收入を外債及び賠償金の擔保となすと雖も、擔保としたるは關稅收入にして、海關の屋宇及一切の有形的財産は其の中に包含され居らず。必要とする場合、本政府が海關吏を改任すると、列強は之に對し條約に據つて職務を行使し、之に干涉するの權利なし。且つ全國の關稅收入は本政府管轄外のもののみを合するも數千萬元を下らず。外債償還額を扣除して尙餘り有るは毫も疑ふ餘地なし。列強が此點を明知する以上、何等干涉の理なし。即ち海關官吏の更迭は外債償還に何等の障礙ともならざるものなり。

十一、道德的に言ふも、列強と海關との關係は大部分拳匪賠償金に因つて發生せるものなり。即ち之れ一種罰款の性質を有するものにして、歐戰以前に於ては此種罰款を戰敗國に支出せしめたるも、現今世界に於ける各種條約には斯る規定なし。「ベルサイユ」條約に就きて論ずるも、只、獨逸が修建費支拂を要するのみにて、之れも罰款と同一性質のものに非ず。況んや今日英米佛日等の列強は皆拳匪賠償金を中國に返還し、中國に有益なる諸事業に用ひしめんとする意

志あるに於てをや。

十二、北京政府に至つては歷年內國債を發行し、其の或る部分を直接又は間接に南方侵略と總統
賄選の費用とに充當せり。民國十年北京政府は内債整理案を定め、關餘鹽餘及び烟酒稅を基金
となし、之が保管方を總稅務司に委任せるが、十二月十一日附公使團の答覆文中にも此種債務
の償還は公使團と關係無き旨明示しあり。事前に何等の諒解成立し居らざる以上、北京の内債
整理案に對しては、本政府は道德的にも法律的にも其の效果を認むること能はず。敢て之を承
認するは之れ盜人に與ふるに糧を以てするもの、其の不可なるや自明の理なり。若し本政府が
關餘を收納する事が、内債基金に影響すべきを恐るる者有らば、之れ全く過慮に屬することを
知らざる可らず。蓋し北京政府の内債整理案に據れば、此外更に鹽餘及烟酒稅を擔保たらしむ
べき旨の規定あるを以て、若し彼等が此の條項に據つて處理せば、該基金には何等の動搖を來
さざるなり。

二二、國民黨第一次全國代表大會宣言

——民國十三年八月二十九日——

一、中國の現狀

中國の革命は一八九四年に始り、一九〇〇年の隆盛期を経て一九一一年に至り、遂に君主政體
を顛覆して一段の成功を告ぐるに至れり。抑も革命とは突然に發するものに非らず。滿清の中國
に入據して以來民族間に於ける不平の氣は已に久しく抑壓され、加ふるに海禁を開くや、列強の
帝國主義は怒濤の如く殺到して武力的掠奪と經濟的壓迫を加へ、中國をしてその獨立を喪失せし
め、半殖民地の地位に陥らしめたり。而も滿清政府は外侮を禦ぐ力なきのみならず、その衆奴を
針制する政策を益々勵行して列強の歡心を買へるに過ぎず。斯くて吾が黨の志士は總理孫中山先
生に従ひ滿清政府を顛覆するに非ざれば中國を改造するに由なきを知り、茲に奮起して國民の先
驅となり、激進して已ます。一九一一年に至り遂に滿清政府顛覆の事業は始めてその完成を告げ
たり。然れども中國革命の目的は唯滿清政府を顛覆するのみに非らずして、滿清政府を顛覆した
る後中國の改造に従事するに在り。中國當時の趨向に依れば、民族方面に於ては已に一民族の專
横獨裁より諸民族の平等結合に、政治方面に於ては專制制度より民權制度に、經濟方面に於ては
手工業的生産より資本制度的生産に推移し來れり。斯る推移に由つて進まば必然半殖民地的中國
をして一躍して世界に屹立する獨立國家とならしむることを得たるならん。

然るに當時に於ける實際状態は吾人の期待する所と反し、革命は成功したるも、革命政府の事實表現し得たる所は唯民族解放主義のみにて、且つ間もなく情勢に迫まれ已むを得ず反革命的専制階級と妥協するに至れり。此種妥協は、間接に帝國主義と相調和し遂に革命の第一次失敗の根源となれるものなり。

抑も當時に於ける反革命的専制階級を代表せる者は袁世凱にして、その勢力は當初甚しく強大には非ざりしも、革命黨が之に勝ち得ざりしは、當時極力國內戦争の延長を避けんとし、且つは組織あり紀律あり、よく自己本來の使命と目的を理解し得る政黨に缺如せるがためなり。若し當時斯の如き政黨有りしならば、必ずや袁世凱の陰謀を抵制し、勝利を贏ち得て彼に乗ぜらるるが如きことなかりしならん。

袁世凱は北洋軍閥の首領にして時に帝國主義的列強と結托し、一切反革命的専制階級、例へば武人官僚等の如きは皆之に追隨して生存を謀りゐたりしなり。故に革命黨が彼等に其政權を讓渡したるは、その失敗たるや言を俟たざる所なり。

袁世凱の死後も革命事業は仍ほ屢々失敗に遭ひ、その結果國內の軍閥をして暴戻専横たらしめ、自ら刀俎となりて人民を魚肉となし、かくて政治上に於ける民權主義の建設に就ては何等云ふべ

きものなし。加之、軍閥自身と人民の利害とは相反し、その生存を維持する能はざるが故に、凡ての軍閥は列強の帝國主義と關係を有し、所謂民國政府は、軍閥に抑制せられ、軍閥は之を利用して、列強の歡心を買つて自己の地位を固めんとし、列強も亦之を利用して一大借款を貸與してその軍資金に充當し、中國の内亂をして紛糾已む所なからしめて利權を獲得し、各々その勢力範圍を劃定するに至れり。この點より見れば、中國の内亂は實に列強の讓成したるものなるを知り得るなり。而して列強の中國に於ける利益衝突ある時は彼等軍閥の手を假りて人民を殺戮し、その暴威を逞うするのみならず、内亂のために中國産業の發展を阻碍し國內市場に外國品を充滿せしむるが故に、中國の産業は自國內に於てすら外國の資本と競争することを得ざるに至るなり。故にその禍とする所は吾人の政治上の生命に限らず經濟上の生命までも悉く列強のために剝奪さるるなり。國內の情勢を観るに、革命失敗以來、中産階級は屢々激變を経て、尤も困苦し小企業家は漸次破産し、小手工業家は漸次失業して游民に墮し兵匪に流れ、農民は生活費の昂貴と租税の苛重に本業を營むの力なく、その土地を廉價に賣拂ひ相率ゐて漂泊者の群に投じ、斯る惨状は、到る處吾人の目に觸るる所なり。斯く如き情勢より視れば、中國は已に絶境に瀕すと云はざるべからず。

是に由つて之を言へば、一九一一年の革命以後今日に至る迄の中國の情況は何等言ふべき進歩なきのみならず、反つて江河日に下るが如き衰勢を呈せり。即ち軍閥の専横と列強の侵蝕は日々その度を加へ、遂に中國をして深く半殖民地たる泥犁地獄に陥らしめたり。之れ全國人民の心を痛ましめ、有識者の日夜苦心慘憺して速に全國人民のために活路を求めんと欲する所以なり。

然らば所謂活路とは果して何ぞや？ 國內の各黨派乃至各個人及び外國人にして之を論議するもの尠からず。試に各種の論議を簡單に歸納し、その當否を批判すれば次の如し。

一、立憲派 此の派の議論は今日中國の大患は法律無きによるものなるを以つて、若し憲法を以て統一を謀れば分裂せる局面の收拾も不可能にあらずとなすなり。然れども之れ憲法の有效なる所以は、全く民衆の擁護に俟つものなるを考へざるものなり。假令紙上に定文の憲法有りとも決して民衆が軍閥の摧殘を受けざることを保證し得ず。民國元年以來嘗て約法有りしも專制の餘孽たる軍閥官僚等は、權力を竊取して惡としてなさざるはなし。斯る徒輩にして去らざれば憲法は一日も效力を發生することを得ずして、廢紙と異ならず。何等民衆に裨益する所無きなり。最近曹現は非法を以て賄選を行ひ北京に於て即位し、その裝飾品として所謂憲法を制定

せり。然れどもその憲法は曹氏自身の行爲と風馬牛相關せざるものなり。故に憲法實行の先決問題は、先づ民衆が之を擁護し得るや否やにあり。且つ尙民衆の組織あること必要なり。若し民衆の組織なくば、憲法あるも民衆自ら之を運用することを得ず。爲に軍閥の摧殘無くとも、亦空文に歸するに至るなり。故に憲法の制定に當り、唯憲法の有無を求むるのみにて、如何にして、憲法を擁護し又如何にして憲法を運用するかを顧みざれば、直に憲法のために奮闘する組織と方法と勇氣とを有せざるものと認めざるを得ず。要するに眞の憲法の成立は、唯列強及び軍閥の勢力の顛覆したるに後にのみに可能となるなり。

二、聯省自治派 この派の論者は曰く、中國が今日の狀態を招來したる原因は、中央政府の權力過大なるに由るが故に、中央の權力を各省に分與して各省の自治を完成し、中央の權力を削減せば、中央政府の専横を制止し得べしと。然れども今日北京政府の權力は法律の賦與したるものに非らず、また人民の承認したるものに非らず、唯大軍閥の攘奪に由つて得たるものなり。大軍閥は已に暴力を挾んで中央政府を把持し、また中央政府を利用してその暴力を擴張するに當り、吾人がその暴力を毀滅し中央政府を把持せしめざる方法を講ぜずして、反つて各省の小軍閥の力を假りて中央政府の權能を削減せんとするは上策にあらず。その結果を推測するに、中

國を分裂せしめ、小軍閥をして各々一省を占めて自己の利益を謀らしめ、中央政府を把持する大軍閥と妥協して互に無事に安んずるに至らんのみ。これをしも自治と云ひ得るや。抑も眞正なる自治は誠に至當なるものにして又民族の需要と精神に適合するものなり。而して斯る眞正なる自治は必ずや中國全體が獨立し得たる後に於て始めて達成さるべきものにして、今日の如く中國全體が未だ自由を獲得することを得ずして先づ一部分の自由を獲得せんと冀ふことは決して可能にあらず。故に自治運動と民族獨立運動とは同じ道を進行すべきものにして、自由なる中國の内にこそ始めて自由なる省は存在し得るなり。一省内の經濟問題、政治問題、社會問題等は唯全國の規模に於いてのみ解決し得るが故に、各省の眞正なる自治の實現は必ず全國々民革命の勝利後に屬すること亦瀝然として明かなり。國民の猛省一番せんことを切望す。

三、平和會議派 國內に於て戰爭に苦むこと既に久しく、従つて平和會議の説は之に應じて起るに至れり。この説を提唱し之に賛成するものには、中國人有り外國人有り。果して此説に依つて平和を招來し得ば、固より國人の熱望する所なるも、これ亦不可能なることなり。何となれば中國の戰禍を模成するものは實に相互に對立する軍閥なるが故なり。此等の軍閥は各々自己の利益を顧みて、その矛盾は極端に達し、已に調和するの可能を有せず。假りに可能なりとす

るも、之れ各軍閥間に於ける利益の調和たるに過ぎずして、民衆の利益とは固より何等の關係なし。斯の如き軍閥の聯合に過ぎずして、國家の統一にあらず。民衆は何ぞ之を欲せんや。故に此等の平和會議の結果は歐戰の媾和によりて得られたる結果に異る所なく、列強利益の衝突は歐洲の各小國をして平和統一することを得ざらしめつつあるなり。中華の統一し能はざることも、亦この數個國の利益の衝突に由る。斯くて調和の不可能を知らながら、各派の勢力の均衡を保持して互に衝突せざらしめ、以て一時の苟安を冀ふは之れ夢想に屬することなり。何となれば軍閥中の一派の他派に對する攻撃を禁ずるは事實上不可能にて、凡ての軍閥は悉く雇傭軍隊を擁し居る結果、戰爭と掠奪とに従事せざるを得ず、且つ掠奪は本省よりも隣省に於て尤も容易に行はれ得るを以てなり。

四、商人政府派 此説を唱ふるものは、今日中國の禍は軍閥と官僚とに由つて造成せられたるに鑒み、資本家を以て之れに代らしめんとするものなり。然れども軍閥官僚の民衆に厭はるる所以は、彼等が民衆を代表すること能はざるが故なり。今獨り商人のみが果して全體民衆の利益を代表し得るや否や。この點は吾人の第一に知るべき所なり。その第二は軍閥政府が命を外人に託したるため、その悪行は益々著しく従つて民衆も益々深く之を憎むに至れるものなるが、

今若し商人政府も亦命を外人に託せば軍閥政府と同結果に至るべし。故に吾人は商人政府に反對せざるも吾人の要求する所は全體の平民が自から政府を組織し、商界に限らず平民全體の利益を代表し、且つその政府が獨立して外人の援助を求むることなく、全體平民の自己の意力のみによるを要するなり。

上に述べたるが如き各種の議論は或は救國の誠意より出でたるものなるべきも皆空論に等しく、甚しきものは誠意なく唯惡意ある譏評に出づるものなり。

我が國民黨は夙に國民革命と三民主義の實行を以て中國の唯一の活路と認むるものなるが、前に中國の現状を綜觀して益々國民革命の進行の怠る可らざるを知れり。故に進んで詳細に主義を闡明し、政綱を發布して以て全國に宣告せんとするものなり。

二、國民黨の主義

國民黨の主義如何といふに、これ即ち孫總理の提唱する三民主義なり。この主義を基本として立てたる政綱こそ國を救ふの道に外ならず。且つ國民革命の進行の歩程も亦この原則に循はざるべからず。今回毅然として改組し黨の組織紀律に特に注意を加へたるは即ち各黨員をしてその能ふ所を盡さしめ、努力、奮闘して以て主義の貫徹を求めんとするがためなり。昨年十一月二十五

日の孫總理の演説及び今次大會に於ける孫總理の中國の現状及び國民黨の改組問題に對する講演等に於ては、これに論及すること甚だ詳細なり。茲に之を綜合して三民主義に對して鄭重の闡明を加へん。蓋し主義の眞の解釋を理解して後、始めて中國の現状に對する救濟方策も依據する所有り得るを以てなり。

一、民族主義 國民黨の民族主義には二方面の意義あり。即ち(一)中國民族自らの解放を求むること。(二)中國境内に於ける各民族を一律に平等ならしむること之れなり。

第一 國民黨の民族主義の目的は中國民族をして世界に自由獨立ならしむるにあり。一九一一年以前に在つては滿洲は一民族を以て吾人の上に專制し、列強の帝國主義は更に之を圍みわたり。故に當時に於ける民族主義運動の作用は、滿洲の專制政策と列強の分割政策を脱離せんとする所にありしなり。其の後一九一一年以後滿洲の專制政策は已に國民運動に由つて破壊されたるも列強帝國主義の包圍は依然として變らず、分割論は變じて共管論となるに至れり。換言すれば武力的侵略より、變じて經濟的壓迫となりしなり。その結果に就て謂へば中國民族をして獨立自由を失はしむることに於て何等異るところなく、國內の軍閥は帝國主義と結托し、資産階級も亦耽々としてその恩典を分たんとしつゝあり。故に中國民族は政治上經濟上日々窮境

に陥るに至れり。此の故に國民黨員は更に努力を繼續して、中國民族の解放を求めざる可からず。而してその後援とするものは實に多數の民衆にして、智識階級農民労働者商人等即ち是れなり。蓋し民族主義は何れの階級に對しても帝國主義の侵略を免除するものなり。故に實業界に若し民族主義なければ列強の經濟的壓迫により自國の生産は永遠に發展し能はざるべく、労働界に若し民族主義なければ、労働者の生命は帝國主義に依附して生存する軍閥及び國內外の資本家に侵蝕さるるに至るべし。故に民族解放の闘争は多數の民衆に對するものにして、その目標は悉く反帝國主義なり。帝國主義が民族運動の打撃を受けてその勢力を減少するに従ひ多數の民衆はその組織を發展するを得、且進んでその組織を鞏固にし、以て來るべき闘争の準備となすべきことは已に國民黨のよく證明し得る所なり。吾人が民族主義の健全なる反帝國主義なることを實證せんがためには、國內に於ける各種平民階級の組織を贊助し、以て國民の能力を發揚するに努力せざるべからず。蓋し中國民族の眞正なる自由と獨立とは、國民黨が民衆と固く結合したる後に於てのみ始めて望み得べきものなるが故なり。

第二 一九一一年以前に於て、獨り滿洲民族のみが吾人の上に專制しむたることは已に上述せるが如し。然れども一九一一年以後は滿洲朝の專制政策已に打砕かれたるを以て、當然國內に

於る諸民族の意思を代表する國民黨の民族主義が要求する如く宜しく平等に結合すべき筈なりしなり。然るに不幸にして專制の餘孽たる軍閥は中央政府に盤據して中國昔時の帝國主義思想をして再起せしめ、之が爲に國內の諸民族は依然として不安の現象を呈し、遂に多數の民族をして國民黨の主張が誠意にあらざるやを疑はしむるに至れり。故に今後國民黨が民族主義の貫徹を求めんがためには、國內諸民族の諒解を得べく、且時々中國々民革命運動中に於ける共同利益を啓示するを要するなり。今日國民黨の主義を宣傳するに當つては、その勢力を集中し、將來國民革命勢力の伸張に従つて漸次諸民族と組織ある聯絡をなし、また民族問題に對しては具體的に種々の解決方法を講ずべきなり。仍つて茲に國民黨は鄭重に次の如く宣言することを得。即ち國民黨は中國内に於ける諸民族の自決權を承認し、且つ帝國主義と軍閥とに反對する革命の勝利を得たる後、自由統一的なる各民族を自由に聯合する中華民國と組織すべきこと。

二、民權主義 國民黨の民權主義は間接民權の外尙ほ直接民權を行ふものなり。即ち國民は選舉權を有するのみならず創制權、複決權、罷官權等をも兼有す。民權運動の方式は憲法に規定せられ、孫總理の創設したる五權分立を以てその原則とす。五權とは立法、司法、行政、考試、監察の五なり。此の制度は代議制の缺點を補ふことを得ると同時に選舉制の弊をも矯正するこ

とを得るものなり。蓋し近世各國に於ける所謂民權制度は往々にして資産階級に專有せられ、反つて平民を壓迫する道具となりつつあり。故に國民黨の民權主義は平民一般に共有するものにして、決して少數者の私有するものにあらず。

然れども茲に注意すべきは、國民黨の民權主義は所謂、天賦人權の意味と同一なるものに非らずして、現在の中國革命の需要に適合するものなることなり。蓋し民國の民權は唯だ民國の國民のみ之を享有し得るものにして、決して輕卒にこの權利を民國に反對する人々に授くべきにあらず。蓋し斯の如き反對分子はこの權を藉りて民國を破壊するがためなり。更に詳言せば、凡ての眞に帝國主義に反對する個人及び團體は悉く一切の自由及び權利を享有することを得るも、之に反し凡ての賣國殃民、以て帝國主義と軍閥とに忠を盡すものは、その團體たると將た個人たるとを論ぜず、皆此等の自由と權利を享有し得ざるなり。

三、民生主義 國民黨の民生主義の最要原則は二つに外ならず。則ち一は地權の平均、二は資本の節制之れなり。蓋し經濟組織の不平均を醸成する最大原因は土地權が少數者に操縱さるることと在り。故に國家は土地法、土地使用法、土地徵收法及び地價稅法を規定するを要す。即ち私人の所有する土地は地主に於てその價格を評價して政府に報告し、國家はその價格に従つて

徵稅し、或は必要なる場合には報告價格を支拂つてその土地を買收し得ることとせざるべからず。之れ即ち地權平均の要旨なり。また凡ての本國人民及び外國人民の企業にして或は獨占的性質を有し或はその規模大に過ぎて私人の力を以て爲し能はざるもの、例へば銀行、鐵道、航路の如きものは、國家自身之を經營管理し、私有資本制度をして國民の生計を操縱する能はざらしめざるべからず。之れ即ち資本節制の要旨なり。この二者に由つて民生主義の進行は必ず良好なる基礎を得るに至るべし。茲に尙ほ農民に告ぐべきものあり。中國は農を以て國を立つるものなるが、全國各階級の内苦痛を受くることは農民より甚しきはなし。國民黨の主張は、農民にして土地に缺乏して小作人となるものに對しては、國家は土地を給與して耕作せしめ、尙ほ之がために水利を整頓し、荒地を開墾し、以て地方を平均せんとするものなり。また農民にして資本缺乏のために終身高利貸の負債を負へるものに對しては國家は之がために、例へば農民銀行の如き調節機關を設備してその缺乏を補ひ、斯くて農民をして人生の當然の幸福を享有し得せしめんとするなり。また勞働者に告ぐべきものあり。中國勞働者の生活には何等の保障なし。故に國民黨の主張は、勞働者にして失業せるものに對しては、國家は當然これがために救濟の道を謀るべく、特に之がために勞働法を制定して勞働者の生活を改良せんとするもの

なり。此外養老制、育兒制、廢疾者救濟制、教育普及制の如き相互に關連して行ふべき性質を有するものに對しては、悉くその實現に努力すべく、何れも民生主義の正に行ふべきものなり。

。中國内に於ては南北を問はず、通商市場を始め寒村僻地に至るまで、何れも貧困なる農民と苦勞による勞働者あり。此等のものが處する地位と感ずる苦痛とは皆同一なるが故にその解放を要求する情に至つても極めて痛切なるものあり。従つてその帝國主義に對する反抗意志は頗る強烈なり。故に國民革命運動は必ず全國の農民及び勞働者の参加を得て、始めて勝利を得らるべきことと疑ふ餘地なき所なり。國民黨は茲に於て一方農民運動及び勞働者運動に對して全力を擧げてその發展を助成し、その經濟組織を補助して漸次發達に向はしめ、以て國民革命運動の實力増進を期すべく、他方また農民勞働者に對して國民黨加入を要求し、相携へて不斷の努力をなし、以て國民革命運動の運行を促進せざるべからず。蓋し國民黨は現在正に帝國主義並に軍閥に反抗し、農民と勞働著に不利なる階級に反抗し、以て農民勞働者の解放を謀りつつあり。之を質せば即ち、農民と勞働者のための奮闘たると同時に農民勞働者自身のための奮闘なり。

國民黨三民主義の眞義は上述の如し。而して本黨の組織改革以後嚴格なる規律的精神を以て本

黨組織の基礎を樹立し、本黨々員に對しては各種の適當なる方法を用ゐて教育及び訓練を施し、主義宣傳、群衆運動、政治組織に當る革命的人材たらしむると同時に、本黨の全力を擧げて全國國民に對して普遍的宣傳をなし、革命運動に加入せしめ、政權を取得して民衆の敵を克服せんとするものなり。而して已に政權を取得し政府を樹立せば、國內の反革命運動及び各國帝國主義の我が國民衆壓制の陰謀を制止し、國民黨主義實行上の一切の障礙を排除するため、更に黨を以て政權掌握の中樞となさざるべからず。蓋し唯だ組織あり權威ある黨にして始めて革命的民衆の根據となり、能く全國人民のためにこの忠實なる義務を盡し得るが故なり。

三、國民黨の政綱

吾人は固より力を盡して黨綱の貫徹を求むるも、前途遼遠にして事業大なる爲め、咄嗟の間に成功を望むことは不可能なり。しかも中國の現状は已に危機に切迫せるを以て直ちに救濟を謀らざるを得ず。故に吾人が一刻も忘るべからざるものは、就中政綱の實行を準備し、第一步の救濟方法となすにあり。茲に謹んで具體的要求を列擧して政綱とす。凡て中國に於て能く一人一派の利益よりも國家の利益を尊重するものは、相共に之を了解し一致協力して之を實行せんことを冀ふ。

甲、對外政策

- 1、一切の不平等條約例へば外人租借地、領事裁判權、外人關稅管理權及び外國の中國領土内に於て行使する一切の政治的權力によつて中國の主權を侵害するが如きものは、皆な之を取消し、新に双方平等にして互に主權を尊重する條約を締結すべし。
- 2、中國は凡て自ら一切の特權に放棄し及び中國主權を侵害する條約を廢止せんことを願ふ國家を最惠國と認む。
- 3、中國と列強と締結せる其他の條約にして中國の利益を損害するものあれば必ず新に審定し、双方の主權を害せざるを以て原則とするを要す。
- 4、中國の政治上及び實業上に於て損失を受けざる範圍内に於ては、外國より借用せる外債に對して保證し且つ之を償還すべし。
- 5、中國領土内に於て責任を負はざる政府、例へば賄選に由つて僭立せる北京政府の借用したる外債にして、人民の幸福を増進するものに非らず、軍閥の地位を維持するために賄賂着腹私消したるものに對しては中國人民は之を償還する責任を負はず。
- 6、各省の職業團體（例へば銀行界商會等）社會團體（教育機關等）を召集して會議を組織し外

債償還方法を準備し、以て債務償還に苦み國際的半殖民地に陥れる地位より脫離せんことを求む。

乙、對内政策

- 1、中央及び地方の權限に關しては均權主義を採用す。凡そ事務にして全國共通の性質を有するものは之を中央に歸屬し、地方的性質を有するものは之を地方に歸屬し。中央集權制或は地方分權制に偏せず。
- 2、各省人民は自ら省憲法を制定し自ら省長を選舉することを得。但し省憲法は國家憲法に抵觸することを得ず。省長は一方本省の自治監督を爲し、他方中央の指揮を受けて國家行政事務を處理す。
- 3、縣を確定して自治單位となす。自治縣に於てはその人民は直接官吏を選舉し、罷免し、直接法律を創制し複決する權利を有す。土地の稅收、地價の増益、公有地の收益、山林川澤の產物、礦產水力の利益は何れも地方政府の所有となし、以て地方人民の事業を經營し及び育幼養老濟員救災衛生等各種公共事業經費に充當す。各縣の天然資源及び各大規模の商工業にして該縣の實力を以てしては創設發展せしむること能はざるものは、國家に於て之に補助を與へ、その純

益は國家と地方に於て之を均分す。

各縣は國家の負擔に對して縣歲入の百分の幾許を以て國家の收入となす。その限度は百分の十五を下るを得ず、百分の五十を超過するを得ず。

4、普通選舉を實行し資産を以て標準とする階級選舉を廢止す。

5、各種の文官試驗制度を改正し選舉制度の不備を補ふ。

6、人民が集會結社、言論、出版、居住、信仰の完全なる自由權を有することを確定す。

7、現在の募兵制度を漸次徵兵制度に改め、同時に下級士官及び兵卒の生活狀態改善に注意し、並にその法律上の地位を向上せしめ、軍隊中に農業教育及び職業教育を實施し、士官の資格を嚴定し、士官の任免方法を改革す。

8、地租その他の土地稅の法定額を嚴定し、一切の法定額外の徵收を禁止す。釐金の如きは一切之を廢止すべし。

9、戸口を調査し、耕地を整理し、食糧の生産消費を調査し、以て食糧の均衡と充足を謀る。

10、農村組織を改良し、農民の生活狀態を向上せしむ。

11、勞働法を制定し、勞働者の生活狀態を改善し、勞働團體を保護し、並にその發展を援助す。

12、法律上、經濟上、教育上、社會上に於て男女平等の原則を確認し、女權の發展を促進す。

13、教育の普及を勵行し、全力を擧げて兒童本位の教育を發達せしめ、教育系統を整理し、教育費を増加し、並にその獨立を保障す。

14、國家は土地法、土地使用法、土地收用法及び地價稅法を制定す。私人所有地は地主より價格を評價して政府に報告し、國家は價格に應じて租稅を徵收し、且つ必要な場合には申告價格に依つて之を買收することを得。

15、企業にして獨占的性質を有し、或は私人の資力を以てしては經營する能はざるもの、例へば鐵道、航路等の如きは國家に於て之を經營管理すべし。

以上擧げたる細目は、何れも本黨政綱の最小限度にして、目下中國を救濟する第一歩の方法と認むるものなり。

一二一、商團事件に關する對外宣言

——民國十三年九月一日——

廣州匯豐銀行買辦が公然我政府に反抗せる後、余は彼の叛國行動が英國の帝國主義を其後楯と

せるにあらざるかを疑へり。されど余は之を深く信ぜんとはせざりき。そは現倫敦政府は英國労働黨の執政下にあり、該黨は議會に於てまた政綱中に於て屢々被壓迫民族に對し極めて同情を示し來れるものなればなり。故に余は當時労働黨政府が政權を掌握せる以上必ずや其表示し來りし所の政策を實行すべく、少くとも従前の如き禍害恥辱を精神として中國に對せる積極的壓迫の砲艦政策を拋棄すべきを待望せり。而して中國に一國際公道時代を創始することを以て英國労働黨の政治理想の一原則なるかに傳聞しわたりしなり。圖らざりき八月二十九日英總領事は我政府に公文を致し、且つ沙面領事團に「何等防禦無き城市に發砲せるの野蠻的行動に對し抗爭す」云云の聲明をなさんとは。該通告の末段の數語は則ち宣戰に異らざるなり。其文に曰く「余は現に上官たる海軍武官の通告に接せり。彼は已に香港海軍總司令の訓令を奉じ、若し中國當局に於て城市を砲撃することあらんか、英國海軍は完備せる用意の下に即時行動を開始すべし」と。茲に於て我政府は「何等防禦無き城市に發砲せるの野蠻行動に對し」云々の妄言を拒絶せり。我政府が廣州市街に於て已を得ざるの措置に出でたる地點は西關郊外の一部にして該處は陳廉伯等叛黨の武装根據地なればなり。此次の妄言を發出せる方面に乃ち新架坡の慘殺事件及び阿立察（印度）埃及、愛爾蘭の各地方に於て慘殺行爲を行へる者を内に包含せるものなり。故に此度の通告

も帝國主義の熱狂的一種の表示たるなり。他國は姑く論ずる勿れ。最近我國の萬縣に在りて英海軍は何等防禦無き都市を砲撃せんと欲するに非らざるや。しかして吾同胞の二人を捕へ審判を得ることなく即座に銃殺し、以て帝國主義の凶暴を満足せり。かくて始めて一撃を免がれたる乎。然らばこの種の暴舉は諸々の脆弱不統一の國家に行ふは可にして無礙なりとするや否や。故に又別の一中國の城市當局に之を施さんと欲するものなりや。余は此次の通告は帝國主義國たる英國の露骨なる挑戰にして、其同最も惡むべき意思を含みたるものなることを覺れり。試みに觀るに十二ヶ年來、帝國主義各強國は外交上精神上及び種々の借款を以て終始一致して反革命を贊助し來れり。則ち吾人はこれらの帝國主義の行動を見るに吾が國民黨政府の破壊を企圖せるを否認せんとするも不可能なるを知れり。蓋し今回我政府に對し公然反抗の舉動を示せる其領袖は、在支英帝國主義の最有力機關の一代理人なりとす。我政府はこれが反抗舉動の對應策として唯一の有効方法を施さんと謀りつつあり。而して所謂英國労働黨政府は乃ち我が政府を打倒せんと恐嚇をなせるものなり。こは抑も何を意味するや。蓋し英帝國主義の欲する所は國民黨政府の破壊にあり。乃ち我國中唯一の、革命精神の保持を圖り、之が努力をなしつつある政府乃ち唯一の反革命抗禦の中心勢力に向つて英國の大砲は發砲を欲しつつあるなり。曩に滿清朝の推翻に努力せる

一時期あり。今帝國主義の中國干涉の推翻に努力し革命の歴史的仕事を完成すべく、之が最大の障碍を掃除するの一時期は開始されたるなり。孫文。一九二四年九月一日。

二二三、北伐宣言

—民國十年九月十一日—

國民革命の目的は獨立自由の國家を造成するに在り。以て國家及び民衆の利益を擁護せんとす。辛亥の役、君主專制政體及び滿洲征服階級を推倒せんとし、已に之に着手し以て目的の貫徹に従事せり。若し吾黨をして當時能く國家及び民衆の利益に根據し、以て反革命勢力を肅清せしめたらんには、十三年來政治の根本は已に確定し、國民經濟教育の犖々たる諸端は已に積極的に進行するを得たるべし。革命の目的はたとへ未だ完全に達到せずとも、正鵠を失せずんば日を以て光明に登り、斷然としてあらんものを。

もと反革命の發生は實に專制時代の思想を承繼し、内に對しては民衆の利益を犠牲にし、外に對しては國家の利益を犠牲にし、以て其過去時代の地位を保持せんといふにあり。見よ袁世凱の帝王潛稱、張勳の復辟、馮玉璋徐世昌の法統破壞、曹錕吳佩孚の竊位盜國に於ける、十三年來連

續して絶えず。其の分子新陳代謝ありと雖も、其傳統思想は則ち始終一なるを知るべし。これ等反革命の惡勢力は北京を以て巢窟と爲す。而して流毒各省を蔽へり。ままた革命分子たりと號稱するあり。其根本思想は初め國家及び民衆の利益に根據せざるにあらざるも、往々志操不定にして、其の誘惑を受け、之に同腐され、以て今日の分崩離折の局を醸成せり。これ眞に太息痛恨すべきことならずや。反革命の惡勢力の存在する所以は、實に帝國主義の庇護の由て然らしむる所とす。之を民國二年の際に徴するに、袁世凱は將に革命黨を摧殘せんと欲し以て其帝制を遂げんがために、則ち五國銀行團との大借款を此の時に成立せり。以て二億五千萬元の戦費は供與されたるなり。爾後馮玉璋、徐世昌の諸人は一度び國內に兵を用ひて自己に異る勢力を摧滅せんがため、一回の大借款を有して其威を揮ひに資せり。最近曹錕、吳佩孚の兵を東南に加ふるに及ぶや則ち久しく懸案として決せざりし金「フラン」案を決定成立せり。これら種々の事象により十三年來の戦禍は直接には軍國より受くるも間接的には帝國主義より受けたるものなることの明々白々にして疑ふべき餘地無きを知るべし。今や浙江の友軍は曹錕、吳佩孚に反抗して戦へり。奉天も亦同様の決心と行動に出でんとせり。革命政府は已に出師北嚮命令を下して天下と共に曹錕、吳佩孚の諸賊を討たんとす。ここに於て當に鄭重に國民に告げ、友軍に告げんとする所の者は此の度

の戦争の目的は僅かに曹、吳を覆滅するにあらざることなり。尤も曹、吳覆滅の後に在りては、永久に同様繼起の人無く、以て反革命の惡勢力を繼續するもの無からん。即ち此次の戦争の目的は僅かに軍閥を推倒するに非ず、軍閥が其生存を托せる所の帝國主義を推倒するにあるなり。然る後反革命の根株は永絶せん。かくて中國は殖民地の地位を脱離し、以て自由獨立の國家を造成し得るなり。中國國民黨の最終目的は三民主義に在り。本黨の職任は即ち主義を實現せんがために奮闘するに在るなり。故に敢て國民及び友軍に謹告す。吾人は北洋軍閥を顛覆せる後、必ず現時代に必要なる各種具體條件の實現を要求し、以て最終目的たる三民主義の初歩的實行を試みんとす。此次爆發の國內戦争に對し、本黨は軍閥反對の理由に於て之に参加せるものなり。其職責は戰勝の後、革命政府の權力を以て反革命の惡勢力を掃蕩し、人民をして解放を得せしめ而して自治を謀らしむるに首まる。尤も外に對しては國家の利益を代表し、新しき立場に基き一切の不平等條約の審訂を要求し、これら條約中に訂結されたる所の一切の特權を取消し而して雙方平等、主權互尊の條約を重訂し、以て帝國主義の中國に於る勢力を消滅すべし。蓋し必ず先づ中國をしてこの不平等の國際地位より脱せしめよ。然る後下列の具體的目的は方に實現の可能を有する也。

一、中國が國際平等の地位に登りたる後に於て、國民經濟及び一切の生産力は充分なる發展を得ん。

二、實業の發展は農村經濟をして改良するを得せしめ、而して勞働農民の生計改善をも可能ならしむ。

三、生産力の充分なる發展は工人階級（勞働者階級）の生治狀況をして、其團結力を増長せしめ而して改善の機會を有せしむ。

四、農工業の發展は人民の購買力を増進せしめ、商業は始めて繁榮の新機會を有せん。

五、文化及び教育問題はここに至りて方に空談に落ちざるべし。即ち經濟の發展は智識能力の需要を日に増すべし、而して國家の富力増殖せば、文化事業及び教育の經費の調達は容易なるべければ、一切の智識階級の失業問題、失學問題は方に解決の端緒を有せん。

六、中國の新法律は更に不平等條約の廢除に因りて能く全國領土に普及し、一切の租界に實行されん。然る後に於ては陰謀破壞の反革命勢力は憑藉する所を失はん。

凡そここに掲げたる一切の項目は、鞏固なる經濟基礎を達成して以て全國を統一し、眞正の民權制度を實現して以て平民群衆の幸福を謀るものたるべし。故に國民はこの戦争に處するの時、

當に喚起して軍閥に反抗し、この最少限度の政綱の實現を求め以て三民主義の第一歩を實行せよ。

中華民國十年九月十八日

附、北伐進行中の三師令

(一) 去歲曹錕は法を曲げ、賄賂を行ひ、選舉を潰亂し、名器を僭竊し、自ら倒行逆施を知り、大義の容れざる所となる。乃ち吳佩孚と同惡相ひ濟け賣國所得を以て窮兵黷武の用と爲す。かくて正類を摧殘して己に異るものを銷除し、川閩に毒を流し、四海憤りを同ふす。近くまた其鷹犬を嚇かし浙江を突き、東南の富庶は邪の鋒鏑に罹る。これ窮兇極戻に似たり。誠に邦家の大慝にして國民の公仇とする所なる。比年以來、分崩雜析の禍ひ烈し矣。其亂源を探るに皆これら狐鼠の城社に憑藉するに由る。遂ひに神州をして鼎沸せしめ、生民を丘墟たらしむ。本大元帥夙に討賊戡亂を以て職志と爲す。十年の秋、師を桂林に視、十一年の夏、江右に出師す。欲する所は國民のこの蠱賊を剪たんに在り。圖らずも小盜事を發して師行頓挫し、遂ひに内孽の掃除、亂餘の綏緝に従事せざるを得ざりき。今や烽煙未だ東江を靖んぜずと雖も、大戰の機は已に東南に於て發し、東北に漸及す。其緩急輕重を權らざる能ず。古人に言あり。「豺狼の路に當る安ぞ狐狸を問はん」と。故に刻日師を移して北に指し、天下

と共に曹吳諸賊を討つ。此次の戦は去歲の秋に醞釀し而して今日に爆發す。各方並舉して所謂南北の分を無し。ただ順逆の辨あり。凡そ國を賣り國民を殃ひし、不義を行ふ者は悉く期せずして曹吳諸賊に附し、之に反し正義を抱持し、天下の澄清を以て自任する者は期せずして義師の旗幟の下に趨集せり。民國の存在はこの戦に於て決せん。其間中立の地絶無となすなり。亦傍觀の人絶無となすなり。凡そ我が各省の將帥は平時の些事を悉く棄て、其精力を集めて賊の擊破に従ふ。露布一たび到るや即ち當に期を剋して師を會すべし。凡そ我全國人民は應に苟安姑息の見を破除し、勇氣を激勵して國の爲に犠牲となり、軍民同心以て大敵に當り、務めて曹吳諸賊をして次第に法に伏せしめ、盡く軍閥を摧き民治を實現し、十三年來の喪亂の局を茲に平定し、以て百年の治安の大計をこれより開始し、和平を永に奠め力を富強に致さんことを深く望む。天下に布告し偏に聞知せしむ。九月五日。

(二) 本大元帥去歲の春、廣州に重砲し中原を北望す。國本未だ寧ならずして、危機四布す。而して肘腋の地、伏蟒縱横、隙に乗じて思ひを逞ふす。始め大義を以て之を動かさんと欲するや、之に結ぶに忠信を以てし、爲に和平統一の議を倡し以て戰禍の鎖弾と民本の扶植を期す。圖らずも北方武人跋扈し、曹錕、吳佩孚等は窮兵黷武、自己に異る者を摧鋤せんと欲し、

遂に以て我かに之を謀る。乃ち我が叛兵と勾結し、我が新附の兵を調唆し、資するに食糧武器を以てし、其亂變を嗾かし遂ひに全省（廣東）をして悉く兵燹に罹らしむ。北江の群寇は蜂擁して蠢動し、西江南路も亦跳梁並進す。この時に當り一隅の地を以て四面の敵を支へ、諸將士の戮力と人民の同心に頼り、兵鋒の指す所、群賊を崩潰し、廣州根據の地、危からんとして復た安らかなるを得。將士は征戰の勞に喘息の遑あらず、人民は負擔に疲れて筋力易敵せり。

然り革命軍の不屈不撓の精神は已に漸く海内の認識する所となる。曹吳諸賊は既に廣東に逞ふするを得ず。日暮て途遠く、始め名器を竊みて獨り悞し、ここに於て法を曲げ、賄賂を行ひ、選舉を潰亂せる事あり。反對の聲、全國に偏し。正義公理は本と奸邪の魄を櫛ぐに足る。然り天討を未だ申ねざるも、元兇を誅戮せんとし、轉た以て盜を憎む主人の念の堅きを見るに足る。即ち湘南の討賊軍は湘中に入定し、四川の討賊軍は重慶を回復し、斯くて形勢甫めて展けども、大功未だ就かず。曹吳諸賊乃ち益々忌憚無く、既に福建の血を吸ひ、遂に浙江に牙を磨ぐ。然れども東南の戰事なるを以て、この戦局は逆轉を豫想さるべし。即ち討賊の風潮は東南より東北に漸及せるなり。去歲、賄選時代に醞釀せる所の大戦は、ここに至

りて一發して遏むべからず。全國に就て言へば一切變亂の原動力は曹吳に在り。其他の小醜は依附以て生存を求むるに過ぎず。苟くも曹吳を剪除せば亂源は自ら息む。廣東に就て言へば浙江、上海は實に廣東の藩籬と爲す。若し曹吳をして浙江、上海に逞ふすることを得しむれば廣東は將に噬臍の禍あらん。故に浙江上海を救ふは亦即ち廣東を存するものなり。本大元帥は已に諸將に一致北嚮討賊すべきを命令し、剋日大本營を韶州に移し、以て統率に資せり。當に諸軍と長江に於て師を會し、馬を黃河に飲せ、以て中原を定めん。其後方留守の事は責諸司にあり。去歲以來全粵の人民は億の軍費を供し負擔は積重す。用兵の際、吏治財政は動もすれば牽掣を受く。吾が父老兄弟の苦、極地に至る。然り正統を存することに於て將さに絶たれんとする革命の規模を樹てんとす。吾が父老兄弟の造らんとする所の國亦甚大。この全國鼎沸の日に當り吾が父老子弟の特に勉勵發奮して民の先驅たらんことを望む。軍閥の掃除、民治の實現はこの一舉に在り。それ各々勉めよや。九月五日。

(三) 最近數十年來、中國は列強帝國主義の侵略を受け半植民地に漸淪し、而して滿洲政府は尙ほ其民族の特權階級たることと、君主の專制政治とを牢守し、中國人民は自救を欲するも其道の由るべき無し。文乃ち同志を率導し。力を革命に致し、以て中華民國を肇建せんとし

て爾來十有餘年矣。本と革命の目的は民有、民治、民享の國家を實現し、以て自由の大地上に獨立するに在り。これと帝國主義とは水火の如く相容れず。故に帝國主義は遂に軍閥と相互的に勾結し以て反動を爲す。軍閥は帝國主義の後援を有するや乃ち悍然國民を蔑視し、民國を破壊し而して忌み憚る所なし。革命黨人は之と決死戰をなしつつあるも、大多數の人は仍ほ其國事を問はざるの習慣を守り、坐視してその爲すべきをなさず。茲に於て革命黨人は往々勢ひ孤立して蹉跎に至る。十三年來革命未だ成功せざるの所以は、其端實にここに繋がる。廣東と革命とは關係最も深し。其革命の負擔も亦最も重し。元年以來國事^{ヤスラカ}寧ならず。廣東人民も亦一日の安堵を得る能はず。九年の冬廣東軍旆を返せり。宜しく若し手を藉る所を得ば以て革命の志事を完ふすべかりしを、幾許ならずし司兵者は已に北洋軍閥の勾引する所と爲れり。遂に以て十一年六月の叛亂あり。十二年正月に至り雲南、廣西諸軍の力を藉り、僅かに討平を得。然り餘孽猶ほ東江に蜂聚し、新附の軍隊また肘腋に反側し、曹錕吳佩孚は間隙に乗じ江西軍を嗾かして、北江一帶に人寇し、西江南路も亦同時に嘯起し、廣州の一隅は殆んど坐を成すに窮す。文諸軍を率ゐて四圍を衝擊し向ふ所を碎破したるも能く患ひをなす莫し。然れども軍隊を移駐して我が廣東の父老昆弟を苦に至らしむ。軍事既に殷な

れば軍需自ら繁げし。羅掘多方、猶ほ給する能はず。ここに於て民は諸捐雜税の繁然竝起に病む。其の結果人民の生活は其牽掣を受け、物價日に騰り、生事日に艱たり。夫れ革命は全國人民の責任と爲す。而して廣東人民の負擔する所獨り多し。これ已に廣東人民の不平を致すに足る。而してままた驕兵悍將ありて軍紀を修めず暴を民に爲す。汚吏は名を糧食の調達に託して利を貪らんとす。人民の生命自由財産は保障する所なく、交通は之を斷絶し、市場は之を凋敗せしむ。之を以つてしても廣東人民をして嘆息痛恨せしむるに足る。而して革命政府は徬徨夙夜ために措く所を知る莫きなり。廣東人民は身に痛苦を受け、革命政府に對し漸次失望を形づくりつつあり。商民間に在りて尤も然りとなす。しかして革命主義も惟れ一事、革命進行方法も又惟れ一事たるを知らざるなり。革命主義に革命政府は始終盡力し、以て之が貫徹を求む。革命進行方法とは則ち革命政府が環境に應じて適宜の方策を講ずるものにして、廣東に於ける今日の種々の現象は乃ち革命進行方法の善からざるが故にして、革命主義の興る所にあらざるなり。若し現状の不始末を以て主義の本身を誘及し、革命政府の存在に反對せば、革命政府は其主義の擁護を計るの見地より、これら反對の企圖を謀歴し之を消滅せしめざるを得ず。三十餘來、文と諸同志とは革命主義の實行のためには舉世の敵となるを

恤ひとせず、滿洲政府の淫威も吾が抱懐に迫るに足らず。即ち舉世の訕笑呪咀以て大逆無道等々の惡名を相如ふるも、亦、平然以て意とせざりしは、これ廣東人民の熟知する所なり。故に廣東人民の爲に計り、商民の爲に計らんに、革命政府を擁護し革命主義を實行し、同時に革命政府と革命進行方法の改善を協商するに若くは莫きなり。蓋し從來の病弊たる人民は國事を問はざる云々の習性を守り、革命政府と合作して革命政府の存在を計らざるに於ては、強力を以て人民の資を取らざるを得ず。かくては遂に政府と人民間に隔膜を生ずるに至らん。今や革命政府は改絃更張を恤ひとせず、以て人民にこの合作を求むるものなり。特に鄭重明白に宣布すること次の如し、(一)最短期内に各軍を悉く動員し北伐を實行す。(二)廣東は廣東人民を以て自治を實行す。廣州市政廳は日を刻して改組し、市長は之を民選に付し、以て全省自治の先導と爲す。(三)現在の一切の苛雜捐税は悉く蠲除し、民選官吏に由り税則を另訂す。以上三項は革命政府の已に實行を決心せる所なり。廣東人民は當に革命進行方法に關し知りたる所ありたるべし。革命政府は人民の意向に拘泥せず、改組に着手せん。我が廣東人民は革命主義に對し熱誠を以て革命政府を扶助し、之をして早日實現せしめよ。冀くば政府と人民の同心同徳を以て大敵に當り、十三年來革命未就の緒を告成し、中華民國を之

に頼らしめんことを。九月十日。

二四、建國大綱制定の宣言

— 民國十三年 —

辛亥革命より今日に至る迄、革命に依て得たるものは只中華民國の名稱のみに過ぎず。即ち國家の利益より言へば事國をして、國際的平等の地位に進ましむる能はず、國民の利益よりせば、政治經濟上に未だ何等の進歩を見ず。他方國內分離の禍は日と俱に深刻なり。故に其の禍根を究め之が救済の途を講ずるは誠に刻下の急務なり。抑々革命の目的は三民主義の實行に在り。而して三民主義の實行には必ず其の手段方法を必要とす。依て文は辛亥革命以前に在つて三民主義を提唱すると同時に、主義實行の手段方法を定め、革命建設を分ちて軍政、訓政、憲政の三時期と爲し、逐次漸進、以て革命運動の完成を期したり。

辛亥革命に因り、數日を出でずして四千年來の君主專制政體と、二百六十餘年間の滿洲朝廷とは倒壊せるを以て、革命破壊の力小なりと言ふを得ず。而も今日に至る迄所謂三民主義の實行遅遅として進まざるは、之れ即ち破壊の後、豫定の順序に依らずして建設に進めるを以つてなり。

蓋し軍政時代を経るに非ずんば反革命の勢力を掃蕩する能はず、又革命の主義に對する民衆の同情と信仰とを得るに由なし。更に又訓政時代を経るに非ずんば、多數人民は革命に依り解放せられたりと云ふも、久しきに亘る拘束の爲め、當初其の活動の方法を知らず、其の結果積年の故習に倣ふか、然らずんば不知不識の間に反革命に利用せられて其の傀儡となるに至るべし。前者の病根は革命破壊の不徹底に在り、後者の弊根は革命建設の澁滯に在るなり。

辛亥革命御倉皇として臨時約法を制定し、依て以て國民の基礎茲に奠まれりとなせり。然るに安んぞ知らん、約法は豫期と反對の結果を生ずるに至れり。茲に於て、人民は紛々約法を批議して新に永久憲法の制定に従事し、之れに藉りて以て臨時約法の不備を救濟せんとせり、然れども其の病根は實は臨時約法の不備にはあらずして、軍政、訓政の兩時期を経ずして直ちに憲政時代に入りたることに在りしなり。試みに民國元年臨時約法頒布後の狀勢に觀るに、反革命の勢力は香に消滅せざるのみならず、却て臨時約法の頒布に藉つて其の奸惡を肆にし、終には臨時約法其のものをも廢棄し去りしにあらずや。本政府は今後の革命に於ては過去の失敗に鑑み、其の弊を矯め、以て辛亥革命未成の事業を完成せんと欲するものなり。今後の革命は破壊にのみ没頭することなく、寧ろ建設に力めざるべからず。依て之が爲めに遵守すべき程序を規定するを要す。此

の主旨に基きて茲に國民政府建國大綱二十五箇條を制定し、今後の革命の典型たらしめんと欲す。

建國大綱の第一條乃至第四條には革命の主義及び其の内容を宣布し、第五條以下には實行の方法及手段とを規定す。即ち第六第七兩條には軍政時期の宗旨を標明し、反革命の勢力排除と、革命主義の宣傳とに努め、第八乃至第十八條には訓政時期の宗旨を標明し、人民を指導して革命建設の進行に従事せしめんとす。之が爲め先づ縣を自治の單位となし、各縣内に於て「除舊布新」に努め、次で人民權力の基本を樹立し、然る後之れを擴充して以て省に及ぼすなり。斯くの如くして始めて所謂自治は眞の人民自治と成るを得べし。地方自治已に完成せば即ち國家組織も始めて完備す可く、人民亦其地方の政治的訓練に基きて國政に與るを得るなり。第十九條以下に於ては訓政より憲政に漸進するに必須の條件及び順序を規定せり。之れを綜合すれば、建國大綱なるものは、障碍排除に初り、建設完成に終るものにして、本末先後秩然として整へるものなり。

抑々、革命は非常なる破壊なるが故に、之に繼ぐにも亦非常なる建設を以てせざるべからず。若し夫れ建國の大綱に依つて進まんか、即ち軍政時代に於て能く反側を肅清し、訓政時代に於て能く民法を批殖するを得べし。憲政の名無しと雖も、而も人民の得可き權利と幸福とは、已に憲法を口にし專政を行ふ者と日を同じうして談するを得ず。且つ漸次憲政時代に進まんか、程序坦

坦として頭腦の惧れ無く、國民の爲眞に之れに如くもの無し。今後革命勢力の及ぶ處と、本政府の命令に従ふ者とは、皆建國大綱實行を唯一の職責と爲さるべからず。

二五、北上宣言

—民國十三年十一月十日—

本年九月十八日本黨は出師北伐の目的に對して曾て宣言をなせり。其主要の意義は國民革命の目的は獨立自由の國家を造成し、以て國家及び民衆の利益を擁護するに在りと爲せり。此種の目的は帝國主義の中國をして永く其殖民地たらしめんと欲する者とは絶對に相容れざるもの也。故に辛亥の役、吾人は能く滿洲政府を推倒せりと雖も、須臾もせずして帝國主義は軍閥と勾結し、以て國民革命を敵となし、務めて國民革命の目的進行を阻止するところ有りたり。十四年來、軍閥本身の新陳代謝ありたるも、其性質作用は袁世凱より曹錕、吳佩孚に至るまで轍一つに出づるが如し。故に北伐の目的は僅かに曹、吳を覆滅するにあらざる也。尤も曹、吳覆滅の後に在りては永に同様の思想を抱いて繼起するの人無からん。之を換言せば北伐の目的は僅かに軍閥を推倒するにあらず軍閥に頼るを以て生存するの帝國主義を推倒するに在るは蓋し必然と言ふべし。然

る後國民黨革命の目的は乃ち之が故の障礙を掃除し、活潑なる進行を得べき也。國民革命の目的は獨立自由の國家を造成し、以て國家及び民衆の利益を擁護するに在り。其内容は何と爲す乎。本黨第一次全國代表大會宣言は已に之を詳述せり。蓋し民族・民權・民生三主義を以て基本とし、時勢に因應せる救濟方法を列擧し以て最小限度の政綱となせり。其大要を謂へば對外政策は一面一切の下平等の條約及び特權を取消すに在り。一面外債の性質を變更し列強をして此種外債を利用し、以て中國を慢然、半殖民地の苦しき地位に到らしめざるに在り。對内政策は中央と省の權限を劃分し、國家統一と省自治をして各々其發達を遂げしめて、相妨礙せしめず、同時に縣をして自治單位と爲すことを確定し、以て民權の基礎を深植し、且つ全力を以て人民の自由を保障し、農工實業團體の發達を補助し、經濟教育狀況の改善を謀るに在り。蓋し對外政策にして果して實現を得ば、帝國主義の中國に於る勢力は消滅に歸し、國家の獨立自由を保つを得べし。又對内政策にして果して實現を得ば軍閥の死灰再燃を見ず、民治の基礎の動搖する莫し。これ中國の現狀に於ける實に對症の良藥なりと敢て信する次第なり。北伐目的の宣言はこの趣旨に根據す。且つ之が成果に就て列擧説明せんに(一)中國は國際平等の地位に登りたる後、國民經濟及び一切の生産方法は充分なる發展を得ん。(二)實業の發展は農村經濟をして改良を得せしめ、而して勞働農

民の生計改善を可能となす。(三)生産力の充分なる發展は工人階級の生活狀況をして團結力の増長と改善の機會とを有せしむ。(四)農工業の發達は人民の購買力を増進せしめ、商業は始めて繁榮の動機を得ん。(五)文化教育等の問題はここに至りて方に空談に落ちず、以て經濟の發展により智識能力の需要を日に増大せしめ、而して國家富力の増殖は文化事業及び教育經費を容易に調達せしむべく、一切の智識階級の失業問題、失學問題は方に解決の端緒を有すべし。(六)中國の法律は更に不平等條約の廢除に因りて能く全國領土に普及し、一切の租界は皆已に廢除され、然る後陰謀破壞の反革命勢力は憑藉する所を消失せん。以上の諸項は凡て國民に屬し、其實業家たると農民たると工人たると學界たるとを分たず、皆其切要を感じざる無し。而して共同奮闘以て其實現を祈る者ならん。

國民革命の目的は其内容を具すること斯の如し。十三年來、帝國主義と軍閥相互の勾結は以て其進行の障礙を爲し、遂にこれら民國の存亡、國民の生死に係するの犖々なる緒端をして實現の因縁を無からしめ、目的の到達を謀るために障礙の掃除に従事せざるを得ざりき。これ北伐の舉の已むを得ざりし所以なり。

北伐の目的を宣布してより以後、本黨旗幟下の軍隊にして廣東に在る者は次第に北江に集中し

以て江西に入る。而して本黨また種々の方面に従ひ、國民に向つては、帝國主義の援助する所の軍閥は其武力統一の夢想を抱くと雖も、其の失敗は終に免かれざる事實たるを指示せるなり。今や吳佩孚の失敗は本黨の判斷の謬らざるに足らん矣。

軍閥の挾持せる所の軍隊は帝國主義の援助を得て其數量を増せり。袁世凱以來已に然りとす。然りその盛時に當りては、帝國主義の之が庇護を爲すありと雖も、其敗るるに及ぶや帝國主義亦之を救ふの術無し。其故は何處に在る。二年東南の役のとき袁世凱の兵を用ふるや、往くに不利無かりしも、三四年間にして叛逆漸く著しく、人心漸く去り、帝制反對の兵起るや終に衆判親離を來し一蹶振はず。七年以來吳佩孚の兵を用ふる亦往くに不利無く、驕氣の中る所、以爲らく力征以て天下を經營するも可ならんと。遂に民衆を敵となすを恤ひず。工人學生を屠殺し以て革命の進行を摧殘し、人心の已に去るに及んで、終ひに一敗地に塗るるに至りて後に已みぬ。猶ほ敗亡の餘り北京公使團に打電して援助を求め、終始甘じて帝國主義の傀儡となる。而して歴史的教訓を了解せざることこの如し。これに由り以て言ふ。帝國主義の援助は終に國民の覺悟に敵せずと。

帝國主義は惟だ能く吾國民の未だ覺醒せざるに乘じ、以て逞しうせんことを求む。軍閥も亦惟

だ能く吾國民の未だ覺醒せざるに乘じ、以て一時の志を得。卒ひに未だ國民の覺醒せずして屈伏せる次第にあらざるも、我友軍將士及び吾同志の勞苦功高く餘りに於て一念之に及べるなり。

吾人はここに於て更に一證明を得たるべし。凡て武力と帝國主義の結合は敗れざる無く、之に反し國民と結合し、以て國民革命の進行を速にする者は勝たざるは無し。今日以後、當に國民革命の新時代を劃し武力と帝國主義の結合の現象をして、その跡を國內より永絶せしめん。其の之に代りて興る所の現象の第一歩は、武力をして國民と相結合せしめ、第二歩は、武力をして國民の武力と爲す也。國民革命は必ずやこの時に於て始めて能く成功を告ぐるなり。今日は固より國民の武力の尙ほ言ふべき無し。而して武力と國民との結合の端倪は已に見ゆ。吾人は茲に於て此結合の確實を期して進歩あらしむべく努力せざるを得ず。

武力をして國民と深く結合せしめんと欲せば其の由る所の途二あり。

其一は時局の發展を能く國民の要求に適應せしむることなり。之れ蓋し必然のことなり。然る時は、時局發展の利益は國民に歸し、従前の各派勢力の分割的利益及び權利壟斷の罪惡を一掃し得ん。

其二は國民をして能く自ら其の要求を撰擇せしむることなり。然る時は國民の要求は乃ち充分

に表現するを得、従前の各派の包轄把持、群衆隔絶の罪惡を一掃するを得ん。

以上の二者は國民革命の新時代と舊時代との溝を劃然するものなり。蓋し舊時代の武力は帝國主義の利用する所と爲し、新時代の武力は則ち國民の利益を擁護するの用をなし、而して其障礙を掃除する者なり。

本黨は以上の理論に根據し、時局に對し國民會議の召集を主張し、以て中國の統一と建設を謀り、而して國民會議の召集以前に在りては、先づ一豫備會議を召集し、國民會議の基礎條件及び召集の期日、選舉方法等の事を決定すべきことを主張するものなり。

豫備會議は左記團體の代表を以て之を組織すべし。

- (一) 現存の實業團體、(二) 商會(商業會議所)、(三) 教育會(四) 大學(五) 各省學生聯合會
 - (六) 工會(勞働勞働組合)、(七) 農會(農民組合)、(八) 共同反對曹吳各軍(九) 政黨
- 以上各團體の代表は各團體の機關より之を派出す。人數は少きを宜とし、以て召集の迅速を期せしむ。

國民會議組織の團體代表は豫備會議と同じとす。ただ其代表を須く各團體の團員に由つて直接選舉すべし。人數は豫備會議に較べ多數と爲す。全國各縣皆同一方法を以て代表を選舉するを得、

以て國民會議に列席せしむ。會議以前に於て各省の政治犯は完全に赦免し、並に各地方の團體及び人民の選舉の自由と議案の提出及び宣傳討論の自由を保障すべし。

本黨は力を國民革命に致し、今に於て三十餘年。今日の國內の環境を以て論ずれば本黨の主張は中國を救濟するの良藥なるを自信すると雖も、國民の了解を得んと欲するは亦大いに容易の事に非ず。惟だ本黨は國民の自決こそ民國革命の要道なるを深く信ず。本黨の主張する所の國民會議實現の後は、本黨は將に第一次全國代表大會宣言に列擧せる所の政綱を國民會議に提出し、國民の徹底的諒解と贊助を得るを期すべし。

本黨はここに於て敢て熱誠を以て國民に告げて曰ふ、國民の運動は國民の自決に在り。本黨若し能く國民の援助を得ば、中國の獨立自由統一の諸目的は必ず能く奮闘に依り、完成に到達するを得ん。凡そ我國民たるものの何ぞ喜びて來らざる。中華民國十三年十一月十日、中國國民黨總理孫文。

第二編 雜 著

一、倫遭遭難記 (原著書名 Kidnapped in London.)

——一八九七年——

序 文

這般余が倫敦中國公使館に逮捕せらるるや、頗る世の注意を喚起したが、之に因つて余は多くの良友と交りを結ぶ事が出來た。又西歐の學者で此の事件を法律問題として討論した者も頗る多かつた。余は若し余が此の事件の真相を世に知らせなければ、其れは未だ能く余の職責を盡さざるものなりと思考する者である。只だ英文の著述は余の長する所に非ざるを以つて、讀者が其の淺陋を恕し、督責を加へざらんことを希望する次第である。書中述ぶる所に至つては我が友の助力を得たこと尠からぬものがある。然らざれば敢て輕卒に出版して之を世に問ふが如きことは爲さなかつたであらう。西曆一八九九年、於倫敦孫文序。

第一章 遭難の原因

西曆一千八百九十二年余は澳門で醫を開業してゐたが、四年後に倫敦の中國公使館に拘禁され様などとは想像もしなかつたし、其れが斯くも政界に衝動を與へ、竟に英國政府が之に干涉し、公使館に釋放を要求しようなどは夢想だにし得なかつた。然し余の世に知られた政治的生涯は實に此の年に始り、余が國事に奔走するの故を以て、余の姓名を英人の口に喧騰せしめたのも、實に此の地より始まつたのである。

一千八百八十六年、余は廣州の英米傳道會で醫學を學んだが、其の經營者は醫學博士「カール」(Dr. Ker)であつた。翌年香港に醫科大學が創立されたと聞き、遂に計畫を決し、香港に赴いて修業し、五ヶ年を閲して業を畢へ醫學博士の學位を獲た。

澳門は葡萄牙に隸屬して以來已に三百六十年を經過し、政權は歐洲人が握つてゐるが、居住者の大部分は中國人で、葡萄牙人と自稱してゐる者も、大半は土着の歐亞混血種である。

余が澳門に至るや、澳門中國醫院の中國人主任達は、余と提携して吹聴至らざる無く、余に醫室や病室を給したばかりでなく、余の爲に倫敦から藥材や器具類迄も購入して呉れた。之に付て注意すべき事は、中國に醫局が出来て以來、其等の醫局を經營する官紳達は、從來正式に西洋醫

學を提唱したことが無く、洋式醫院の開設されたのは澳門が最初だつたことである。

扱て余は愈々醫師を開業したが、患者は頗る多く、殊に外科は非常に繁昌した。當時東亞の門戸が甫めて開かれ、西歐の勢力は次第に殺到し來りつつあつたのであるが、葡萄牙人の規定では葡萄牙領内で醫師を開業する場合は必ず葡萄牙の免許狀を持つてゐなければならぬことになつてゐた爲め、澳門の葡萄牙人の醫師から苦情が出て、余は葡萄牙人の病氣を治療することを禁ぜられ、次で藥局も他國醫師の書いた處方箋によつて藥劑を調合することを禁ぜられたので、余の醫業は其の進行が猝に頓挫し、極力運動したが竟に無効に終つた。余は當初澳門に赴く際は、こんな事にならうとは考へなかつたが、結局之が爲に蒙つた資金の損失は尠からぬ額に上り、次で余は廣州に移つた。

澳門で余は中國の改造を目的とする興中會と稱する一種の政治運動の有ることを知つた。其の黨人達は中國の政體が時勢に適しないのを見て、平和的手段と漸進的方法とに依り朝廷に請願して、新政を施行せしめ様としてゐた。其の最も重要な點は、專制腐敗の政治を改めて、立憲政體となすことであつた。余は當時深く之に同情を表し、身を投じて黨員となつた。固より自ら國利民福の計を爲すものなりと信じたからである。

中國現行の政治を、數語を以つて概括して言へば、朝廷の事なると國民の事たるとに論なく、甚しきは地方の事に至る迄庶民には發言權と之に與り聞くの權利とが無く、官吏は審判の全權を握り、人民は身に冤罪を受けても訴へる所が無く、官廳の一語は法律に等しく、上下相偽り相結んで、利が有れば、各々其の私囊を肥し、害があれば、各々其の責任を忌避し、貪婪強奪の風は既に習慣となり、官を賣り爵を鬻ぎ、賄賂は公然と行はれ、間々一二、政府の爲に懲戒又は免職される者が有ると思へば、それは必ず自利を謀るに拙劣な者である。だから一度此種の懲戒又は免職が行はるれば、弊害は却つて益々甚しくなると言つた有様である。又役所の俸給の少いことは英人などの夢想もし得ない程であつて、兩廣總督の所轄區域内の人口は英國全部の人口よりも多いが、其の年俸は英貨にすれば只だの六十磅に過ぎない。であるから一度官吏になれば貪婪強奪、法を枉げて事を爲す様になるのである。教育に就いて見ても、學問する者は皆官吏登庸試験に及第することを唯一の榮譽とし、此の試験に合格すれば官吏になることが出来るので、盛んに賄賂收賄の事が行はれ、扱て愈々官吏になつてみると、官俸のみでは生活出來ず、毎年上官に貢ぐ額も少くないので、自然貪らざるを得なくなつて了ふ。且つ政府が斯うした行爲の後盾となつてゐるのであるから、馬鹿でない以上、到底清廉ではあり得ない。更に囊中飽くところ有

るに至れば、其の中の一部の金を使つて、數年ならずして、より高い官位を獲得することが出来る。全く便利重寶此の上なしである。而も此種の民の賊が、後日最高の官位に即いて、社會一切の政治刑律等を決するのである。滿洲政府は斯の如く、賄賂と誅求と官位爵位を賣ることに依つて漸く自存してゐるのであつて、正に糞土に均しく、其の存すること愈々久しければ、汚穢も愈愈甚しいものがある。従つて人民の怨嗟の情が暗々裡に益々長じつつあるのも當然のことであらう。次に其の愚民政策も亦駭く可きもので、政治のことは一切新聞に書くことが出來ず、若し掲載すれば發賣禁止になる。だから本國の事ばかりでなく世界の大事件がどうであるか、人民はどうであるか等の事も一切知り得ない。又國家の法律は人民の與り聞く能はざる所で、兵書に至つては、それが禁制品であるばかりでなく、若し之を研究でもしようものなら、甚しきは死をさへ免れ得ない状態である。従つて新機械、新學說の發明等も人民は死刑を懼れて敢て之に従事しようとしなない。斯くて中國人民の全部は暗黒と困窮の内に閉ぢ籠められてゐる譯で、政府が偶々一二此の暗黒を透す微かな消息を洩すことが有れば、それは必ず政府自身の利益の爲になされたものである。中國人は斯くも酷烈なる桎梏を被つてはゐるが、其し靈敏なる天性と、深遠なる智力とは到底磨滅し得ざるもので、中國の事を熟知してゐる歐洲人は多く此の説を信じてゐるし、往

往歐洲人に比して優れた所さへ有ると言はれてゐる。然し不幸中國は久しく專制政體に禍され、士人が成人して習ふ所は、只だ四書五經と其の註釋の文字のみで、それも服従の義に合しない部分は任意削除するか、曲げて解説せしめ、以て盲従の性を養成することに努めた。學者でさへ斯様な風であつたから、一般平民は尙更のことで、中國の政治に關する限り、其の善惡美醜に論なく、國民は現行の法律諸規定は嚴格に遵奉するのみで、敢て之に違反する様なことは無かつた。這般日本は兵を出して我が國土に侵入したが、戰地に居る者以外は日清開戦の事を知つてゐた者は少數で、内地の人民の中の或者は世界に日本と言ふ國の有ることさへも知らず、風の便りに此の事を少しばかり聞き囁つた連中は、「其れは外夷が上國を犯したのだ」と言つて、敵國が侵入したのだと言つても斷じて信じなかつた。

中國の夢睡すること斯の如きに至つては、維新の機運は自ら之を發しなければ、到底望み得ない。之れ興中會の由つて設けられた所以である。又興中會が請願、上書等の方法を偏重したのは萬乘至尊の聽許と政府の奮起とを冀つたからで、近年北京の當路者は各國の外交團と接觸するところが比較的多いから、外國の憲政に關しても、其の大體は知つてゐるだらうと考へ、國利民福を企圖する誠意から、我黨々員全體の聯名で上書したのである。時恰も日本が其の雄師を以つて進

んで北京に逼らんとしつた際であつた。我黨は固と此の時機を利用しようと思つたのであるが、朝廷は新黨を懲罰することによつて、全國の人心を失はんことを恐れ、遂に暫くは擱いて之を顧みなかつた。然るに日清戦争が終り、和議が成立するや、朝廷は悍然上書請願せる者は之を叱責し、以後斯る行爲に出づることを許さざる旨の詔勅を下した。

我黨は茲に於て撫然として嘆じ、平和的方法の重ねて施し得ざることを知つた。而も治安を望む心は愈々堅く、之を要求するの念は愈々切なるものがあつた。次で我々は漸次平和的手段を易へて稍々強硬ならしめざるを得ないことを知つた。それに同志も各方面に亘つて出來たし、上層社會の人々も、多くは陸海軍人の腐敗と貪婪とに不平を抱き、彼等が平時驕奢淫佚で、一度外患が逼るや、忽ち一敗地に塗れた事を憤つてゐた。斯くて人民の怨嗟の心は愈々積つて愈々甚しく慷慨の餘り、多くは傾覆と改革とを圖るに至つた。

仍つて興中會は總部を上海に設け、會員の用兵の地を廣州と定めた。時に一千八百九十五年、北方の戦は既に終熄し、政府は廣州の軍隊の四分の三を解散せしめた。此等の軍隊は多くは散つて流民と爲るか又は盜賊となつたが、未解散の軍隊も多くは憤懣と不平を抱き、解散ならば全部解散、留用ならば全部留用すべきであると主張した。然し政府は少しも其の説に耳を藉さな

つた。我黨は茲に於て、急に起つて此等の軍隊に運動し、黨の爲に働かんことを願つた處、各軍は皆欣然として申出に應じ、死力を效すべき旨を答へた。茲に於て我黨の武力は略々備つた譯である。

偶々巡防隊が變を起し、軍服を棄てて出でて四方を劫掠したので、民衆は極度に憤激し、相共に起つて之を捕へ、首領若干名を會館に幽囚したのであるが、豈圖らん、巡防局員が衆を率ゐて出でて會館を攻撲し、幽囚されてゐた者を悉く釋放したばかりか、館内の總ての物を残らず悉掠した。そこで居民は特に會議を開いて、代表一千人を巡撫衙門に赴かしめて訴へしむることを議決した。ところが當事者は之を以て上を犯して亂をなすものなりとし、代表の領袖を獄に下し、其餘の者を追拂つた。茲に於て民の怨みは日に深く、爲に身を興中會に投ずる者益々多きを加へた。

當時の兩廣總督は李鴻章の弟の李瀚章であつたが、彼は廣東貴州の兩省で次の様な一種の新例を創めた。即ち現任及新任の官吏は、官費若干を總督署に納めなければならぬと言ふのである。之れは民の脂膏を剝奪する一種の間接方法である。何となれば、官吏は定額以外に更に餘分な出費があるとなれば、勢ひ之が代償を民衆から取らざるを得ないからである。其上、中國の役所では長官の誕辰毎に、其の屬僚達は必ず金を集めて獻することになつてゐる。當時兩廣の官界で

は、李總督の誕生日には、合計一百万兩からを贖金して賀禮に充てたものであるが、此の一百万兩たるや、誘つたり、嚇したり、笑つたり、啼いたりして、人民の比較的富んだ者から取つたものである。此の外、總督署では官吏登庸試験の合格證書を賣つたり、税關を内密に通してやつたりして、其の都度多額の金を取つてゐた。之が爲に富者は怨み、學者は憤つてゐた。以上述べた様な各種事情は何れも、興中會の勢力を増大せしめ、我黨の義舉を促すに足るものであつた。

次で興中會の擧兵の計畫が定つた。即ち突如廣州廣東に義旗を擧げ、省城を占據し、盡く官吏を逐はんとするもので、事前には極秘に附し、敵に防備の際を與へず、敵が殺戮し得ない様に、靜速に汕頭と西江の沿岸とに集めた兩軍を同時に廣州に進撃せしめんとするのである。之れは汕頭と西江沿岸の人は、廣州の市民に較べて確然たる相違が有るからで、汕頭は廣州を北に距る僅に百八十哩の地點に在るが、其の相互の言語は、英國人と伊太利人程異つて居る。だから此の各軍を以て進んで攻取せしむれば、廣州の土着民と風習が異つてゐる爲に、相互に氣脈を通ずる心配が無く、一意勝利を爭ふ事が出来るからである。又萬一此の客軍が途中で計畫を變へて、相率ひて潰散しても、事後其の蹤跡を知る事は容易であり、廣州に残存することは斷じて出来ないからであつて、戰略上已むを得ないことだつたのである。

兩軍は西曆一千八百九十五年十月某日を期し、一つは西南から、一つは東北から、同時に廣州に向つて進發せんとし、我黨の計畫の進行は甚しく満足すべきもので、興中會の會員は時々集つて擬議し、所要の兵器、彈藥、爆藥等も隨時大本營に屯積し、其の數も多額に上り、汕頭、西江の兩軍の外に香港からも四百人が馳せ參じた。次で全軍會合の時機となり、各軍は行軍四時間にして省城に達し得る距離に迄進出し、百名の護衛隊は、身に利器を匿して興中會の周圍を巡行警戒し、急使三十名は會員の命を奉じて各部に赴き、黨員をして翌朝同時に事を起さしむべく傳達する所が有つた。然るに豈料らんや、會員の部署も略々決定した頃になつて、忽ち西南東北の兩軍は途中で阻止され、共に孤立無援の状態に在る旨の祕密電報が來た。之によつて舉兵は失敗した譯であるから、急使を派遣し、萬難を排して軍を還へさしめんとしたが、引續き兩軍は萬難を排して進み、幸に相互聯絡することが出來、全敗と迄は行かない旨の警報に接した。茲に於て會員は急ぎ種々なる形跡を消滅せしめ、文書を破燬し、兵器を隠匿し、他方香港に電報を發して軍の出發を延期せしめんとした。然るに香港の黨員が此の電報を入手した時には、香港に在つた軍隊は、既に汽船で廣東に向けて香港を出發した後であつた。ところが此の軍隊は、同地に分藏してあつた多數の兵器をも携へて行つたので、黨員は電報を受け取つた後、此の香港軍を暫く解散

させない爲に、後を追つて廣州に行つた。之が爲に該黨員と其の部衆とは盡く網に掛つて了ひ廣州に行つた黨の各首魁も夫々紛々として四散して了つた。余は逃避する際、屢々危険に遭遇したが、後幸ひに一小汽船を得て、之に乗つて澳門に走り、澳門に留ること二十四時間の後、香港に赴いて一通り友人を訪ね、然る後「カントリー」(Mr. James Canflie)君の家に落ち着いた。「カントリー」君は余の師であると共に余の友人である。其處で「カントリー」君は余の出奔の理由を聞いた後、余を香港にやつて辨護士の某氏を訪れしめ、彼と今後の方針を商議せしめた。

第二章 監禁される迄

「カントリー」が余に教へを乞はしめたのは辯護士の「デニース」(Mr. Dennis)であつた。「デニース」は事の顛末を悉く詢ねた後、逗留すれば災難を受ける様なことになるだらうから、速かに此地を離れるがよいと語つた。之れは余が香港に赴いて二日目のことである。「デニース」の言を聞いた余は、「カントリー」君に暇乞ひもせず、匆々として日本汽船に乗つて神戸に赴いた。神戸に數日滞在して、今度は横濱に行き、横濱で日本製の洋服數着を買ひ、盡く舊裝を改め、鬚だけ残して、辨髪を切り、それから二日目に汽船で横濱から布哇に渡り、「ホノルル」に寓居した。「ホノルル」には余の親しい友人や同志が多いので、彼等は非常に余を歓迎して呉れた。余は常に

一地方を經由する毎に、日本の如き、「ホノルル」の如き、米國の如き、皆其等の地方の華僑と接近することに努めたのであるが、其の都度、彼等の中の聰明にして識見有る者の總てが維新を希望して居り、年少者は母國の專制政體を改革して代議政體とせんことを切望してゐると言ふ事實を痛感した。

余は「ホノルル」滞在中、偶然路上で「カントリー」君と其の家族とに出遭つた。彼は家族を伴れて英國に歸る途中「ホノルル」に立寄つたのである。彼等は最初余を見て誰か判らなかつたが、其の同行の日本人乳母は、余を洋装の日本人だと思ひ、遂に余に日本語で話しかけた。こんな事は服装を替へて以來再三有つたことで、日本人は余を同國人と思ふらしく、決つた様に話しかけて見て始めてそうで無いことが判るのである。

一千八百九十六年六月、余は「ホノルル」を去つて桑港に赴いた。同地の中國人は余に共鳴してゐたので、非常に厚く余を待遇した。此の地に留ること一ヶ月の後、米國各地を遊歴し、在米三ヶ月の後更に汽船「マゼスチック」號に乗り、東行して英國の「リーパーブル」に渡つた。之より先き、余が紐育にゐた時分、友人が皆余の處に来て、余を戒めて、駐米中國公使は滿洲人で、漢人には好感を抱いて居らず、殊に新黨を憎むことは尤も甚しいから、必ず注意し謹慎せね

ばならぬ云々と語つた。

一千八百九十六年十月一日、余は始めて倫敦に到着し「ストラッド」の「カセイホテル」に投宿し、翌日「ポートランド」區の「デボンシャー」街四十六號の「カントリー」君の宅を訪れた。「カ」君夫妻は頻りに余を歓待した上、余の宿泊所として最寄りの「グレイス、イン」を世話して呉れた。それ以來余は獨り居の無聊を遣る爲に、倫敦博物館を見物したり、各處の遺蹟を歴訪したり、車馬の絡繹たる有様や、貿易の繁昌振りや、路上の往來に東洋で見る様な喧噪と紛擾との無いことや、警察の敏活なことや、人々の和やかなことなどを觀て、何から何まで總て感心させられるものばかりであることを知つた。又余は毎日の様に「カントリー」君を訪ねて、其の藏書を引張り出し、其れを讀んで日を過した。或日余は彼の家で飯を食つたが、「カントリー」君は冗談に、中國公使館は隣りだから訪ねて見てはどうか、と言つて余と顔を見合せて互に笑つた。ところが夫人は之を聞いて、そんな事をしてはいけません、公使館の人は、あなたの顔を見たら屹度捕縛して、國へ送還するでしょうから、と言つた。余は夫人の言葉を聞いて、益々彼等と共に大笑したのであるが、料らずも其後此の夫人の言葉は竟に事實となつたのである。又或日の夕方醫學博士「マンソン」(Dr. Manson)が余を伴つて食事に出掛けた。「マンソン」君は余の舊知

で、曾つて余に醫學を授けた人であるが、彼も亦用心して中國公使館には近寄らぬ様にするがよい、でないとは奸策に陥る氣遣があるから、と笑ひ乍ら余に語つた。斯様に余は再三、中國公使館の畏るべきことと、其れが近所に在ることを警告されて、全然意に介しなかつた譯ではなかつたが、何分にも倫敦に来て日が尙淺く、道筋を詳しく知る迄になつてゐなかつた爲に、斯うした良友の警告も竟に豫め余の遭難を救ふことが出来なかつたのである。

此の年の十月十一日は偶々日曜日に當つてゐたので、午前十時半に余は「ホルボーン」の「グレイス、イン」を出て、「デボシャー」街に行き「カントリー君」等と一緒に教會に行こうと考へ、蹣跚の植込みの間を通つてゐたところ、一人の中國人が後から悄然とやつて来て、英語で余に君は日本人か中國人かと問ふた。之に對して余が中國人だと答へたところ、其の男は、では籍は何省かと尋ねたから、余は廣東だと答へた。其の男は依然英語で、それぢや君は僕と同郷だ、僕も廣州から来たんだから、と言つた。

中國では俗に「ピヂオン」英語 (Pigeon English) と呼ばれる不規則な英語が盛んに行はれてゐる。之れは商業英語のことと、中國人は同一國籍でも、言語が種々に違つてゐる。譬へば汕頭と廣州とは百八十哩隔つてゐるだけで、倫敦と「リバプール」間の距離程しかないのであるが、

其の商人の言葉は互に通じない。だから商業英語で互に款を通ずる外仕方がない。事實汕頭人と廣州人とが香港で商賣をする際は、多くは英語で交渉してゐるのである。之によつても、我國の言語の複雑なることが解る譯である。

余が途上で出逢つた前記の中國人は、余が廣東人であることを知つてから、始めて廣東語で話しかけ、且つ行き且つ語り、歩行は頗る遅々として進まなかつたが、其の時俄に一人の中國人がやつて来て又余に話しかけた。そして彼等が左右から余を夾んで歩きながら、是非自宅に立寄つて呉れ、茶を入れて菓子でも出さうから、と頻りに余に勧めた。然し一通りの挨拶がすんでから余は婉曲に彼等の申し出を斷つた。そして三人一緒に路傍の石段の上に佇んでゐたが、間もなく又一人の中國人がやつて来て、最初に出遭つた男は立ち去り、残つた二人は推したり、引張つたりして、余に同伴を強ひ、其の態度は非常に熱心で且つ眞剣であつた。余は此時には既に石段の傍の家の側迄進んでゐたのであるが、丁度立ち止つた時、すぐ近くの家の門ががらと開き、其の二人は左右から余を夾んで門内に入つた。其の様子と態度とは諧謔の様でもあり、取持つ様でもあつたが、兎に角此のどさくさ紛れに、余は何時の間にか門内に入つてゐたし、門は閉され、鍵は已に下されてゐた。然し余は此の建物か誰の家かを未だ知らなかつたので、心の中では少し

も疑つたり懼れたりはしなかつた。最初余が入ることを躊躇したのは「カントリー」君と「マンソン」博士を訪ねて一緒に教會に行くのに、途中でぐずぐずしてゐたのでは時間に遅れると思つたからである。然し門内に入つてから余は、彼等の慌てた有様と、建物の廣さと、公服の中國人の多いのを見て、俄かに考へついた、之れはどうやら中國公使館らしい、そして先きに余が歩いてゐた躑躅の植つた場所は、中國公使館のすぐ近くの道路に違ひない、と。

門を入つて後、余は一室につれて行かれた。其の部屋には二人ばかり人が居て、余と二言三言言葉を交した後、彼等同志で少しばかり何か相談してゐたが、聽て他の二人に兩方から余を夾んで二階に伴れて行く様に命じた。余は之に對して反抗しなかつた。二階に上つてから又余を一室に入れて腰掛けて待つてゐる様に命じた。暫くすると又二人がやつて来て、更に余を三階に伴れて行き、其處の一室に入れた。其の部屋には窓が有つたが、それには鐵柵が嵌めてあり、窓の外は公使館の裏になつてゐた。間もなく一人の鬚も髪も白くなつた老人が勿體振つた格好でやつて来て、部屋に入るや否や、余に、お前は此處に來たからには、國に歸つたも同然だ、此處の建物の中は中國だからな、と言つた。

言ひ終つて席に就いてから、彼は徐ろに余に次の様なことを詢ねた。

「お前が孫文か」。

「そうだ」。

「お前に言つて聽かせるが、實は米國駐紮の中國使臣から俺の處に、お前が「マゼスチック」號で英國に行くから、そちらで拘禁する様にとの電報が來てゐるのだ」。

「何が爲に余を拘禁するのか」。

「お前は嘗つて總理衙門に、建築して、其れを朝廷に轉奏する様に請願したが、其のお前の策が佳かつたので、總理衙門で急にお前が欲しくなり、此の俺に命じて朝廷の命令がある迄、お前を暫く繋ぎ留めさせて置くのだらう」。

「それでは余が此處に拘禁されてゐることを余の友人に告げてもよいか」。

「いけない。そんな事は出來ない。只お前が手紙を一本書けば、旅館に置いてあるお前の行李だけは、此處の者をやつて、代つて取つて來てやらう」。

以上の様な問答の揚句、余は「マンソン」博士に手紙を出したいことを告げた。そこで其の老人は居合せた者に、余に「ペン」と紙とを與へる様に命じた。仍て余は「自分は既に中國公使館に監禁された。貴下から「カントリー」君に此の事を告げて、余の行李を届けて頂きたい」と言

つた様な意味の手紙を書いた。其の人は閱讀し終つて「文面中の「監禁された」と言ふ文句がいけない。今一度書き直せ」と言つた。そこで余は又改めて「此頃自分は中國公使館に居る。貴下から「カントリー」君に告げて、余の行李をコチラに届けて頂きたい」と言つた意味の手紙を書いた。

最初余は此の老人がどんな人物かを知らなかつたが、其後始めて彼が有名な「マカートネー」(Sir Halliday Marcarney)であることを知つた。

「マカートネー」氏は瞬間考へてゐたが、今度は余に「直接旅館宛に手紙を書けばよい。何も友人に託して代つて受取つて貰ふ必要はないぢやないか」と語つた。そこで余は「自分の止宿してゐるのは旅館ではいから、「カントリー」君の外には知つてゐる者が無い」と答へ、前記の二度目に書き直した手紙を彼に渡した。「マ」氏も之を許し、代つて其の手紙を出すことを承諾した。先きに「マカートネー」が急に考へを變へたのは、そうする事によつて余の行李を搜索すれば、若しかすれば我黨の黨員の名前を書いたものか、黨員間に往來した手紙の様なものでも手に入れることが出来るかも知れないと考へたからで、其の計畫たるや實に狡猾なりと言はねばならぬ。

第三章 監禁の實狀

「マカートネー」は去るに當つて、余の部屋の扉を閉めて鍵を下した。茲に於て余は遂に拘禁されて了つたのである。間も無く、扉の外で大工が斧と鑿の音をさせるのが聞えたが、之れは元から有つた鍵の外に更に今一つ鍵をつけ増したのであつた。其上、特に外人と中國人と各々一人宛をつけて門外を監視させ、時としては此の外に更に今一人を増して見張らしめた。最初の二十四時間の間は、彼等の中の二人の中國人監守が、時々部屋に入つて來て余と話をしたが、彼等も余が拘禁された原因に付いては一語も洩さなかつたし、余も之を問はなかつた。只だ一度余に先きの老人は「マ」大爺だと告げたので、余は其れが「マカートネー」であることを知つた。大爺と言ふのは、中國の官界で用ひられる通俗的な尊稱で、當時の駐英公使龔某のことを龔大人と言つてゐた如きも之と同様の習慣によるものである。従つて在外使臣と外人との應酬にも本名を用ひずに、單に大人々々と外人達は呼んでゐる有様で、英國政府からの公文書にも龔大人とのみ書かれてある事がある。中國の官界と外交界では往々、たつた一字だけの微妙な使ひ分けで、尊敬の意味を侮蔑の意味に變らせることをするが、西洋人で中國の文學風俗を細心に研究したことの無い者には、此の點を明かにすることが非常に困難である。だから中國の外交官達は會話や應接

の間々に、言葉や文字で外國人を愚弄し、偶々目的を達すれば、洋洋然として「洋鬼子を負かしてやつた」などと言ふのであるから實に滑稽である。

監禁されて數時間の後、忽然一人の監守が入つて来て、「マカートネー」の命令だと言つて、余の體を搜索検査し、鍵、鉛筆、小刀などを探し出して没收した。幸ひ余には別に一つの「ポケット」が有つたので、其の中に入れて置いた數枚の紙幣は取られなくてすんだ。だから彼が持ち去つたのは、さして重大でない數枚の書き物ばかりだつた譯である。次で監守は余に何か食ひ物と飲み物とは欲しくないかと詢ねたが、余は僅に少量の牛乳を取り寄せさしたばかりであつた。

又此の日、英人の下僕二人が部屋に入つて来て、「ストーブ」を燃しつけ、掃除をした後、「ストーブ」用の石炭を置いて行つた。で余は其の中の先きに來た方の英人の下僕に書面を渡し、それを「デボンシャー」街四十六號の「カントリー」の宅迄届ける様に告げたところ、彼は唯々として去つた。其後又他の一人が來たので、彼にも前同様の事を託した。此の二人は其後書面は既に先方へ届けたと余に語つたが、勿論信するに足るものではなかつた。其の夕方一人の英國婦人が入つて来て、余の爲に寢具を置いて行つて呉れたが、余は一語も交へず、夜になつたので着物を換へて寢たが、心は憂愁にとさされて、徹宵夢に入ることが出来なかつた。

明けて月曜日、十月十二日の朝は前記二人の英人の下僕が又石炭と清水と食物などを持つて來て呉れたが、其の一人は昨日の書面は已に届けて置いたと言ひ、他の一人は、それは「コール(Gole)」と言ふ男だつたが、まだ一度も公使館から出る事が出来ないから、書面も先方へ届けれない、と言つてゐた。

火曜日(十月十三日)余は又詳しく書面のことを「コール」でない歳の若い方の下僕に詢ねたところ「確かに届けた。そして「カントリー」さんにも會つた。「カントリー」さんは書面を讀んだ後、よろしい、とだけ言つて、私を歸した」と答へた。其の言葉つきは、如何にも確かで、公明な様に思はれた。余は此時既に手許には一片の紙切れさへも無かつたので、手拭を引き裂いて、急いで其れに數語を書き、重ねて之を「カントリー」君に届けて呉れる様にと頼み、小金貨一枚を與へた上で、再三、間違のない様にして呉れと頼んだのであるが、詎んぞ知らん、唯々諾々として去つたにも係はらず、彼は一度び余の部屋を出るや否や、直ちに驅つて行つて此事を公使館の者に知らせ、遺す所無く、悉くの事情を彼等に告げて了つたのである。

拘禁されてから四日目の朝、自稱唐先生なる人物がやつて來て余と面談した。彼こそは余を公使館に誘ひ入れた男である。ところで此の唐先生は席に就くや、傲然として次の如く語つた。

「先日君を無理に此處につれて來たのは、公務の爲にした公事であつたが、今日來たのは個人として私情を盡くさんが爲である。自分は君が眞直ぐに君の孫文であることを認めるのが一番よいと思ふ。言ひ逃れを言ふのは無益な事だ。何故かと言へば此處では君は已に一切のものを悉く奪はれてゐるからだ。それに君は中國では素破らしい聲望があり、皇帝や總理衙門でも皆君の人の爲りは熟知してゐるし、君の名は全世界に知れ渡つてゐるのだから、死んで思ひ残す事はないではないか。要するに現在此處のところ、實に君の生死の關するところだと言ふことを君は知らなければならぬ」と。

そこで余は言つた「そんな事は無い。此處は英國の領土で中國の屬地ぢやない。君達が如何様に余を處分するにしても、君達は先づ國際法の範例に従つて、余を此處に拘禁してゐると言ふことを、英國政府に知らせねばなるまい。そうすれば余の考へでは、英國政府としても、君等の勝手な處置に委せて置く様な事は、よもや有るまい」と。

以下余と彼との問答を書いて見よう。

唐「我々は正式に事件を英國政府の手に委ねることを願はない。現在既に何から何まで妥協が出来てゐるし、汽船も已に決定してゐる。期日にさへなれば、君の口をふさぎ、肢體を縛つて、

船に擔ぎ込み、用心堅固な場所に置いて、香港迄行けば、香港の港外には中國の砲艦が來てゐるから、君を其の方に移して、廣州につれて行き、其處で官吏の審判通りに、公明正大に君を處罰するだらう」。

孫「君達のそうしたやり方は餘りに輕卒であり、淺薄であり過ぎる。何故かと言へば、余は船内で、機會を見て、同船中の英人に消息を通じ得るだらうから」。

唐は微笑して曰く「いや、いや、譬へ君が萬能でも、そんな事は出來難い。と言ふのは、君の乗船後は、現在と同様、嚴重に監視することになつてゐるから、外人と消息を通じ得る様な隙は斷じて無いだらう。君は寸毫も乘じ得る機會を持ち得ないだらう」。

孫「船の乗組員の悉くが公使館と氣脈を通じてゐると言ふ譯でもあるまいから、彼等の中には若しかしたら余を憫んで援けてくれる者も絶対に無いとは言ひ得ないだらう」。

唐「馬鹿だね、君も。其の汽船會社は「マカートネー」のよく識つてゐる會社だから、其の會社の人達は、自然萬事を彼の命令通りにやるに決つてゐる。我々を木像の棒だと思つてはいけません」。

唐は更に續けて言つた。「其の汽船は「グレン」會社の所有船だが、今週中は出帆しないだらう

(余と唐某とが此の會話を交したのは、十月十四日で水曜日だつた) 公使は財政的見地から、一艘全部を備船せずに、先きに貨物を積載させ、其餘の客室の費用は全部公使館から支辨することにした。來週になつて貨物の積込みが終れば、君も載せて伴れて行かれるだらう。』

孫「そうした計畫は實行困難だらう。』

唐「此の計畫が實行出来なければ、我々は此處で君を殺しても構はない。其の方が面倒が無くてよい。此處は中國も同然だから、公使館内ですることに、他人は斷じて干涉することは出来な

51。

言ひ終つて唐は昂然として、朝鮮の某志士の例を擧げて、余を慰め諭した。其の某志士と言ふのは朝鮮を出奔して日本に行き、其の同國人を誘つて上海に行つたが、英國租界で暗殺された。中國人は其の志士の遺骸を朝鮮に送つてやつたが、朝鮮政府は其の死屍を辱かして他を戒め、志士を暗殺した兇徒は多くの賞與を受け、擢んぜられて高位に上つた、と言ふのである。唐は此の話をしながら、手を振り足を踏み、意氣軒昂たるものがあつた。惟ふに彼は余を捕へて功勞があつたから將來中國政府から、多くの賞與を受け、高位を授けられるだらうと考へてゐたのだらう。

孫「余には君達が、どうしてこう迄残忍なのかが判らない。』

唐「皇帝から、君を捕へるか君を殺した者には、最高の賞を與へると言ふお達しが有つたのだ。』

そこで余は聲を勵まして言つた「君は朝鮮の其の志士の一件が、日清戦争の一因となつたことを知らなくてはならない。今君等がそれと同様なことを余に對してするならば、大なる國際問題を惹起するかも知れない。將來英國政府は中國政府に、公使館の者全部を懲罰する様に要求するだらう。ましてや君は廣東人だし、廣東省には我が黨の黨員が非常に多いから、他日必ず余の爲に復讐するだらうし、そうなれば君の一身ばかりでなく、家族に迄も累を及すことにならぬと限らない。君は其時になつて後悔しても及ばないだらう。』

唐某は余の言葉を聞き、覺えず色を變へ、頓みに其の傲慢な口吻を改めて「自分のやつた事は總て公使の命令で、今日此處に來たのは、單に君の前途の危険を知らせたいと言ふ私情からである」と語つた。

第四章 求 援

其の夜の十二時に、唐は又余の部屋に入つて來て余と話をした。

余が「君が若し眞に余の友であるならば、何故余を援けないのか」と言つたのに對し、彼は「今晚は其事で來たのだ。自分は全力を盡して、君を危険から救ひたいと思つてゐる。そして現在、此の部屋の扉と、公使館の前門とを開ける二つの鍵を、密かに職人に造らせてゐる。自分がこんな事をするのは、鍵は公使の側近者が持つてゐて、決して自分等には渡さないからだ」と語つた。

そこで余は「何時脱出すればよいのか」と尋ねた。

之に對する唐の答へは次の通りであつた。

「明後日、金曜日迄待つて呉れ。(此の會話の交されたのは、水曜の夜の十二時過ぎで、已に木曜日になつてゐたから、正確に言へば、金曜日は其の翌日になる譯である) 金曜日の朝二時頃ひよつとすると隙を見て此處に來て、君を救ひ出すことが出来るかも知れない」。

唐は部屋を辭して歸る際に、又余に、金曜日の早朝、屹度援けに來るから、用意して置かねばいけないと言つた。

余は彼の去つた後で、紙片に數語を書きつけて、木曜日(十月十五日)の午前になつて、之を英人の下僕に渡し、内密に「カントリー」さんに渡して呉れと頼んだが、午後になつて、唐がや

つて來て、其の紙片を英人の下僕が公使館に呈出したので、「マカートネー」が其れを見て、公使館の密謀を余に告げることは出來ないと、ひどく唐を叱りつけた。之が爲に彼が余を援け出そうと思つて、計畫してゐたことも駄目になつた、と語つた。

仍て余は「もう全然援かる見込は立たないか」と問ふた。唐が言ふには「まだ全然望みが無いことも無い。只だ今後君は必ず自分の命令通りにして、間違はぬ様にせねばいけない」と答へた。

そして唐は、公使宛てに、宥しを乞ふ旨の手紙を書けと勧めた。余が之に従ふや、彼は直ちに下僕の「コール」に命じて「ペン」と「インク」とを持つて來させた。余は公使の上書するのは漢文でせねばならぬ、英語では悪いから、代りに筆と墨とを持つて來て呉れと頼んだ。

然し唐は「いや英文で結構だ。此處では「マカートネー」が實權を握つてゐて、公使は徒らに虚名を擁してゐるに過ぎないから、君の此の書面も「マカートネー」宛にすべきである」と答へた。

次で余が書面はどんな具合に書いたらよいかを尋ねたところ、唐は「君は極力、君自身が良民であつて亂黨ではない、只だ中國官吏に讒せられて嫌疑を被つたものであるから、自分から公使

館に出向いて冤罪を雪ぐべく哀願する考へであつた云々のことを強調すればよい」と言つた。

そこで余は彼の面前で此の言葉と同意味の長文を書き、折り疊んで、定式通り紙背に受信人の姓名を書かんとしたところ、唐は余に「マカートネー」氏の姓名の綴りが *Sia Halliday Marcartney* であることを教へて呉れた。それまで余は彼の姓名の音が「マカートネー」であることは知つてゐたが、其の字の綴り方は知らなかつたのである。

聽て唐は余の渡した書面を懐にして去つたが、それ以來余は遂に二度と此の男の顔は見なかつた。

之れは余が唐某の奸計に陥つたので、實に愚鈍極ることであつた。即ち書面中に書いた「自分から公使館に出向いて、冤罪をすすぐべく哀願する考へであつた」と言ふ文句は、余が公使館に來たのは、自分から願ひ出たもので、羅致拘引されたものではない、と言ふ爲の口實を彼等に與へたものに外ならない。溺るる時には藁をも掴むの譬への如く、余も其の當時ゆつくり考へて事を決するだけの餘裕が無つたもので、ましてや彼が奸偏の輩であることなど辨別する餘裕は無かつたのである。

余は又唐が會つて余に、之れ迄書いた手紙は皆下僕の手から先づ第一に館員の手許に呈出され

一つも友人の所に達してゐないと語つた事を考へ、希望は已に全く絶たれた、唯、坐して斃るるを待つより外ないと思つた。

此の週中に、余は有りたけの紙片に遭難の事情を走り書きしたものを、英人の下僕に窓の外に投げ出さした。之れは誰かが其れを拾ふかも知れないと言ふ儚い望みからしたことである。余が拘禁されてゐた部屋は窓は有つたが、街路には臨んでゐなかつた。だから代つて投げて貰はなければならなかつたのであるが、下僕が余を愚弄してゐることを知つたので、遂に自分でやらうと考へ、二度ばかり窓から外に向つて投げたところ、一度は幸ひ隣家の「トタン」屋根に届いた。然し紙を丸めたものばかりでは遠くまで届かないので今度は銅貨を包んで投げた。聽て銅貨が無くなつたので、續いて銀貨を包んで投げた。此の錢は余の體に密藏してゐて搜索された際にも没收されなかつたものである。投げた紙が隣家の屋根に届いた時は、若しかしたら隣家の人が拾つて見るかも知れないと思つたが、一つの紙は投げ出す時に繩に當つた爲に、其儘部屋の窓の外に落ちて了つた。それで余は英人の下僕にそれを拾へと命じた。此の下僕は「コール」でない歳の若い方の男であつた。ところが彼は拾ひに行かないばかりか、却つて監守に告げた。そこで監守は其れを拾つた上、あたりを注意深く見廻して居たが、遂にトタン屋根の上の累々たる紙片をも

発見して了つた。そして彼等は其の隣家の屋根に登つて、すつかり拾つて降りて来て館員に渡した。之が爲に余の残された唯一の希望も亦絶たれて了つた。爾來公使館の監視は、以前に較べて一層嚴重となり、窓は螺釘で二度と自由に開閉の出来ない様にされて了つた。茲に於てか余の運命は全く窮り、如何とも爲し得なくなつたので、只管祈ることによつて辛うじて自らを慰めた。當時余がどうやら發狂せず済んだのは偏へに之が爲であつた。金曜日（十月十六日）の午前、余は祈禱がすんで起ち上つた後、何となく氣持が樂になつた様に思はれたので、若しかしたら祈つた心が天に通じたのかも知れないと思ひ、再び計畫を決めて人力を盡そうと考へ、下僕の「コール」が来るのを俟つて、彼に向つて此の危険から脱しさせて呉れと、哀れをこめて要求した。余は「コール」に向つて「お前は一つ俺の爲に盡力して呉れぬか」と言つた。

「コール」は「お前はどうした人間か」と余に反問し余を詰つた。そこで余は「俺は中國の國事犯で海外に亡命した者だ」と答へた。「コール」は國事犯と言ふ言葉の意味が呑み込めないらしかつたので、余は彼に「お前は「アルメニア」人の歴史を聞いたことが有るか」と問ふたところ「コール」は點頭ウツいたので、余は此の機會をうまい具合に捕へ導いて、彼に「中國の皇帝が俺を殺そうとしてゐるのは、丁度「トルキスタン」が「アルメニア」人を殺そうとしたのと同様だ。「ト

ルキスタン」が憎んだのは、「アルメニア」の基督教徒だつた。だから彼等を聚めて殺そうとしたのだ。今中國の皇帝が憎んでゐるのは、中國の基督教徒だ。だから彼等を聚めて殺そうとしてゐる。俺も中國の基督教徒の一人だ。そればかりで無く、力を盡して政治改革を謀つたことがあるのだ。英國人は皆「アルメニア」人に同情を表してゐるのだから、苟も俺の平常と現状とを知つたならば、文句なしに同情を表して呉れてよい筈だ」と語つた。

「コール」は「英國政府は救助を承諾するだらうか」と言つたので余は次の様に答へた。

「英國政府が喜んで救助するだらうことは、贅言を待たない。でなかつたら、中國公使館は、明かに此事を英國政府に告げて、俺を逮捕して中國に渡す様に請へばよい譯だ。何もこんな處に幽禁して、外部の人に知られることを恐れたり、鍵を下したり鐵柵を蔽めたりして閉ぢ込める必要は無いではないか」。

余は更に言葉を進めて言つた。

「俺の生命は實に懸つてお前の掌中にある。お前が若し外部の人に此事を知らせることが出来れば俺の命は助かるだらうが、さもなければ只だ手を束ねて縛られ、殺戮されるばかりだ。人の命を救ふのと、人を死なせるのでは、何たる善惡の相違であらう。此の點をよく考へて見るが

よい。それにお前は、人が神の爲に職を盡すのと、雇主の爲に職を盡すのとは、どちらが大切であるかを考へて見る必要がある。更に公正無私な英國政府の立場を保全するのが大切か、腐敗した中國政府に左袒することが大切かを考へて見なければならぬ。お願ひだから、此等の點をよく考へて見て呉れ。そして此の次ぎ來た時に、お前の決心を俺に知らせて呉れ」。

翌朝「コール」は石炭を持つて來て、「ストーブ」に石炭を投げ入れた後、手で微かに石炭を入れた箕の方を指さした。余は彼の指さしてゐるのが紙片であることを知つて、覺えず心が躍りわなないた。それと言ふのも、余の生死如何は全く此の紙片一つに繫つてゐたからである。それで「コール」が出て行くや否や、余はそれを取りあげて讀んだ。それには次の様なことが書いてあつた。

「私は君の手紙を、君の友人に届けて上げよう。只だ君は其の手紙を書く時は、決して机の前に腰掛けてはいけない。監守は非常に嚴重に見張つてゐるから、鍵穴から君のする事を覗いて見るだらう。だからどうしても「ベッド」の上に寝てゐて書かなければいけない」。

そこで余は「ベッド」の上に寝て、名刺を一枚取り出して、それに走り書きで「カントリー」君宛の文句を書きつけた。正午又「コール」がやつて來て、此の名刺を持つて去つた。其の際余

は彼に報酬として二十磅を與へた。そして之が爲に余は囊中無一文となつた。やや暫くして「コール」は再び石炭の箕を持つてやつて來て、余に目で合圖して去つた。余は彼の去つた後、急いで其の箕を探したところ、果して一枚の紙片が有つた。余は其れを讀んで、どれ程喜んだか知れない。それには、

「我慢せよ、自棄になつてはいけない。我が政府は必ず君の爲に盡力する。従つて遠からず釋放されるであらう」と書いてあつた。

斯くて余は余の祈りの真心が天に達し、暗黙のうちに加護を垂れ給つたことを知つた。願れば、逮捕されてより、未だ嘗つて帶を解かず、夜も一度も安眠したことは無かつたが、此時に至つて始めて熟睡することが出來て、朝になつて漸く目が醒めた。

眼前の生命は小事であるが、將來の政體に關することとなれば問題は大きい。余が憂懼するのは、若し余が中國に送還されるれば、清政府は必ずや全國に余が逮捕送還されたのは、實は英國政府から正式引渡しがあつたからである、そして中國の國事犯は爾後、英國に於ては永久に身を置く場所が無くなつた、と宣布するだらう。我黨の黨員が若し此の事を聞けば、彼等は必ず金田軍

舉兵後の事を回想し、政府は全く英人の援助を得て始めて凱歌を奏し得た事を考へるだらうし、國人も余が英國で逮捕され、中國で殺された事を見れば、屹度革命事業が近來失敗したのは、英國が清政府を援助してゐたからだと思へるだらう。そうなれば中華革命主義は永久に成就の望みが無くなつて了ふ。更に又旅館には行李の外に、若干の文件が置いてあるが、若しそれが中國公使館の手に入つたならば、罪に連坐し禍を蒙る者が何程有るか知れなかつたのである。幸ひ「カントリー」夫人が、そんな事になりはせぬかと思つて、毅然として旅館に赴いて、余の手紙や其他の書類の悉くを縛つて持ち歸り、之を一炬に付して呉れた。其の識見の我黨に貢献したところは實に大なるものがある。

余は公使館内に拘禁されてゐて、飲食の厭ふ可きを覺えたことは事實だが、一度も飲食物の中に毒を入れる事も有り得ない事では無いと言ふ點には考へ到らなかつた。だから毎日牛乳と「コーヒー」とを少量宛か、鶏卵一つ宛を食つて、辛うじて殘喘を保ちながら、良友の救助を待つてゐたのであるが、其後「カントリー」君の來信に接してからは、食量も大いに増し、睡眠も快適となり、身の拘禁されてゐる事をさへ忘れる様になつた。

第五章 師友救出を謀る

金曜日（十月十六日）以來、僕の「コール」は始めて余の爲に奔走を開始し、努めて余を危険から脱せしめ様とした。殊に「コール」の妻は非常に盡力した。土曜日（十月十七日）「カントリー」君に密告した手紙は、彼女が書いて出したものであつた。「カントリー」君が此の手紙を受取つたのは、夜の十一時であつたが、それには「貴下の友人が、前週の日曜日以來、中國公使館に監禁されてゐる。そして公使館では最近彼を中國に送還して死刑に處する考へである。貴下の友人は、こんな目に遭つて情として實に憐れむ可きである。急いで救出を計らなければ、必ず難に罹るであらう。自分は敢て自分の眞名を明かさないが、自分が此處に書く事に決して偽りは無い。そして貴下の友人の名が林行仙（Lin Yin Sen）と言ふことも、自分は知つてゐる」と書いてあつた。

「カントリー」君は此の手紙を受取つて、一種名狀すべからざる衝動を感じた。丁度夜中だつたが、救出に間に合はないだらうことを恐れて、急いで起きて「マカートネー」の住所を調べ、それが判つたので匆々家を出て、馳けつけて探した。斯うした不都合な措置が、實は「マカートネー」の主謀によつて行はれた事を「カントリー」君は知らなかつたので、却つて「ハーレイ」画（Haley Place）三號の「マカートネー」の家に馳けつけて、彼に救助を求め様としたのであ

る。其時は既に土曜日の夜の十一時十五分であつたが、「カントリー」君が其の家に行つて見ると、表門は堅く閉つて居り、闕として人無きが如くであつた。それで已むを得ず悄然と「メリレボーン」路 Marylebone Road まで引き返して來たが、其處で夜警中の警官に遭つたので「マカートネー」の家の事を詢ねたところ、警官は、其の家は現在空家で、家族は皆田舎に行つてゐる、六ヶ月後には歸つて來るだらう云々と答へた。「カントリー」君がどうしてそんなに詳細に知つてゐるのかと問うと、警官は憤然として、三日前の夜、泥棒が其の家を打ち壊したことが警察に知れたので、警察で其の家の家族の名と、現在の住所とを調べたのだ。六ヶ月後にならねば歸らぬことも事實だと答へた。「カントリー」君は此の言葉を聞いて、車を驅つて直ちに「メリレボーン」路の警察署に行き、余が拘禁された事情を呈訴し、次で又「スコットランド」區の警察に行き、私室で探偵長に面會し、一切を呈訴して、それを記録に留めて貰ふことの許可を得た、然し此等の事は全く異例に屬するもので、「カントリー」君は之を言ふて鑿々たるものが有つたが、人に信を置かしむる事は困難であつた。探偵長は靜かに聽き畢つた後、此の事件は關する所が重大である、自分の能く主持し得る所ではない云々と語つた。「カントリー」君が探偵長の所を辭去したのは午前一時だつたが、毫も目的を達することは出来なかつた。

翌朝、朝食後「カントリー」君は直ちに「ケンシントン」の友人の處に行つて相談した。彼は現在倫敦に居る中國の稅務司某に面會して、其の稅務司に、中國公使に會つて、内密に人を逮捕したりなどすれば、必ず國際交渉を惹起するだらうから、こんな事はよく考へた上でやらねばならない、と言ふ意味の事を告げる様に、個人の情誼に基いて頼んでみる考へだつたのである。ところが其の友人は極力彼の説に不賛成を唱へたので、「カ」君は再び「ハーレイ」區三號の家に行つた。彼の考へでは、家族は田舎に行つてゐても、屹度一人か二人の留守番は居るだらうから、彼等に聞けば「マカートネー」の行先きと宛名の場所位は解るだらうと思つたのである。然し其の結果は重ねて泥棒の入つた事を聞かされたことと、斧や鑿が一つ二つ地上に投げ棄てられてあるのを見た外は、此の東亞と同化したかに思はれる外交家の行先を知り得る何等の消息をも得ることが出来なかつた。

「カントリー」君は詮方無く、「マンソン」博士を訪ねた。ところが其の門前迄來ると一人の男が何かを待つてゐるらしく佇んでゐるので、近寄つて見ると、それは下僕の「コール」であつた。此の日「コール」は自分から「カントリー」君の家にに向いて行つて、中國公使館が余を拘禁した祕密の經緯を、盡く「カ」君に話さうと思つてやつて來たが、「カントリー」君の家人が、彼は

既に「マンソン」博士の所に行つたと告げたので「マンソン」博士の家の門外まで馳せつけたのである。彼は「カントリー」君の來るのを俟つと共に、「マンソン」博士にも面會しようと思つたのである。

「コール」は「カントリー」君について部屋に入るや、二枚の名刺を繼ぎ合せて書いた、余の手紙を渡した。「カントリー」君と「マンソン」博士は一緒に其れを読んだが、其れには、

「自分は前週の日曜日に、二人の中國人から、始め騙されて誘はれ、次で驟かに暴力を加へられて、竟に中國公使館に幽禁されて了つた。一日二日の後には、公使館は特に汽船を一艘備つて自分を中國に送還することになつてゐる。中國に着けば屹度斬首されるだらう。如何したらよいだらうか」と書かれてあつた。

「マンソン」博士は總ての話しを聞いて、毅然として「カントリー」君を助けて、救出に従はんことを願つた。次で「カントリー」君は嘆息しながら「マカートネー」君が田舎に行く前なら、問題は容易に解決出來たのだが、不幸他出してゐる以上、何處をどう探したらよいだらうか」と言つた。

「コール」は此の言葉を聞いて、次の様な事實を語つた。

「マカートネー」氏は此頃毎日中國公使館に出て來てゐる。遠方に行つてゐると言ふのは嘘だ。孫氏を幽禁したのは、「マカートネー」が其の主謀者だ。孫氏を嚴重に監視して脱出しない様にせよと自分に命じたのも、「マカートネー」だ。」

「カントリー」「マンソン」の二氏は「コール」の言葉を聞いて非常に驚愕した。何故かと言へば、「マカートネー」が此の事件の主謀者となれば、自然救出は一層困難となり、一切の措置も更に慎重の度を加へなければならず、勢ひどうしても政府當路者と交渉しなければならなくなるからである。

「コール」は二氏の詰問によつて續いて次の如き事實を語つた。

「中國公使館では孫氏を狂人だと言ふことにして、二日の後即ち次週の火曜日、船を雇つて中國に護送しようとしてゐる。船の名は確と知らないが、倫敦城に住む「グレゴール」(Mc Gregor)と言ふ男は、此の事の相談に與つてゐる筈だ。又此の週、忽然中國の兵士が三四名來て中國公使館に滞留してゐる。斯うした人間は之れ迄居なかつたのだから、孫氏護送の役に當る爲だらう。」

そこで「カントリー」「マンソン」の二氏は夫々名刺一枚宛を、「コール」に渡し、持ち歸つて余に渡さしめた。其の中の一枚は、余の心を慰める爲のものであり、他の一枚は「コール」が、

確かに余の爲に奔走してゐることを證明したものであつた。

「コール」が去つた後、此の二博士は再び「スコットランド」區の警察署に向向き、重ねて人道の爲に出でて干渉せんことを請ふた。之に對し當直の探偵長は「君は昨日も夜中の十二時半に來たが、あれから間も無いではないか。事實自分等にはどうにもならないのだ」と答へた。

警察署を出た此の二博士は、三思熟考の後、始めて外務省の方に當つて見ることに決めた。そこで省の方に行くと、省の者は、午後五時に今一度來れば、當直の省員が面會するだらうからと語つた。定刻になつて行つて見ると、書記生が禮を厚くして彼等を應待した。然し二氏の陳情の言葉に對しては半信半疑の様子で、今日は丁度日曜日で公務を執つてゐないから、今直ぐには何ともならないが、明日になれば上官に轉達して置きます云々と語つた。

茲に於て二博士は困つて了つた。考へてみれば、時期は非常に切迫してゐるし、若しも中國公使館が其の夜にでも計畫を實行すれば、余は救ひ出せなくなる。更に心配になることは、公使館の雇つた船が他國の商船であれば、英國政府が船内を搜索しようとしても、其れが出来ないことだ。譬へ犯人が既に護送され、汽船が既に解纜しても、其の船が英國船でさへあれば、倫敦で搜索することは出来なくとも、其の船を「スエズ」に於て搜索する事が出来るが、外國船の

場合には、それが出来ないから、一度出帆したら萬事窮する譯である。そこで二氏は俄然計畫を變へて先づ中國公使館に行つて「孫某を拘禁してゐる事は既に外人も知つてゐるし、英國政府や倫敦警察も、已に中國公使館が孫某を中國に護送して、死刑に處しようとしてゐる事を洞悉してゐる」と告げることにした。之を聞けば、若しかすれば、中國公使館でも畏れ憚つて、敢て俄かに事を遂行しないかも知れない、と考へたからである。そして、「カントリー」君が余の知人であることは、中國公使館の館員が知つてゐるから、「マンソン」博士が一人で行くことになつた。

そこで「マンソン」博士は單身「ポートランド」區四十九號の中國公使館の門を叩き、門外の守衛兵に英語を話せる一人の中國人を呼んで彼と面談する様に頼んだ。間も無く一人の通譯員が出て來たが、其れは最初路上で余を捕へて、公使館に渡した唐某であつた。「マンソン」博士は開口一番、一度孫逸仙に會ひたい、と言つた。唐某は暫くもぢもぢしながら、口の中で孫々、と、其れが誰であるかを知らない様な口吻で呟いてゐたが、やがて「此處には一人もそんな者はゐない」と答へた。「マンソン」博士は「孫某が確かに此處に居る事を自分は知つてゐる。胡魔化しても駄目だ。英國の外務省も既に此の事を知つてゐるし、警察でも人々派して既に詳細に調

査してある」と言つた。然し唐某は少しもヘコマズ、極力辯明し此種の消息は全く虚構であると
言ひ張つた。而も其の態度たるや從容沈着、何事もなかつた様な様子だったので、中國に二十一
年間も居て、廈門の方言も立派に知つてゐるし、中國人の性情風習も皆洞悉してゐる「マンソン」
博士も、覺えず心を動かし、拘禁されてゐると言ふ事は事實では無いかも知れぬと疑ひかけた位
だつた。唐某の如きは洵に中國外交界の人材たるに醜ぢざる者であつて、其の騙りのお力を以て
すれば將來卿相となつて臺閣に列する事も不可能ではないかも知れない。「マンソン」博士は歸つ
て來て、「カントリー」君に「其の辯明する時の態度は極めて坦懐卒直で、言葉つきも極めて質直
であつた。それに孫某が拘禁されてゐると言ふ消息は、或は孫自身が何等かの目的を達せんが爲
に自分で捏造したものかも知れない」と迄言つた。

「カントリー」「マンソン」の二氏は余を救はんとして東西に奔走し、此の晩（日曜日）の午後
七時になつて始めて袂を別つた。然し兩人共計畫が少しも實現されないので、心中殊に鬱々たる
ものが有つた。それに彼等が恐れたのは、中國公使館の方で、英國政府が既に此の事を聞き知つ
てゐると言ふことを知つた以上、或は其夜にでも護送を敢行するかも知れないし、そうでなければ
必ず拘禁の場所を他に移すだらうと言ふことであつた。若し曾紀澤（駐公使の前任者）が歸國

の際、其の住宅を返さなかつたならば、公使館では必ず余を其の曾の宅に改禁し、英國政府に公
使館の検査を請ふて世間の流言を打消し、此の事件に對する誠意を示すと言つた手段に出たであ
らう。然し曾の宅を返した以上、此の方法は不可能であつた。それにしても護送の期日は火曜日
に決つてゐるから、既に其の汽船は必ず埠頭に碇泊してゐるだらうし、公使館では狂人を護送す
ると言ふ口實で、深夜人の寢靜つた後、余を船内に送り込まないとも限らない。此等の諸點は皆
兩博士の懼れ危んだところであつた。

第六章 探偵を求む

「カントリー」君は再三考へたが、心中釋然たらざるものが有るので、竟に密かに人を遣して
中國公使館の外から伺はせて見て、公使館の行動を探らせて見ようと決心した。そして急いで友
人某の處を訪ねたところ、其の友人は「スレイターズ、ファーム」(Slater's Firm)の所在を教
へて呉れた。「スレイター」館は倫敦の本區（倫敦本區は倫敦全市を若干に區分したものの一つ
で、倫敦城とも言はれてゐる）に在る米人の私立探偵社である。其の日は日曜日だつたが、「カン
トリー」君は「ベイシングホール、ストリート」に行つて、花崗石の立派な家が「スレイター」
館であることを知つたので、「ベル」を推したが應じない、門を叩いたが答へが無いので、大聲

で呼んでみた。然し屋内は闐然として聲が無かつた。日曜で休業だつたのである。然らば英國では日曜には取扱はねばならぬ事件が無いのかと言へば、そうではない。日曜と言ふのは、單に人為的に、強いて一ヶ月を若干區分に分つて、世俗に便する爲のものに過ぎない。だから犯罪者に今日は日曜だから、今日は日曜でないからなど言ふ分別があらう筈は勿論無い。

「カントリー」君は已むを得ず途中で逢つた警官と、其れに御者も加へて對策を凝議した。此の御者は中國公使館の事件を既に知つてゐて、之が爲に盡力し奔走しようとしてゐる者であつた。計畫が決つたので、最寄りの警察に出掛けて行つて、中國公使館の事件を具陳したところ、警官は偵察する場所が何處であるかを、最初に言つて貰ひたい、と答へた。

そこで「カントリー」君は西部の「ポートルランド」區だと告げた。警官が言ふには「では何故、西部の警察に頼まないのか。本署は倫敦本區に屬してゐるから、西部の事件に干渉することは出来な」と。

「カントリー」君も、東部警察と西部警察とでは管轄が違ふことを知つてゐたのであるが、重ねて、貴署から探偵を一人出して、中國公使館を探らせて戴けまいか、と頼んでみた。然し警官は依然「そんな事は出来ない。倫敦本區の警察は、西部の事には干渉出来ない。之れは規定だ」と

答へた。

そこで「カントリー」君は「それなら貴署で長らく其の方面の仕事をしてゐて、現在退官してゐる警官を紹介して、盡力して呉れる様に頼んでは貰へまいか。少し許りの報酬はするから」と語つた。之に對し警官は「宜しい。君の爲に捜してあげよう」と答へた。そして居合せた警官が、互に適當な人物は無いかと凝議してゐたが、聽て一人が「有る、何某と言ふ男がある。彼なら適任だらう。」と言つた。

「カントリー」君が喜んで其の住所を詢ねると「レイトンストーン」(Leytonstone)だ。然し今夜は訪ねて行つても居ないだらう。今日は君も知つての通り日曜日だから」との事であつた。

「カントリー」君は此の言葉を聞いて不満に思つたが、署の人達は更に又稍々暫く相談した後、始めて適當な人物を考へ出した。其の者の住所は「イスリントン」(Islington)の「ギブストーン・スクエア」(Gibstone Square)である事を知つたので、余の友は其處を辭して出た。

彼は警察署を出た後、先づ最初に新聞社に行つて、余が逮捕された事を新聞社に告げて、此の事を世間に宣布して貰ふ様に頼み、それから「イスリントン」の探偵を訪ね様と思ひ、意を決して「ロンドン・タイムス」社に車を驅つて、其の副主筆に面會を申込んだ。ところが社員が出て

來て應待し、一枚の紙をひろげて、余の友に面會を求むる理由を其れに書けと言つた。で彼は其れに、中國公使館の誘拐逮捕事件、と大書した。其の時は既に夜の九時だつたが、社員は十時になつて、今一度來れば面會するだらうからと約束してくれた。そこで「カントリー」君は直ぐ様「イスリントン」に行つて、警察から紹介して貰つた探偵を訪ねた。然し其處まで行くのに既に多くの時間を費したし、漸く辿りついた「ギブストン、スクェアー」は、燈火が少く、暗くて門札を読むのに骨が折れた。戸毎に檢べて行つて漸く警察の教へて呉れた番號を見つけ出したので、遂に門を叩いて中に入つた。それは間違ひなく其の探偵の家だつたが、其の男は別な事件の爲に、引受ける事が出來ないからと言つて代りに他の男を推薦した。余の友は已むを得ず之を承認し其の男の住所を問ふたが、住所を書いた其の男の名刺を探すのに、此の探偵はあの箱を傾けたり、此の函を倒にしたり、古着の中から襦袢の中まで、偏く探すこと小一時間の後、始めて一枚の紙を探し出し、余の友に言ふのは「有ることは有つたが、此男は現在倫敦本區の某旅館の守衛をしてゐるから自宅を訪ねても駄目だ」と。

余の友は暫く躊躇した後、探偵の部屋に數人の子供が居るのを見て、其の探偵に請ふて早速手紙を書いて、其の中の一人の子供に、其の男に届けさして貰ひ、其の探偵は「カントリー」君と

同道して、其の某旅館に行つて貰ふことにした。斯うすれば兩者必ず一緒になるだらうと思つたからである。

部署が決つたので、余の友「カントリー」君は探偵と一緒に車を驅つて某旅館に赴いた。其の旅館は巴畢干（舊堡壘）の近くであつたが、稍々暫く探したが、目的の男の影さへ見えなかつた。次で其の男は十一時になつて旅館の門が閉つて後、始めてやつて來て部署に就く事を知つたので、「カントリー」君は詮方なく、同行の探偵に旅館の外で、其の友人を待つ様に頼んで置いて、自分は「タイムス」社に騙せつけ、記者に余が逮捕された事情を逐一物語つた。記者はペンをとつて其れを書き、登載するか否かは、主任の裁可を俟たねばならないからと語つた。

「カントリー」君は此の日、夜の十一時半になつて漸く自宅に歸つたが、十二時になつても雇ひ度いと思つた探偵はやつて來なかつた。「カントリー」君は彼のする事の總てが不利で、心中勘からず焦燥煩悶を禁じ得なかつたが、滿腔の熱血は少しも衰へず、遂に自ら中國公使館の門外に行つて監視し、若しも密かに犯人を護送する様なことがあつたら、直ちに出て干渉しやうと決心し、其の旨を「カントリー」夫人に告げ、夫人と握手して家を出た。

ところが家を出るや否や、彼は一人の男に出逢つた。そしてそれが先刻約束して置いた、旅館

の守衛をしてゐる探偵であることを知つたので、一緒に中國公使館に向向いた。其時は既に十二時半だつたが、公使館内の燈火は猶明るかつたし、人影も繁く、總ては「マシソン」博士の晝間の一言を覆すに充分であつた。そこで「カントリー」君は其の探偵に一臺の車の中に匿かれて伺はしめた。其の車は「ウエイマウス」街 (Weymouth Street) の南側の屋根下に在り、「ポートルランド」區と「ポートルランド」路との間に介在してゐた。其の夜は月光が晝の様に明るく、中國公使館の二つの門から出入する者は、車中の者でも明瞭に見える程だつたから、萬一余が深夜になつて護送搬出される様な事が有つても、車中の探偵が直ちに其の車を驅つて後を逐ひ、余の行く先きを突きとめるのに、見失ふ様な心配は無かつたのである。

「カントリー」君が家に歸つて寢たのは既に午前二時だつた。此の一日の間に、先づ第一に彼は政府に稟請し、次で警察署に訴へ、新聞社に報告し、更に密かに探偵を派して公使館を外部から伺はせたのである。即ち彼は此の一日、彼の心力の限りを竭したのであつて、余の命が全きを獲たのは、全く其のお蔭である。書いて此處に至れば、余は感極つて流涕を禁じ得ない。

第七章 英政府の干渉

月曜(十月十九日)の朝「カントリー」君は重ねて「スレイターズ、フォーム」に行つて探偵

を一人雇つて、終日中國公使館を外部から監視させることにした。次で其の日の正午、「カントリー」君は本國外務省の命を受けて、此の事件の始末を書面に書いて外務省に呈出した。英國外務省は、非公式な方法によつて中國公使館に余を釋放せしめ、收拾困難な國際問題を惹起しない様にとの考へだつたのである。それに余が逮捕されたとの消息は、全く噂さと言ふ程度か、密訴する者が有つたと言ふ程度で、尙確實な證據は無かつたから、當事者は正式な交渉するのは妥當で無いと考へてゐたのである。然し英國政府は「グレン」汽船會社に問ひ合せた結果、中國公使館が船艙を借りたことが確かであることを知り、茲に於て祕密裡に犯人を捕へた事も、中國に護送しようとしてゐる事も、共に事實であることが明かとなつた。仍つて英國政府は正式に問題の解決に當る事となり、従つて余の友「カントリー」君の責は始めて輕減さるるに至つた。

英國政府は先づ第一に、人知れず六人の密偵を派して中國公使館の外部を監視させ、又附近の警察署に注意して見張りする様に命じた。そして余の歐装の寫眞(米國滯在中に撮影したもの)を警官に配附して余を辨認するに便せしめた。之れは中國に旅行した事の無い外國人は、中國人の顔を見ても皆同じ様に思はれて、見分けがつかないから、余の平常の寫眞では少しも英國警察の役に立たない爲に、歐装で鬚を蓄へ、髪を西洋式に梳つた此の寫眞にしたのである。中國は早

婚の國であるが、鬚をたてるのは極めて遅く、父か祖父かであつて始めて其の資格を有するのであるが、余の如きは當時行年猶未だ三十に及ばなかつたのである。

木曜日（十月二十二日）英國政府は人權保護法に據り、中國公使館か「マカートネー」かに犯人を審問する爲に、其の引渡しを命じようとしたが、中央刑事裁判所が許可しなかつた爲に、遂に實行を見るに至らなかつた。

此の日（十月二十二日）の午後「地球」紙(Globe)の記者が「カントリー」君の所にやつて來て、中國公使館が某中國人を逮捕したと言ふが、其の中國人は平常どんな事をしてゐる男か、又本事件は如何なる経緯のものか、と質問した。之に對し「カントリー」君は彼の知る限りの事を話し且つ五日前（十月十八日）既に孫某の事は「タイムス」社に告げ、次で日曜日（十月十九日）にも同社に行つて此の事に就いて報告して置いたと語つた。「カ」君は此の事件は「ロンドン・タイムス」が第一に發表するのが至當であると考へたのである。然し「カ」君は次で「地球」紙の記者に「何れにしても試みに君の原稿を読んで見て呉れ、自分が訂正するから」と言つた。そこで其の記者は其の草稿を音讀したのであるが、聞き畢つて「カントリー」君は「結構だ、此儘新聞に載せてもよいが、只だ「カントリー」と言ふ名前だけは書かないでくれ」と告げた。

此の事件は新聞に出る前に既に、幾多の人によつて知られてゐた。火曜日（十月二十日）には既に少くとも二三百人が此の事を知つてゐた。然るに各社の探訪記者が、木曜日の午後になつて之を聞き知つたことは、些か異とするに足るものである。

新聞社が知つてからは、隠蔽する事は、一層困難となつた。「地球」紙が此の驚愕す可き特だね「ニュース」を掲げてからは、「ポートランド」區「デボンシャー」街四十六號の「カ」氏の宅には、次ぎから次ぎに訪問者が詰めかけ、老友「カントリー」君は全く應接に暇無き有様であつた。

「地球」紙發行後二時間も経たず、「セントラル・レビュー」紙と「デイリー・メール」紙の記者が各一人宛「カ」君の許に來訪して、此の事を質問した。余の友は努めて口を緘して語らなかつたが、此の事件の大體の事情を一二話して聞かせた。兩記者は辭去した後、直ちに中國公使館に行つて、孫某に面談したいと申込んだ。ところが出て來て應待したのが、例の機に應じて巧みに豹變する唐某であつた。そして彼は公使館では孫某なる者を全然知らないと言つた。そこで記者達は「地球」紙の記事を示したところ、唐某は大笑して「そんな事は皆嘘だ。全く捏造したものだ」と言つた。「セントラル・レビュー」の記者は改つて「君が胡魔化したつて駄目だ。此處に拘禁してゐる孫某を直ぐに釋放せねば、明朝は數千人の市民が公使館を取り圍むだらうし、彼等

は義憤を發して其の結果は何をしでかすか解らないだらう」と告げたが、唐某は毫も聲色を動かさず、其の狡猾さは前よりも一層甚しかつた。

記者達は其處を出て今度は「マカートネー」の行先を探した結果、彼が「ミディランド・ホテル」に居る事突き止めた。彼と記者達との問答は、詳しく英國の各新聞に出てゐるから、今次に轉録して見よう。

「中國公使館」の參贊「マカートネー」氏は昨日午後三時半、外務省に赴いて一切を申立てた。

「マカートネー」は某紙記者の問に答へて曰く「某なる者が中國公使館に拘禁された事件に就いては、新聞に記載された消息以外には、自分から何も述べることは出来ない。」

更に次の様な問答が行はれた。

記者「外務大臣「サリスベリー」(Lord Salisbury)卿は既に中國公使館に拘禁してゐる人物の釋放を請ふ旨照會したと外務省では布告してゐるが事實か。」

「マカートネー」「其の通り事實である。」

記者「其の照會の結果如何を承りたい。」

「マカートネー」「某なる男は當然釋放されるだらうが、釋放の際、公使館の權利を少しも侵害

しない様にするには是非努めなければならない。」

其後又某新聞の記者が「マカートネー」に會つたが「マ」氏は彼に次の如く語つた。

「自分が公使館に拘留した中國人は孫逸仙ではない。此の男が誰であるかと言ふことや、彼の英國到着後の一撃一動は、公使館では遺く所なく洞悉してゐる。又彼が公使館に來たのは自發的に來たので、決して公使館の方で誘ひ込み又は強迫して逢捕拘留したのではない。中國人で倫敦に來た者は、獨りで無聊でもあり、又人にも場所にも不なれな爲に、公使館に來て種々質問し且つ公使館の中國人と話しをするのが常である。ところが此の男の動作には何かしら探り窺ふ様な所があり、公使館に知つた者の無いのをよい事にして、敢て憚る所なく斯様なことをする。始め公使館員某が應接し、次で彼を余に紹介したのだつたが、彼は余と應待する際無意識に二言三言彼が公使館で舉動を伺ひつつある某人ではないかとの疑ひを抱かせるに足る言葉を吐いた。其の翌日又やつて來たが、其の時には既に彼が其の男であると言ひ確證が擧つてゐたので、遂に之を拘留し、中國政府の訓令到着を俟つて處置する考へだつたのである。」

次に「マカートネー」の國際問題論を掲げて見よう。

「某なる男は中國人であつて英人ではない。更に中國公使館は中國の領土であり、之が統治權を

有する者は、只だ中國公使一人のみである。且つ其の中國人が公使館に來たのは、彼自身の意思に依つたのである以上、公使館が、犯罪の嫌疑を事由として彼を拘留しても、之に對して干涉する権利は外人には少しも存しない。若し其の男が公使館の門外にゐたならば、之に對して採る方法も自ら大いに異つてゐたであらう、何となれば、門外は英國の領土であるから、公使館でも先づ英國政府の許可を請はなければ逮捕することは出来ないから。」

「マカートネー」は又「某なる男は拘留されてはゐるが、公使館では決して彼を犯人と見做してはゐない。起居飲食にも均しく優待してゐる。外部で彼が酷い刑罰を受けてゐるとか、虐待されてゐるとか噂してゐるのは寧ろ滑稽だ」と言ひ「英國外務省からの照會に對しては、公使館は直ちに文書で返答するだらう云々」とも語つた。

又「セントラル・レビュー」紙は「サー・マカートネー」は外務省を辭して中國公使館に歸るや、直ちに勳大人（駐英清公使龍照璣）の寢室に趨き、外務大臣「サリスベリー」が是非とも孫逸仙を公使館から釋出せしめたいと言ふ理由を彼に告げた」との記事を掲げた。

「マカートネー」の言行が正當なりや否やは、余の言はんと欲する所ではない。直ちに之を輿論に聞き、自己の良心に質せば自ら明白であらう。「マカートネー」は彼自身の舉動にも、自ら

理由が存在すると考へてゐるであらう。然し頭の澄徹した者なら、こんなやり方はしないであらう。況んや「マカートネー」は其の身は公使館の參贊と言ふ要職に居る者であり、唐先生の言ふが如くんば、中國公使は僅に空名を擁し、實權は盡く彼の手に操つてゐるに於てをやである。

當時余の友は救出を謀る爲に、計として施さざるは無かつた。左に掲ぐる新聞の記事を見ても其の大體を窺ひ知ることが出来る。

「茲に一つの勇敢なる方法によつて孫逸仙を救ひ出さうとした、彼の友人が有る。只だ然し其後外務省と「スコットランド、スクエア」の警察署が、孫某は中國公使館で決して虐待されてはゐない、他に救出の方法にあるからと言つて止めた爲に、計畫を實施するには至らなかつた。即ち孫君の友人は「パウワースカウト」子爵の家の屋根に登り、屋根傳ひに、中國公使館の孫君の拘禁されてゐる部屋の屋根に達して孫君を救ひ出さうと考へ、已に子爵に許しを請ふてゐたのである。子爵の家は「ポートランド」區の五十一號で、中國公使館の隣りである。待等は他方此の計畫を密かに孫君に知らせた。孫君は中國公使館に拘禁され、行動の自由を有しなかつたが、密かに其の友人に、若し助力して呉れるならば、自分も室内から窓格子を破つて脱出するから、と知らせた。又其の友人達は車を一臺準備して置いて、それを中國公使館の近くに

待たせて置き、孫君が出て來たら、其れに乗せて疾驅し、其の友の家に伴れて行く考へだつたのである。」

此の記事には至らない所も有るが、大體は事實と符合してゐる。即ち十月十九日、下僕の「コール」が「カントリー」君に手紙で「自分に今晚絶好の機會が有るから孫氏を「ボートランド」區の隣家の屋根に上らせて脱出させることが出来る。貴下が若し此の計畫を実施しても差支へないと考へられるならば、隣家の主人に頼んで、誰か一人そちらに待たせて置いて孫氏を援助させたがよいだらう。實行可否の御返事を待つ云々」と書き送つた。「カントリー」君は此の書面に接し、直ちに其れを持つて「スコットランド、スクエア」の警察署に向いて、警官を一人「ボートランド」區に派遣して、彼に助力して呉れる様に頼んだ。ところが署員は「此等の計畫は威嚴を損ふ恐れが有るし、正當な方法では無いから、そんな事はしない方がよい。孫某は吃度一日二日の後には釋放されて、從容として中國公使館の正門から出て來るだらうから」と語つた。

第八章 釋 放

十月二十二日（木曜日）「コール」が石炭の箕を持つて入つて來て、其れとなく知らせて出て行つたので、其の箕を檢べて見ると一枚の紙が有つた。其れは「地球」紙を切り抜いたもので、

其れには余の逮捕された事情が頗る詳細に書かれてあり、標題も「驚愕すべきニュース」「革命家倫敦に於て誘拐拘禁さる」「公使館の幽囚」と言つた様な頗る「センセーショナル」なものであつた。余は急いで其れを一讀し、新聞界が干涉を開始した以上、余の生命は必ずや安全であり得るだらうことを知つた。當時の余の喜びは、丁度死刑の眞際に、突然大赦に逢つた者く如くであつた。

金曜日（十月二十三日）朝から晝迄、幽居の室内には未だ何等の變化も起らなかつた。午後四時半頃になつて、余を監視してゐた公使館の衛兵二人（一人は中國人他は英國人）が突然扉の錠を開けて入つて來て、余に「「マカートネー」氏が階下でお前を待つて居る」と言つて、余に靴を穿かせ、帽子を被らせ、外套を着せ、畢つて余を最下層の部屋に導いた。余は其の時、英國政府が誰かを派遣して検査搜索するのも知れない。だから此奴は自分を地下の洞窟にでも匿す考へだらう、と思つた。そして衛兵が余に、間もなく釋放されるだらう、と語つたが、敢て其の言葉を信する事は出来なかつた。然し突然余の友「カントリー」君が入つて來たし、彼と一緒に他の二人の人が來たのを見て、余の心は始めてほつとしたし、釋放されると言ふことが嘘で無いことも知つた。

余の友と一緒に來たのは、一人は「スコットランド、スクエア」の探偵長で、他の一人の老人は外務省からの使者であつた。「マカートネー」は此等の人々の前で、會つて搜索沒收した品々を一々余に返した後、探偵長と外務省からの使者に簡単に「それでは此の男を諸君等にお渡しする。自分が斯くする理由は、本公使館の特別主權と外交權とを、兩つながら損傷せざらんが爲である云々」と語つた。當時余の氣持は非常に混亂してゐたので、其の言葉の意味を深く考へる餘裕が無かつたが、今になつて考へて見れば、彼の言つたことは全々無意味だし、全く子供騙しに等しいものである。

次で「マカートネー」は余に、余が既に自由を恢復した旨を告げ、一々我々と握手した後、公使館の裏門を開けて我々を出した。そこで我々は門を出て石段を下りて、公使館の後から「ウエイマウス」街に出た。此の事は些細な事であるが、英政府の代表を裏門から出した事については、中國の外交家達は、交渉の間に又しても一つの勝利を獲たと言つて、必ずや自ら誇つてゐるであらう。斯る處置が故意の過失である事は勿論である。「マカートネー」は中國人ではないが、中國の習俗と東方の氣風とに同化した者であり、殊に其の江河日に下る廢頹的氣風の一部に深く染つた者である。若し外人が前記の處置に對して彼を責むれば「マカートネー」は必ずや臨機應變の

詭辯を弄するであらう。それに當時公使館の本館には、新聞記者が詰めかけてゐたし、表門の外は多數の市民が圍繞してゐた。當時の英國外務省の考へでは、急いで此の事件を暗々裡に解決して、世に喧傳させない様にと思つてゐたのであるから、使者が裏門から出たことも、英國當路者の用心に合したものと云へないことは無い譯である。

英國人の觀念と中國人の其れとは異つてゐる。英人は此の事件を以て、彼等の外交の勝利と考へるであらうが、中國公使館は、只た釋放の際に繕弄したことにのみよつて、容易に變じて中國外交の勝利となすことが出來たと考へるのである。だから余の釋放に關する限り、中英の兩方に夫々自ら慰むべき點が有る譯である。

余が釋放される前、外務省からの使者は、「ポケット」から一枚の紙を取り出して「マカートネー」に渡した。「マカートネー」は展げて瞬間其れを見ただけで、内容の全部を知つたらしかつたから、其の紙に書かれてあつたのは、事實數語に過ぎなかつたのであらう。然し余の生死は、實に此の一片の紙に繫つてゐたのである。

公使館の門を出ると、「ウエイマウス」街には、多數の人が推し寄せてゐて我々を圍み、新聞記者達は余にゆつくり話を聞きたいと頻りに頼んだ。然し探偵長は急いで余を四輪車に乗せ、「カ

ントリー」君と外務省の使者も同乗して、「スコットランド、スクエア」に車を驅つた。其の探偵長は喬福斯と言ふ名であつたが、車中顔色を正し語氣を強めて余を誡め、甚しきは余を頑童とまで叫び、今後世の公規に循ふ様に務め、二度と會黨に加入したり、革命に従事したりしてはいけなと語つた。

次で車は「ベークン」區の某旅館の前迄來て突然停つて了つた。そして我々が車から出て路傍に立つや否や、瞬く間に各新聞社の記者達が我々を取り巻いてしまつた。「ポートランド」區から此處迄と言へば、已に半哩以上も來てゐるのに、どうして記者達は突然こんな處に現れたのだらうか。先きに彼等の中の一人が御者の側に飛び乗つて、御者と一緒に乗つて來たことは知つてゐる。それなら其の他の十餘人は我々の車の屋根にでも踞つて我々と一緒に來たのだらうか。之れは記者達が、余が「スコットランド、スクエア」の警察署に行けば、可成時間がかかるかも知れないことを慮つて、先廻りして此の旅館の前で待つてゐたのである。彼等は余が出るのを俟つて、余を擁して旅館の後ろの部屋に連れて行つた。其の勢のすさまじい事は、唐某等が余を公使館に曳き入れた時よりも一層酷かつたし、各記者が余から消息を探知しようとする熱意は、中國公使館が余の首を欲しがつた熱心さに較べて、更に一屬猛烈であつた。次で余は旅館に入つて衆

人に取巻かれながら、彼等の間に答へたのであるが、其の記者達が余の答を聞き乍ら書く其の飛ぶ様な速さを見て、余は心竊かに之を異とした。當時余はまだ其れが速記であることを知らなかつたのである。余が言ふだけの事を言つて了つて、それ以上言ふことが無くなると、「カントリー」君は「諸君時間が來ました」と言つて、余を車に乗せ、「スコットランド、スクエア」に向つて進發した。

警察では余を視ること、まるで無知な少年と同様で、探偵長の場合と異なる所がなかつた。即ち彼の探偵長は容色誠摯、言辭淡泊で、恰も年長者が、目下の年少者に對するが如き態度で余に對したのである。

警察で余は、前後遭遇したことを逐一申述べた。警官は其れを記録し終つて、余に讀んで聞かせ、讀み畢つてから、終りの方に署名する様に命じた。此の間の所要時間は約一時間で、それが済んでから余は友人「カントリー」君と共に辭して其處を出た。

「カントリー」君は余を伴つて歸り、相見て悲喜交々至り、其の接待は言ふ迄も無く慇懃眞摯を極めた。次で「カントリー」君夫婦達は皆で杯を舉げて、余の生命の無事であつた事を祝つて呉れた。此の晩は次ぎ々々に面會を求める者が絶えないので、深夜に至つて始めて就寢すること

が出来た。此の一宵の睡夢の甜美であつたこと、それは實に生有つて以來、余の始めて経験したものであつた。

ぐっすりと九時間程眠つた余は、突然二階で子供達が跳ねたり叫んだりする聲に目を醒した。「カントリー」君の長子「ヂエームス」は其の弟や妹に向つて「「コーリン」お前、孫逸仙におなり、そして「メリー」お前は「マカートネー」になるんだ。僕が孫逸仙を救ひ出す役になるから」と言つてゐるのが聞えた。聽て喧噪雑沓、一しきり大騒ぎをした後、遂に「マカートネー」は倒され、孫逸仙は救ひ出され、そこで罪を赦されたことを意味するのか、鳴鳴たる笛の音が響き、黎黎たる大鼓の音が聞え、次で唱歌「「ブリテン」の先鋒隊」を合唱するのが聞えた。

土曜日（十月二十四日）も終日來訪者が絶えなかつた。「カントリー」君と余とは一々之に應答し、殆ど舌は敝れ、唇は焦ぐるかと思はれる程であつた。

そして其等の來訪者の總ては、必ず急きこんで、「カントリー」「マンソン」の兩博士は如何して拘禁されてゐると言ふ消息を知る事が出来たのかと訊ねた。之に對して若しも我々が漫然と、公使館の者が密かに通知し傳達して呉れたのだと答へれば、公使館内の者で、余を厚遇して呉れた人達は、却つて之が爲に嫌疑を受け、擯斥される様になるから、其れは甚だよくない。

それに下僕の「コール」は此の事件が世に知られる様になつてからは、毅然として職を辭し、重ねて中國公使館に働くことを願はず、自分一人が辭職する事によつて、餘人が嫌疑を受けることを免れしめた。だから我々も實情を道破して、中間に在つて通信の任に當つて呉れたのは、「コール」であると答へた。世間では余が多額の金で「コール」を買収したから、危険を脱出することが出来たのだ、と言つてゐるが、全然そんな事實はない。余は祕密の手紙を「コール」に託し、報酬として二十磅を與へた。彼が余の爲に奔走して呉れるのに對し、少しでも其の勞に酬ひざるを得なかつたからである。ところが詎んぞ知らん、「コール」は翌日其の金を「カントリー」君に渡し、之れは孫某のものだから、代つて預つてゐて頂きたいと言つて去つたのである。余は歸つて來て始めて其の事を知つたので、其の二十磅を無理に「コール」に與へた。余の當時の財力はそれだけであつたから、其れ以上何物をも贈る事が出来なかつたのであるが、此の點余は衷心頗る遺憾に感じてゐる。之より先き十月十八日（日曜日）の午後、「コール」は余の手紙を「カントリー」家に届けて行つたが、「ベル」を推して門を入り、應接間に入つて、「カントリー」君が外出したと聞き、「カントリー」婦人に面接せんことを請ふた。下僕が彼の言葉を聞いて、入つて夫人に告げる間、彼は獨りで應接間に立つてゐたが、部屋の隅に一人の中國人が佇んで彼の方を

見てゐるのを瞥と見て、非常に驚いて色を失ひ、彼が此處に來たことを公使館の方で知つて、誰かに此處迄彼を尾行させたのだらうと考へた。聽て夫人が出て來たので、「コール」は早速彼の疑念を語つたところ、夫人は急に慰め彼の疑ひを解いて、恐れなくてもよいと語つた。實は其れは等身大の中國人の塑像で、「カントリー」君が香港在住當時、街で出來が良いので買つて歸つて應接間に置いてあつたもので、一寸見た人は往々怪しみ詫かるのであるが、其の時の「コール」は、其れでなくてさへ人心地が無かつたのであるから、恐惶も從つて一層甚しかつたのであらう。

以上で余は大略當時の事どもを書き盡した。其の頃はまだ英國議院は召集期に達してゐなかつたので、此の事件が如何に議院に於て論議されたかは、余は知らない。然し余は危險を脱して以來漸次知人が多くなり、倫敦外の多くの英人との友情も、此の事件を楔機として相互に培はれ、一時來客朋友との應對に頗る楽しい時を過すことが出來た。

二、中國問題の眞の解決

光緒三十年（一九〇四年）米國に於て發表せるもの

The True Solution of Chinese Question.

近時全世界の注意は極東に向けられてゐるが、其の原因は日露戦争の爲ばかりではなく、事實に於て列強が共に其の主權を亞細亞に於て争ひつゝあり、勢ひ中國が其の衝突の焦點たらんとしつゝあるからである。之れは恰も歐洲人が會つて「アフリカ」大陸に於て其の屬地を決定するに當り、樽俎拆衝を重ね、久しい間の紛擾を経て後、始めて解決し得たのと同様であつて、領土擴張と移民とに關する大問題である以上、寧ろ必然の勢ひなりと言ひ得る。中國は已に久しく「極東の病夫」として人口に膾炙し、恰も天は歐洲人の欲望を満たさんが爲にのみ此の國を創造したかの感がある。米國の世界政策は從來保守主義に終始したが、此の問題に關する限り不干渉主義ではない様に思はれる。蓋し特別の關係を有するが故に、他に較べて特に注意を拂はざるを得ないのであらう。即ち「フィリッピン」が米國の統治下に置かれて以來、中國は米國にとつては近隣の國となつた譯で、利害の關する所、自然坐視し得ない譯である。又中國は米國商品の大なる消費市場であつて、米國が其の商工業を世界に擴張しようと思へば、中國は實に之が爲には第一位に居る國である。斯く觀じ來れば、所謂「極東問題」なるものが、米國にとつても、尤も緊要なる問題であることを知ることが出来る。

此の問題が其れ程重且つ大なるものであるならば、之に對して輕卒なる解釋を下すことは固よ

り不可であつて、況んや之を果つること無き戦争と包括關聯せしむることに依つてのみ論議するのは不可である。現在の日露の戦ひは、其の結果を憶測するに難くないが、中國に關する事となれば其の造因を尋ねるのは頗る困難であつて、日露兩國と雖も問題に眞の解釋を下すことは不可能であり、更に之が英米獨佛等との關係を探究することは、之れ亦戦争とは遙かに隔絶した難問題たるを失はない。

「我々は此の重大問題を一々遺す所無く解釋せんが爲には、先づ須らく此等種々なる困難の原因を探究しなければならぬ」とは東方の事を深く識らない人々の口から出たものであるが、一應人を感服せしむるに足るものである。惟ふに滿洲政府の萎靡不振は遂に世界に於ける勢力の均衡を破るに至つた。此の言葉は奇異に感ぜられるが、然し事實無根の事ではない。其の然る所以は今日の日露の戦ひを見れば明かである。即ち滿洲政府に滿洲を統治する力が無かつた爲に、實に日露の開戦は不可避なものとなつたのである。然し之は列強の中國問題關與と言ふ意味に於ては猶初步に屬するものであつて、讀者の最も注意すべきは、吾人が會つて言及した通り、滿洲政府が決して中國政府ではないと言ふことである。現在の中國には事實に於て政府は無いのである。世人が若し中國現在の滿洲政府に對し、「中國政府」なる名稱で之を呼ぶならば、其れは實に大

なる誤謬である。余の此の言は、中國を深く知らない人々を駭かせるに足るものかも知れないが、之は歴史上の一事實でもあるのである。今此點を説明せんが爲に、吾人は滿洲朝廷成立の大略を述べて見よう。滿洲族は中國併合以前は荒漠たる「アムール」の廣野を飄然として彷徨してゐた一つの野蠻なる游牧部落に過ぎなかつた。そして時折中國邊疆の住民を侵掠してゐたのであるが、明末に至り中國に内亂が起るや、滿洲人は遂に隙に乗じて入つて北京を奪つた。之れ恰も西曆一六四四年に蠻族が羅馬帝國を侵略したのと同様である。中國人は當初、異族の奴隸となることに甘んぜず、猛烈に抵抗したのであるが、野蠻なる滿洲人は、遂に毫も之を顧るところなく、専ら強力を以て壓制し、中國の老弱男女にして其の荼毒を受けた者は、其の數百萬に達し、屋舎は焼かれ、家は奪はれ、服式諸制度共に盡く彼等の習慣に従ふ事を強要され、頭髮の事に關聯して屠戮された者のみでも既に其の數は萬人の多きに達し、流血千里を染め、殺人城に盈ち、斯くて後始めて中國人は滿洲人の治下の歸服するに至つたのである。

次で滿洲人の採用した政策は、愚民の目的を達せんが爲に、滿人の中國侵略行爲に論及した中國人の文字を總て焚毀し、集會結社を禁じ、中國人の愛國精神を迎へ、異族の奴隸たる事を永遠に忘れしめんとすることであつた。且滿人は五百萬に過ぎないが、中國人は四億の多數に達す

る爲に、之が故國を光復せんとして驟起することを恐れ、其の警戒防禦は慎密を極めた。而も以上の如き種々の方法は、現在に至る迄之を襲用して少しも改めない。之れが即ち滿洲人の中國に對する政策である。西洋人は概ね「中國人は鎖國主義が其の性となつてゐて、外國と交通することを願はない。そして僅かに數ヶ所の港を開いて通商してゐるに過ぎない」と言ふが、之れは誤解であつて、中國の歴史を知らない者の言ふことである。我々は中國の歴史に、此の言を覆すに足る多くの證據が有ることを知つてゐる。即ち上古より近代に至る迄、中國人は隣邦を遇するに於ては夙に敦睦を旨とし、未だ曾つて外國の商人や宣教師を異端視したことはなかつた。西安府の景教碑には、已に明かに西曆紀元七世紀に於ける外國宣教師の福音の功を記載してあるし、漢帝は佛教の先導者であつたが、其後人民は非常に熱心に新教を歓迎し、之が爲に新教は日に増々盛んとなり、一時儒教と共に中國に鼎峙する様にさへなつた。そして宣教師ばかりでなく、全國を遊歴する商人達も、皆賓客として、家に歸つた様な樂みを與へられたものであつた。爾來降つて明末に至る迄は依然外人を敵視する様な傾向は無かつた。此の事は明の相國徐光啓が、親ら天主教徒となり、「マテオ、リッチ」と相親んで、深く人民に尊崇された事實を見ても明かである。

然るに一度び清朝が建立さるるや、政策は漸次改變され、全國に互つて外人との通商を禁じ、

宣教師を驅逐し、民間に在つて教へを奉ずる者には誅罰を加へ、土著民にして海外に至りたる者は死罪に處した。之は果して如何なる考へからしたことであらうか。滿洲人は外人の國內居住を願はず、却つて民間の外人を憎む者を煽動したのであるが、之は彼等によつて中國人の頭が進むことは、自己にとつて不利であると考へたからである。斯くて攘夷の思潮は滿洲人に依つて醸成せられ、一九〇〇年の拳匪の亂に於て其の極點に達した。今日に在つては此の亂の主謀者が、清朝の皇族であつた事は唯一人として知らない者はない。之によつても中國の鎖國政策が滿洲人の私圖であつて、中國人共通の願ひではないことを知り得るであらう。更に中國に來遊した外人は、盡く人民が愈々官吏と遠ざかり、愈々外人と親しみつつある事を知らない者はないのである。拳匪の亂後、多くの人は滿洲政府に維新の機運が動きつつあると信じてゐる様であるが、孰んぞ知らん皇帝の上諭なるものは、單なる紙上の空談に過ぎず、藉りて以て輿論を緩和せんとするものに過ぎない。彼等は維新の結果が單に中國人に其の精華を吸収せしむるに過ぎずして、却つて自己の權利を放棄することになるだらう事を知つてゐる。故に敢て此の舉に出ようとしないのである。斯の如く暗黒なる政府を戴く官界が腐敗し、明朝たり得ないのは蓋し當然のことであらう。試みに其の官吏を観るに、頑固衰頹の狀があり、只だ滿洲人に金を貢ぎ、媚びを獻じて、利

益を壟斷する事を知るのみである。茲に彼等の腐敗を證するに足る驚く可き一つの事實がある。と言ふは近日「ワシントン」駐劄の中國公使が、在米中國人は愛國會と往來することを得ず、違ふ者は族誅す云々の告示を發したのである。文明の教育を受けた公使が、斯る野蠻な舉措に出たのは、實に奇怪な事である。之は只だ横暴なる權力を行使して、自己の祿位を保全せんが爲になされた事實である。斯の如き状態に在る以上、我々は今日の政府と官吏とは、之れ以上何等の希望をも有し得ない。滿洲が中國を統治して以來二百六十年の間に、我々が彼等によつて謬られ虐げられた事は、數ふるに勝へない程であるが、茲には其の最も重要なるもののみを列記することにする。

- 一、滿洲の政治は、只だ私利を圖つて、公益を顧みなかつた。
- 二、吾人の智識と産業との發達を抑遏した。
- 三、平等の權利を認めず、吾人を奴隸扱ひにした。
- 四、人間固有の自由財産權其の他を犯した。
- 五、官吏の贈賄を默許した。
- 六、言論の自由を剝奪した。

七、吾人の承認を経ずして、不規則に巨額の地稅を徵收した。

八、裁判の際罪狀未定の者に野蠻なる極刑を加へて、罪の告白を逼つた。

九、法を犯さざるにも係らず、法規上の權利を剝奪した。

十、管轄下の人民の生命財産を保護するの職を盡さなかつた。

以上の如き種々なる冤罪と苦痛とを受けながら、吾人が尙、力を竭して彼等と協調を保たんとしても、其れは全く無效果に終るであらう。事既に斯の如くなる以上、我々中國人が、將來を補救し、既往の損失を挽回し、以つて極東に平和なる政府を建設せんことを思ひ、意を決して、何等かの適當なる計畫を採用し、用ひて以つて此の重大なる目的を達成せんとする事は、之れ西諺に所謂「平和を得んと欲せば、必ず強暴なる力を加ふ」と同一の理によるものに外ならない。

全國に於ける革命の時機は今や已に熟してゐる。即ち一九〇〇年惠州に革命軍が事を擧げて以來、各地に風を聞いて興起する者が相次ぎ、今又廣西の運動が日に日に擴大しつつある。更に近時中國内地の文書、新聞等は悉く共和思想によつて充滿され、之に加ふるに中國愛國會の活躍がある。米國に於ける中國の共濟會が専ら「傾清復明」を目的とするものである事は、已に人の知る所であるが、此等の組織は創立以來既に二百餘年を経過し、加入者の數も一千萬人に達し、中

國の南部一帯に擴つてゐるし、米國在住中國人も百分の八十迄は之に加入してゐる。此等の革命思想を抱懐する中國人は、之を次の三種に分つことが出来る。第一は官吏に剝奪され誅求されて貧窮な爲に生活し得ない者で、大部分は之に屬してゐる。第二は滿人の爲に一身一家を害せられ、憤激の餘り彼等に反對せんとする者で、第三は識見高邁なる清流の士である。此等の三者は謀らず、招かず而も自然に同一目的の下に集つたものであつて、必ず其の目的を達せんことを期してゐる。従つて吾人は今日、滿洲政府が遠からずして、没落するであらうことを斷言し得るのである。

近來一種の是なるに似て非ざる議論が、頻りに行はれつゝあるが、此の理論によれば、中國は人口が多く物産が豊富であるから、若しも西洋の法を採用實施することによつて、眠れる獅子を警覺せしむるならば、勢ひ必ず猛威を逞しうして、世界を糜爛せしむるであらうから、各國は豫め中國人の開明と自立とを防ぎ、之に對して傀儡政策を採り、務めて中國の本質を愈々低下せしめ、各々自國の利を謀るに便せしむれば、政策の佳なる、之に逾えたるは莫い、とするのであつて、今日の輿論から之を觀れば、其の源の「黃禍論」に發してゐる様に思はれる。此等の理論は表面は人の視聽を動かすに足るかの如くに考へられるが、一度び心を凝して精察すれば、恍然と

して其の無稽の説なることを知り得る。

そして如何なる方面からでも、吾人は其の然る所以を證明する事が出来る。道義上から言つても、或る一國が他の一國の衰亡を望むと言ふ様な事が恕さる可きことであらうか。更に政治上から論じても、中國人は本來一つの平和的で法を守るに忠實な民族であつて、跋扈跳梁を事とする様な種族ではない。若し中國人が戦ふ様なことが有れば、其れは自衛を目的とする場合のみであらう。更に彼等が世界を相手に争ふ様なことが有れば、其れは外人の使喚によるか、或は外人の勢力によつて分割せられた場合のみのことであらう。斯る事態が発生しない以上、我が中國人は終始世界に於て最も平和を愛好する民族である。次に經濟上から言つても、中國が一朝其の酣夢から醒むれば、必ず進歩した政府を建設するであらうから、そうなれば中國の爲に幸福であるばかりでなく、全世界も従つて大なる利益を獲る事が出来るであらう。即ち總ての方面に互つて門戸を開放し、利を以て通商し、鐵道を敷設し、産業も従つて發達し、之に依つて人民の富は次第に増加し、生計も漸次豊かとなり、外國商品の購買力も必ずや増大するであらうから、各國の貿易額が現在の百倍に増加する事も決して不可能ではないであらう。斯の如き諸現象は果して禍と言ふ可きであらうか。若しも個人主義者達が只管に他人を困苦闇弱ならしめんとしたならば、其

の結果は如何であらうか。彼等が能く其の目的を達し得る時は、彼等自身も同様に困窮する時であらう。此の故に吾人は中國の富強は決して「黄禍」に非ずして「黄福」なりと斷言し得るのである。

中國に對しては列強は二種の政策を以つて、夫々自國の勢力扶植に専念しつつある。其の一つは出來得る限り速かに之を分割して植民地たらしめんとするものであり、他の一つは中國の完全なる獨立を保護せんとするものである。前者は大亂を醸成することをも敢て辭せないものであつて、露國の滿洲開拓の如きものであるが、後者に關する限りに於ても、吾人は現在の滿洲政府に之を適用するに於ては、到底目的を達し得ないだらうことを敢て豫言するものである。蓋し滿洲朝廷は已に傾ける屋舎の如きものであつて、其れ自體が已に頹朽して居る爲に、譬へ數本の木を以て強く之を支へても到底其の傾覆は免れ得ないのである。其れのみか、斯くすることは却つて其の顛覆を速かならしむる結果となるであらう。之を歴史に徴して見ても、中國歷朝の生命は、恰も人類の夫れの如く、定つた生老病死の階梯を具有してゐるのであつて、滿人が始めて中國を統一したその時こそ、彼等の致病の始めであり、そして今や其の死期は遠からざる將來に逼つてゐるのである。従つて譬へ仁慈と義勇とを以て、已に動搖しつつある滿洲王家を扶持せんとする

厚意が有つても、所詮効果を收めることは不可能である。故に今此の問題を解決し、擾亂の原因を除いて、一變して平和なる世界を顯現せしめ様と思へば、必ず須く舊來の政府に代るべき進歩せる一新政府を建設しなければならぬ。斯くすれば、中國は能く自ら治むる事によつて、完全なる獨立國としての資格を養成することが出來、各國の擾亂をも免れ得るであらう。素と中國は新政府の創造に當るに足る、有爲有能にして識見高邁なる人士に乏しくなく、其の上兼てから其等の人々が慎重審議し、彼此參酌して案出決定した種々なる方法も存在してゐるのである。若し此の辛ふじて殘端を保ちつつある滿清の君主政體を、一度び變じて民主政と爲すに於ては、人民の悉くは、喜んで新政府の命令に服従するであらうし、已に之が爲の心の準備を整へ、現在の苦境を化して樂園たらしめんことを期待しつつあるのである。斯くて今や中國は全國的大運動の前途とも言ふべく、一點の小火さへ有れば、盡く政治の原野を燎いて、滿人を我等の土地から驅逐し得るのである。我々の事業は大きい、然し事の成らざるを憂ふ必要はない。一九〇〇年の拳匪の亂に於て聯合軍は僅かに二萬の兵を以つて、忽ち進んで北京を占據した。若し吾人が之に二三倍する數を以つて興起したならば成功は全く疑ひ無いものである。況んや吾人は、此の數に千百倍する黨員を得ることも容易である。それに近來、戦ひの有る度毎に、滿人の兵卒が我々の敵で